

平成 3 0 年 6 月 7 日 (木)

(第 1 日目)

## 平成30年第19回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

平成30年第19回荅北町議会定例会は、平成30年6月7日荅北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 野田 寛子

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教育課長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会計課長	坂元 俊司

## 8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達していますので、只今から平成30年第19回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、野崎幸洋君、8番、浜口雅英君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月8日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月8日までの2日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

熊本地震の前震から2年となった4月14日、熊本県庁で開催された熊本県主催の熊本地震犠牲者追悼式に出席をし、献花をいたしてまいりました。

4月28日、長崎市で開催されました長崎苓北会総会に浜口議員とともに出席し、出席者の皆さん方にふるさとの情報を配信するとともに、懇親を深めてまいりました。

5月7日、天草市で開催されました島原・天草・長島架橋建設促進期成会総会に出席をいたしました。

5月20日、上天草市・宇城市で開催されました熊本天草幹線道路、いわゆる天城橋でございますが、この三角大矢野道路の開通式に出席をいたしました。

5月22日、縣市町村自治会館で開催されました県町村議長会議長研修会並びに県町村議会議長会臨時総会に出席をいたしました。

5月25日、県町村議会議長会から県、県議会、自民党県連に対し要望活動を行いま

した。天草郡としましては、熊本天草幹線道路の早期整備、天草市河浦崎津集落の世界遺産登録勧告を受けての、苓北町から天草市天草町下田北区間道路の法面に対する根本的な防災対策の速やかな実施についてを要望いたしました。このことについては、熊本県がもう30年近く前に県庁までの所要時間90分間構想を打ち出しましたが、まだその90分間構想が達成されていないのが熊本天草間のみでありますので、強く要望をしたところであります。

それから5月28日、東京国際フォーラムで開催された全国町村議長会主催の議長・副議長研修会に錦戸副議長とともに出席をしました。山梨学院大学大学院研究課長、法学部教授、江藤俊昭氏による講演などがありました。

翌5月29日、全国町村会館での県関係国会議員への要望活動に、錦戸副議長とともに出席をしましたが、ここでも先程申しました天草熊本間の幹線道路の早期整備について要望したところであります。

それから6月1日、天草空港ターミナルビルで開催された日本エアコミューター株式会社と天草エアライン株式会社による共通事業機の初発便の出発セレモニーに出席をしました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。  
以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、4月からこれまでの主な行事についてのご報告でございます。

平成30年度の町内小中学校の入学式が4月10日に、それぞれ開催されました。今年度の入学者数は小学校が、坂瀬川小学校9名、志岐小学校33名、富岡小学校12名、都呂々小学校8名の計62名。苓北中学校の入学者は62名でした。

次に4月19日には、苓北町体育センターにおきまして、遺族の方々をはじめ、町内各機関団体の代表者のご出席をいただき、苓北町戦没者追悼式を開催いたしました。

次に4月28日には、長崎市内におきまして長崎苓北会の総会及び懇親会があり、私と山本議長並びに議員の皆さま方、地域間交流事業推進委員の皆さま、町職員あわせて総勢8名が出席をいたしました。当日は来賓を含め56名の出席があり、総会後の懇親会では苓北町の特産品が当たるもろもろの催しも行われ、大盛況のなか、交流が深められました。また、会場内には苓北町の写真を展示し、あちこちで懐かしいという声が聞かれました。

次に4月28日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中、苓北町5窯元、天草市天草町の4窯元が参加をいたしまして、恒例の「天草西海岸春の窯元めぐり」が開催されました。期間中、町内の5窯元には8,236人の来訪者がございました。

次に町が現在、国の地方創生推進交付金を活用して進めております事業の取り組みについて、このたび喜ばしい結果がありましたのでご報告をいたします。去る6月1日、東京の汐留で開催されました「ニッポンの宝物・JAPANグランプリ」において、苓北町から熊本県代表として出場されました洋菓子店Hanaさんがスイーツ部門でグランプリを受賞されました。Hanaさんは、町が取り組んでいる苓北の里山里海資源を活用した観光交流ブランド創造事業のなかでの商品づくりセミナーに参加され、地元産のイチジクを使用したデザートを開発し、今回出品されたところでございます。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

まず6月9日土曜日には苓北町体育センターにおきまして、第40回福祉スポーツ大会を開催いたします。町内の老人クラブ、老人ホーム、身体障害者施設、保育園などの皆さまが参加をなさって実施いたします。

次に6月17日に大阪リバーサイドホテルにおきまして、関西ふるさと苓北会総会が開催されます。苓北町からは、私と山本議長ならびに議員の皆さま方、町職員あわせて総勢5名が出席の予定でございます。

次に「平成30年度苓北さわやかクリーン作戦」を7月8日、日曜日、午前7時から実施いたします。なお、当日悪天候の場合は、翌週の7月15日、日曜日に順延いたします。順延の場合は、防災行政無線ならびに各家庭に配備しておりますIP告知端末にてお知らせをいたします。また本年度は、クリーン作戦にあわせまして、家庭用粗大ゴミの回収も行う予定にしております。

次に、苓北町避難訓練をクリーン作戦と同じ日の7月8日、午前10時から行います。苓北町に震度7の地震が発生したとの想定により、指定避難所等への避難訓練を町内全域で実施いたします。なお、避難訓練は雨天決行の予定であります。

次に7月11日水曜日から13日金曜日までの3日間、苓北町において全国町村下水道推進大会を開催いたします。当日は全国の町村から町村長や担当課長など140名の参加をいただくことになっております。

次に「じゃっと祭」を7月21日土曜日、22日日曜日に開催いたします。1日目は花火大会やステージイベントなど、2日目はベーロン大会を開催いたしますので、議員の皆さま方におかれましても、ぜひ、応援のほどをお願い申し上げます。

次に、苓北町青少年国際交流研修生派遣事業を今年度は7月28日から8月10日までの14日間、オーストラリア、マジー市へ中学生6名、引率2名の計8名を派遣する予定でございます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（山本政人君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） おはようございます。通告1番、8番議員、浜口雅英。質問の相手、町長。質問方式、一問一答です。

質問事項1、20年先のまちづくり。

質問要旨（1）基本構想の策定にあたって、町づくりの条件は複数の要件を満たす事柄の集約が必要であり、それに足りないものがある時はこれを満足するための努力が求められます。この中でも、自治体を構成する人口の確保は町づくりの条件の最たるものと考えます。

ところで、2014年、平成26年5月に民間の有識者でつくる日本創生会議は、全国1,724自治体のうち消滅可能性都市として896市区町村を指摘しました。

これは、少子化の進行による人口減少によって存続が困難になると予測される自治体とされています。また、この事は、平成22年から30年間の人口の移動を推計した場合、行政における社会保障の維持、雇用の確保などが困難になるとみられる自治体の事でもあるそうです。

更に、概ね20歳から39歳の若年女性人口が減少し続ける場合、人口も減少するという考え方の様でもあります。

この様に全国的な少子化、高齢化が進むという厳しい現実、状況が示されている中で、我が苓北町も社会保障の維持、若年者の雇用の確保、建物や道路、橋など公共施設の管理、そして、税金などの財源の確保がこのような少子化、高齢化による人口減少に起因する厳しい状況のなかでの行政の執行を求められているのではないのでしょうか。

この様な中、平成31年から平成40年まで10年間を見据えた町づくりの第7次基本構想。平成31年から平成35年まで第13期基本計画として5年間のまちづくりの施策が掲げられる事になり、これの策定に取り組んでおられることと思いますが、これの進捗についてお尋ねします。

また、10年間の基本構想策定にあたっては、更に長期的な20年後、30年後の町づくりも視野に入れたものにすべきではないかと考えますが如何でしょうか。

質問事項2、安心して住める町づくり。

質問要旨（1）危険個所の撲滅。平成23年3月の東北地方の東日本大震災は、東京電力の原子力発電所に大きな被害を与え、この事により未だ住民の帰還がかなえられて

いない区域もあるようです。また、平成26年の台風8号により豪雨を受けた長野県、山形県。平成27年9月の関東、東北の豪雨。28年には、4月の熊本地震。そして、台風10号では北海道、岩手県への被害等が発生しております。

天草の地形は、急峻で脆弱な地質で構成されており、台風等による風水害、土砂災害に弱いのではないかといわれ、このため本町においては数十年前、都呂々竹の迫地区で国道389号への大規模の崩落がありました。以降は、比較的小規模な土砂崩れ程度がまれに発生するという状況だったと思います。が、今回、都呂々木場地区において、林道に大規模な崩壊が、町道に約40センチのクラックが発生しました。また、国道389号の都呂々萱の木地区では落石注意個所で、十数トンの巨岩が道路に落下しました。更に、324号でも、つい先日、坂瀬川西川内地区で山腹が崩壊し道路の通行規制がありました。

山間地の公道だけでなく、本町の基幹道路である国道も、いつ崩落が起こるかわからないままであります。このような案件が放置されたままの状態、何らの抜本的な対策も施されない事態は、一町民として、また、町議会議員のひとりとして自らの無力さに情けなく悲しい思いがします。

海岸線も、白木尾地区から内田地区への海岸管理道路は、内田地区の区域は白木尾地区に比べ護岸の高さにマイナス1m程度の差が付いています。人家がない所だから下げて施工したという事だったと思いますが、管理道路背後の陸地は海水の打ち上がりにより洗掘された、いわゆる越波による被害の状況がみられます。このような事から、この護岸を同じ高さに改修し、あわせて陸地法面への補強工事を実施し土地の崩落を防ぐべきだと考えますが如何でしょうか。

このような事例以外にも、町内には複数の事案があるのではないのでしょうか。この事から、町内における道路をはじめとするあらゆる種類の危険個所を調査し、把握し、これへの抜本的な対策を立てて町民の生命と財産を守るべきではないかと考えますが如何でしょうか。

質問要旨(2)河川の維持管理。国土交通省によれば、河川管理者は、洪水や高潮等による災害を防止し、公共の安全を保持するように適切に行わなければならないとされています。

そして、この管理について権限を持ち、その義務を負うものが河川管理者であり、この管理者は河川法に基づき、一級河川は国交大臣。二級河川は都道府県知事。準用河川は市町村長と定められています。

このような中で、平成28年荅北町町政年報によれば、本町の河川の状況は、坂瀬川地区の西川から都呂々地区の下萱之木川まで23本、河川延長57,250mと、その他河川として本数は不明ですが、河川延長42,260mの河川が存在し、河川延長の

総合計は99,510mに達しています。

これらの河川は、県が管理する二級河川、町が管理する準用河川と普通河川に分けられ、それぞれの管理者が河川法に基づき河川の氾濫防止等の対策に努めておられる事と思います。

しかし、松原川、上津深江川、年柄川、都呂々川等の複数の河川河口部分には大量の土砂が堆積し、河川の適切な流れに支障を及ぼしている箇所もあります。そして、このことに危険を感じた沿岸住民からの要望によりその都度、堆積土砂の取り除きが行われているようですが、この土砂の堆積防止のための根本的に恒久的な対策が必要ではないでしょうか。

更に、これらの河川のうち、松原川、内田川の河口区域はコンクリート構造物や、土砂地盤の多様な種別の河床が洗堀されています。

先程、質問要旨（1）危険個所の撲滅で触れましたように、天草の地形は急峻で脆弱な地質で構成されており、台風等による風水害、土砂災害に弱いのではないかとされています。このような事から、この洗堀されている河川の河床を放置すれば、近年の集中豪雨による河川の氾濫が沿岸住宅や農地への浸水。そして、道路、橋梁が崩壊する恐れもあり、最悪の場合、河川を塞ぎ止める事態も起こりかねません。このような現状は、河川の氾濫等が予測される流域住民の不安を増大させます。住民の不安を払しょくするには、現在洗堀されている河床を補強する工事により解決できるものと考えます。何らかの対応をすべきはないでしょうか。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の、浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、基本計画の策定にあたってのご質問であります。

現在、平成31年度から平成40年度までの10年間の計画である第7次基本構想並びに平成31年度から平成35年度までの5年計画である第13期基本計画の策定を行っているところでございます。

一点目は、その進捗状況についてのお尋ねでございます。

第7次基本構想及び第13期基本計画におきましては、平成31年度当初予算編成に大きく影響を及ぼすことから、平成30年12月定例会で議案審議いただけるよう、事業を前倒しして予算を計上させていただきました。

予算措置後の進捗状況といたしましては、まず本事業の執行上、専門知識を持った事業者の支援を必要とすると判断いたしましたので、プロポーザル方式、これ提案方式と日本語では言うそうでございますが、で業者を選定いたしまして、業務委託の発注を行っております。

本年1月15日から1月22日の期間で事業企画提案者の公募を行い、2月6日に審査会を行いました。

ご提案いただきました業者数は4社でございましたが、審査の結果、株式会社ぎょうせい九州支社に業務を委託しました。このぎょうせい九州支社というのは、我が町の電算業務を扱っている行政システムとは全く別ものの会社で、全国展開をしております法律図書等の業務を扱っている会社でございます。なお、基本構想、基本計画の冊子の印刷製本につきましては、本年12月定例会でご審議をいただいたのちに取り掛かります。

次に、業務委託後の事業進捗といたしましては、契約後すぐに苓北町のあらゆる情報、国勢調査の結果を含めた統計等の数値、決算統計の財政に関する数値などを用いた、基礎的調査の実施、分析に取りかかりました。

また、住民のニーズの調査と併せ、現振興計画に沿った事業実施状況の評価並びに意見聴取のために住民アンケート調査を行いました。

アンケート調査は、平成30年1月1日現在で満18歳以上の町民2,000名を無作為抽出いたしまして、3月21日から4月10日の期間で記入・返送をお願いしたところでございます。

回収いたしました調査票は、887件、回収率は44.4パーセントでございました。

また、次世代を創る若い人への意見聴取として、苓北中学校及び天草拓心高校マリン校舎の全生徒を対象としたアンケート調査も実施し、集計・分析作業を行っております。

更に、住民ニーズ調査・把握の一環としまして、5月24日に「共につくるまちづくり 住民のワークショップ」を開催いたしまして、天草拓心高校マリン校舎の生徒7名も含め、計17名でワークショップを開催したところでございます。

翌日には、役場の各課から選出した16名の職員でのワークショップを実施し、行政に携わるものとしての意見の集約を図ったところでございます。

また、役場組織としての取り組みにつきましては、本年4月17日に、副町長を委員長とした各課長等で組織する本部会と、各課からの選出職員で組織する作業部会の2つの部会を構成した、苓北町振興計画策定委員会を設置いたしました。現計画についての審議を実施しているところでございます。

次に、町長の諮問機関である、苓北町振興計画審議会につきましては、先の6月4日月曜日に会議を開催しました。住民アンケートの結果速報の報告、計画策定の進捗状況、今後のスケジュール等についての報告を行い、ご意見を頂いたところでございます。

今後も次期基本構想並びに基本計画の素案ができました時点で随時開催を予定しているところでございます。

これからの事業執行計画につきましては、基礎調査、アンケート、ワークショップ等の結果分析、併せまして現計画の評価、今後の課題等を整理把握するとともに、農協・漁協・商工会の各種経済団体等の意見聴取と集約、更に町執行部、教育委員会の構想とのすりあわせを行いまして、基本構想案を7月下旬に、基本計画案を9月下旬に策定、その後、調整・修正を重ねまして、本年12月の定例会でご審議いただけるよう取り組んでまいります。

次に、2点目の10年間の基本構想策定にあたっては、更に長期的に20年後、30年後の町づくりも視野に入れたものにすべきだとのことをご質問をいただいております。

私が苓北町長に就任して以来「安心して住める町」「いきいきと暮らせる町」「ふるさとと呼べる町」を町づくりの基本理念に掲げ、苓北町の優れた自然や独特の歴史文化をはじめとする苓北町ならではの特性・資源を最大限生かしながら、全ての町民が安全で安心していきいきと暮らし、ふるさととして自信を持って誇れる町を創造し、全国に向けて発信していくという将来像を定め、町民・行政・企業・団体が協働し豊かな町をつくりあげていけるよう目標を掲げ、町政の推進を行ってまいりました。

このことから、10年先、20年先、30年先もこの考えを続けてまいりたいと考えているところであります。むしろ、続けていかなければならないことだと考えております。そのための社会資本の整備も進めてまいったところでもございます。

しかしながら、昨今の技術革新はすさまじいものがあります。一例を挙げますと、20年前に携帯電話が普及し始めました。その頃は、電話機を持てる人は限られておりましたが、現在は、どなたでも持てる時代になったところであります。

更に、ここ数年では携帯電話で、インターネットを利用した個人間の情報のやりとりが容易にできる仕組みが普及しており、その情報の利活用もかなり便利で、高度なものになっているようでございます。

こういった時代になりますと、20年前には予想できなかったことではないでしょうか。

そういった意味で、議員質問の20年、30年後を見据えた計画をというご意見はごもっともな事だと考えますが、近年の技術の進化はめまぐるしく、過去には想像できなかったことが起こっている時代になっております。

しかしながら、このような中でありましても、行政が果たす役割は不変であると考えておりますので、冒頭に申し上げました3つの目標を継続しながら、20年、30年先の技術革新、社会の変化、更に国の政策方針の変化等を見据えた中で、柔軟に対応できるような計画づくりをすることが大事であると考えております。来年度からの10年後

を見据えた、しっかりとした計画が策定できるよう取り組んでまいります。その中で、大きな変革があった場合は、柔軟性を求めた対応も当然とっていかなければならないことであると思いますし、そのことが15年後、20年後、30年後のことにもつながってくるのではないかと考えているところでございます。

次に、安心して住める町づくりのなかでの危険箇所の撲滅をということでありました。危険箇所でございますが、まずは白木尾地区から内田地区の海岸管理道路についてであります。白木尾海岸の護岸につきましても、海岸高潮対策事業等により、県営事業として、これもやっと実施されたということでありまして、海岸からの浸食等が以前に比べたら大変少なくなってきたと。しかし質問には、まだまだ浸食があるということでありましたので、その点についてもお答えをさせていただきます。

平成26年12月の第30回議会定例会でもお答えいたしました。白木尾地区に比べ内田地区の護岸高が1m低くなっておりますのは、護岸の堤防の高さを決定する際に、海岸の背後にある人家や施設があるか、背後地の条件によりまして算出しました結果、高さに差があるということでございます。

今回、海水の打ち上がりによる洗掘された状況がみられるということではありますが、天草広域本部土木部の担当課に現地を確認をしていただきました。

熊本県の見解といたしましては、護岸の嵩上げ及び陸地法面の補強対策につきましては、海岸事業等での採択は難しいとのこととございました。

他の対策といたしましては、当該陸地法面は軟弱であり、排水対策はもとより、崩壊対策には強固な土台となる地盤も必要となり、事業も大きくなるものと思われま。

農地保全の対策からも、同じく天草広域本部農林水産部の担当課に現地を確認いただいたところでございます。

国の農業農村整備事業に対策事業のメニューはあるものの、国・県の補助がありましても地元農家負担が35パーセントと高額であるうえ、現在、県の補助金もいただけるか不明確であるとのこととございました。そのうえに、農地がほとんど3分の1ぐらいは崩壊をしておりまして、全くの空間になっております。その空間部分を埋める補助は、ちょっと考えられないということとございますので、今後はこのことも踏まえながら関係機関にもあたっておりますが、なかなか有効な対策が見つからない状況でございます。今後も、農地事業に限らず治山事業や保安林事業も視野に入れ、引き続き検討を進めてまいります。

ある程度申し上げますと、農業の農地の保全事業はあるにしましても、その下から十数mの空間部分をどう埋めていくかという事業はないということ。それともう1つは、受益者負担、地権者の方の負担が事業費の35パーセントあるということが、大きな課題になっているところでございます。

次に、町内における道路をはじめとするあらゆる種類の危険箇所を調査し、把握し抜本的な対策を立てるべきではないかとのご質問でございます。これまでも、町道等につきましては、道路パトロールや通学路安全点検調査、橋梁点検調査等により、危険箇所等の調査及び把握を行っており、関係各課におきましても同様に調査を実施しているところでございます。ただし、これでも私はちょっと足りない点が出てくるのではないかと考えておりますので、それでは管轄をなさる各区にもお願いをして、そういうところも提案をしていただければ、ご指摘をしていただければと考えているところでございます。

また、県におかれましても、国道389号の法面調査をはじめ、危険箇所等の把握をしていただいております。調査により、早急に対応できるもの、対策に国県の支援が必要なものなど、様々な事案がございますので、その都度関係機関に対策をお願いしている状況でございます。

今後、防災上の観点からも、関係各課で調査した危険箇所等の事案につきまして、総合的に把握し、その解決に向けた対策を講じてまいります。

先程質問のなかで、全く何にもやっていないというようなご指摘がございましたが、389号につきましては、県にしっかりお願いをして、その中で法面を下田地区まで徹底的に調査をしていただいております。調査の結果、対策をしなければならないところがはっきりしてきております。ただし、予算上の関係で危険な所から県がもうすでに工事を始めていただいているところでございますので、その点はお断りをしておきます。

次に、松原川をはじめとする複数河川の河口部分の土砂堆積防止のための根本的、恒久的な対策についてであります。河口部分への土砂堆積防止には、砂防施設設置による土砂流入防止や、流下能力を確保するための河道掘削、河川堤防護岸等の整備等が考えられます。いずれも、多大な財源が必要であり、関係機関との協議等が必要であります。すぐに実施できる事業ではございませんが、松原川、上津深江川、志岐川につきましては、天草水防区減災対策協議会におきまして、水位周知河川に指定されており、同協議会の取組方針に、河川管理施設の整備等についても明記してありますので、早期の整備について要望をしてみたいと考えているところであります。

また、町管理河川におきましても、同様に検討をしてみたいと思っておりますが、当面は、河川の流れを阻害する竹木等の伐採や土砂取り除きを随時行ってみたいと考えております。

次に、松原川、内田川の河口区域での河床補強対策についてでございますが、松原川につきましては、現地調査の上、対策について検討させていただきました。内田川につきましては、現地を確認しましたところ、河床のコンクリートが一部洗掘されてる箇所等がありましたので、今後、補修等についてなるべく早く検討させていただきたいと考

えているとことでもあります。

その他、天草広域基幹林道の地滑りの問題、そして善亀線の亀裂の問題等についても、対応を着々と進めているところであります。地滑りの問題につきましては、もうすでに林野庁が熊本地震を誘因とする山地崩壊であり、このことについては災害対策で行うと。只今最終的な作業に入っておりますが、この作業が終わりますと、概ね6月末か7月の初めには災害査定に来ていただきまして、その後の対応がはっきりしてくると考えているところでございます。善亀線につきましても、今調査をしておりますが、まだちょっと大きなクラックになりかけているということでございますので、これは県とも相談をいたしまして、この後の対応策を早急に考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、河川の管理についてですが、松原川については現地調査をされたということですが、そこまでの答弁がありました。そのあとはどういう発言になるのでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 松原川の河口部分については、河口部分が漁港区域内でございまして、こちらで河口部分については調査をさせていただきました。

それで、平成27年の豪雨、このときの豪雨で河川の洗掘が最もひどかったと確認しております。それとその後、橋の付近の深みができたわけですがけれども、またその後の波浪で、今度は海からの高潮の押し戻しのほうで、また閉塞をしかけているような状況が見られますので、今後、堆積土砂をまた町のほうで排土する。そしてあわせるところで海岸の長寿命化対策ですね、この計画においても今後、議員が申された根本的な対策が可能か、県と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私は、この一般質問の原稿を15日前に出させていただきました。課長の話のように、堆積土砂をそのつど取り除くという繰り返しだということは、当初の質問のなかですとるわけですよ。その繰り返しを、まだするんですかということば質問したわけですよ。そうじゃなくて、もっと根本的な対策をすべきではないのかと。そして今、課長、押し戻しもあるんだという話もされましたけれども、そういう押し戻しがあるならば、海岸に例えば防砂堤とか、名称は防砂堤でも仕組みは消波工のような感じになるかと思えますけれども、そういうものを河口の沖合、100mなのか50mなのか、200mなのかよくわかりませんが、地形をよく調べないとそういうことは具体的には出てこんどと思えますけれども、そういうことをまずやると、そして定期

的に消化行事になつとるでしょ。川に溜まった土砂を取り除くのはですね。それを同じようなことを繰り返す。町民の人も、また溜まったけんが、危なかけんて言わす。それはもう、消化行事なんですよ。そうじゃなくて、もうちょっと根本的な対策はありませんかということで質問しております。

あと1回お願いします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 現在、堆積土砂が川の稼働を阻害をしておりますので、現在ある導流堤、河の河口から海に突き出しておる導流堤、あれをもっと深くする、そういった海岸事業で今後、これはもちろん県との協議、協力も必要なわけですが、それらの方で考えてまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そういうことで、これは松原川に限らず、大きな川については、河口に土砂が溜まる兆候がある河川については、同様の取り組みをしてほしいと思います。

それから松原川の場合は、河口部ですね、国道の新松原橋と県道の松原橋ですか、の中間の部分でコンクリート製品の残骸と思われるもの、例えば50cmの2mぐらいの直方体というんですか、そういうものが2つ3つ河口のなかに見受けられます。

それから、左岸にすぐ人家があるわけですが、その擁壁の基礎コンクリートの補強の為だと思いますけれども、補強基礎コンクリート。普通言うブロック積みの基礎コンクリートじゃなくて、擁壁があるものの外側に補強したようなコンクリートですね。そういうものにもクラックが発生しております。

それから、今のは左岸ですね、右岸はカラ石に護岸擁壁がなっていますけれども、その下が洗掘されている状況です。先程は堆積土砂を取り除いたがいいという話をしましたけれども、幸いその堆積土砂によって支えられているのではないかというようにも思われますので、再度、調査をして何か具体的な検討をしれただけであればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 河口の漁港区域内の施設でもありますので、今、議員の言われた左岸、右岸、これについては再度また調査をいたしまして、補強が必要であればまた、これは県有地の護岸にも絡んできますので、県と協議のうえ、対策を講じてまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それから、河口部分は漁港区域だそうですが、河口から約300mぐらい上流に上った部分、それが漁港区域になるのか、町の管理区域か県の管理区

域化よくわかりませんが、消防倉庫がありますよね、これも何回か議会のなかでも問題提起していますが、その箇所が護岸が飛び出た形になっています。はっきり確認しておりませんが、聞いた話では山側からの水とか何とかいっばい、川からの水とか山からの水とかそういうものが重なって、消防団も出動されたことがあったんだというふうなことがありますけれども、そういう事実をつかんでおられるのか。

そしてまた、この前は平成29年度で計画して平成30年度で具体的な取り組みをするという話もされておりましたが、そこら辺は、どのようになったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） お尋ねの河川は県河川でございまして、護岸の嵩上げ要望をしましたところ、そこのお尋ねの消防倉庫裏も含めまして、順次、県が嵩上げ工事をするということでございまして、本年度着工しておりますのが宮原橋下流の部分を本年度着工しております。以後の2ヶ所につきましても、順次、お願いをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 宮原橋の付近の状況は、私は掴んでいないんですけれども、どういう状況なのでしょう。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 護岸が低くなっておりまして、それに嵩上げするという状況でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 左岸の部分ですかね、右岸の部分ですかね。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 左岸の部分でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） いずれにしても、先程申し上げました所は人家が密集している所ですので、早急な対応をしてください。

それから県道281、県道の端に縦面といいますか、端に沿ってクラックがあると、路面にですね。それは確認されているのかどうか。

ご存じであるのならば、橋の強度には問題ないのか。今、重量トラックが1日何台か数えていませんけれども、かなりの台数が通っています。そういうことで、「おいトラックが入とっとばい」という話がありましたので、見に行ったところ、実際入ってお

りますので、そういう部分ご存じなのか。今後、大丈夫なのか。お尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） その点は、私、承知しておりませんので、早急に調査しまして、県と対応を協議させていただきます。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 内田川についても、なるだけ早くやるという回答がありましたけれども、具体的にどのような工法なのでしょう。実は、一番河口には左岸ですけれどもブロック積みがあって、それから中間にもブロック積みがあつとですが、その中間のブロック積みの下がふとんかご工になつとるわけですね。それがふとんかごが設置されたときよりも、形、形態が崩れて、そのことによって上にブロック積みなぜ積み上げてあるのかよくわかりませんが、その上にあるブロック積み大きい所では10cm程度下がっている状況があります。すぐ人家もあるわけですね。そこら辺、どう方法で考えておられるのかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 現地を確認しまして、そのふとんかごも確認をいたしております。河床がコンクリートであるんですけども、それがちょっと洗掘されているということで、河床は、洗掘のところはコンクリートでもう一回補修すると。そのふとんかごのところにつきましては、今後、検討させていただきます。どういう工法が有効かということですね、検討させていただきます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、一番最新情報ですが、年柄黒瀬川ですね、昨年ですか、人家のすぐ横の河川が崩壊して都呂々に抜ける町道が通行止めになった箇所、あの川です。あの川の上流、約河口から1kmぐらいのところ、あそこから約200mぐらい上流側に、右岸に山が崩壊しているような箇所があります。その山の崩壊した元を辿れば、上唐津丸線の町道の路側になりますけれども、今日まだ調べていないと思いますので、調査していただいて、対応を教えてくださいと思います。

それから、白木尾海岸の件ですが、これまでも私だけでなく複数の議員もお尋ねになっていますけれども、その高さの差ですね、背後のわからなくてもなかわけですがわかりませんが、人家がある所と人家がない所で、極端な屁理屈かもしれないけれども、人家のない所からずっと水に攻められれば、人家のある所も落ちてしまうですよ。やっぱり県も、実際その人家のある所は1mぐらい高い護岸堤を認めているわけですので、県のそういう考え方はちょっとおかしいのではないかと思うわけですよ。もちろん法面の復旧方法には、いろんな工種があろうかと思いますが、費用負担の間

題もあろうかと思いますが、まず護岸の高さを同じ管理者が、例えば内田が町で白木尾が県で、県は金を持つとけん1 m高こうしたと。内田は町の管理だけん、銭持たんけん低くしたということでも、大体通用せんわけでしょ。人命にかかる部分ですよ。そこら辺は、あと1回県にも強く言ってほしいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 相談をさせていただきます。1 mできないかということで、現地調査のときにも見ていただいたときには、ちょっと難しいというお答えでしたけれども、再度、相談させていただきます。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 相談と要望といろいろあると思いますけれども、実際、内田では人家を立ち退いておられる方もおらずでしょ。ですね。それはなぜかて、私も呼ばれて見にいきましたけれども、恐ろしかですよ。寝ておられんすばい。たまに、危なかけん見にけて言わしたぐらいのときは、見に行きますけれども、そこで24時間365日100年、今100歳ですけん100年間そこに住めと言われてもですね、住めませんよ。そういう実態を単に要望という形ではなくて、県に強く申し入れるべきですよ。というふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは大分前に、その家の下がえぐられて傾いた経緯があります。そのときには、治山対策で県にも早急に動いていただいたわけですが、その後の現場を私は見ておりませんので、担当に答えさせます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そういうことであれば、課長は要望ということのようですので、今、町長も別の事業でそこら辺はやったということですので、ぜひ、そういう形で取り組みをしてほしいと思います。

先程の繰り返しになりますが、要望ということではなくて、もうちょっと強い言葉でお願いをしたいと思います。

それから、これまで議会のなかで町内にトラロープを張った箇所が短いところは1 mぐらい、長いところでは5 mか6 mぐらいの箇所が複数あります。その部分についても、どうしますかというお尋ねをしたところが、順次解決をしていくということでしたけれども、そういうふうになっているのか。あるいは、その箇所数を具体的につかんでおられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） トラロープをした箇所の解消ということでの質問で

すけども、今、手元にその箇所数の集計はございませんが、緊急に調査しまして、ずっと放置されているところがないか、ちょっと精査させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これも何代にもわたって、先輩議員さん達も何回もお尋ねになられて、私も危ないということで質問をしましたがけれども、何かうやむやな返事のなかで今もそのままなのですが、坂瀬川の長崎浜の民家の背後に、要するに旧堤防といえますか、国道を埋め立てる前の岸壁といえますか護岸ですね、あれがまだそのままになっているんですよ。天端は石積みで自然石だと思います。ブロック積みではありません。石積みで天端コンクリートはデコボコになっていると。そこら辺は高齢者の住民がおられるわけです。そして、こけそうになるからとか何とかという話もされるわけですがけれども、とりあえずは取り壊すということは不可能だと思いますので、下に落ちないように手すりを作るとか、そういう検討はできないのか。これは本来、やまびこ事業で要望すべきなのかもしれませんが、せつかく危険箇所ということですので、あわせてお考えをお尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） その件につきましては、また現地調査をして。申し訳ございませんが、検討させていただきます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは坂瀬川グラウンドの入り口の道路の件ですが、これ坂瀬川グラウンドの利用者数とか世代は、どういう世代になっているのかというのが1つ。そのことによって、入り口の右側と町道から入り口に入るあのグレーチング鋼製蓋ですね、あれの補修がどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 浜口議員お尋ねの坂瀬川グラウンドの利用者数でございますけれども、只今手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） グラウンドの入り口のグレーチングにつきましては、間もなく発注予定でございますので、改修をさせていただきます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 実は、あそこはもう1ヶ月経つわけですよ。私の個人的な考えですが、予算が100万円も200万円もかかるような補修じゃないわけですよ。あれを外して、自動車の修理屋さんか鉄工所屋さんを持って行って、熱ばあててハンマーで叩けば元に戻るような、それくらいなんです。補修はそれくらいでいいのに、危な

いまま1ヶ月も放置するとは、これ何事ですかということでお尋ねした。先程、教育委員会にどういう方が使われますかというのは、多分、今グラウンドゴルフで高齢者の方が多んだというふうに思います。また、サッカー場としても小学生・中学生が利用しているのではないかという気がしましたので、どういう方たちが使われているかということで、お尋ねをしました。

そういうことであれば、すでに町は知つとるわけですので、もし怪我があったときに今は非常に利用者の皆さんの補償とかそういうものが、すぐ裁判沙汰になってしまうとかという恐れもありますので、十分検討して欲しいというふうに思います。

それから、基本構想にあたってですが、数値的には構成比が反比例する形で高齢者が増えていくということは、これは誰もが認めざるを得ないと思うわけですが、そういう場合にこの基本構想のなかで、ある意味基本計画でも構いませんが、私は基本構想のなかで社会保障費といいますか医療費といいますか、そういう部分の伸びは、やはりある程度具体的につかまえて、それに対する財源をどうするのかということ、基本構想のなかに打ち込むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 高齢者対策につきましては、福祉保健課のほうで先日計画をつくっております。財政的な問題もかかってきますので、今後、そういった長期的な予想あるいは状況等も踏まえながら、盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） この問題は、近年の新聞でも全国紙でも社会保障費により国が潰れるというような話も、ちょっと私はこれは大げさだと思いますけれども、自治体には潰れるところがあっても、国は何らかの手段で潰れないと思いますが、国でさえこの高齢化社会のなかでの医療費問題は非常に頭を痛めておられると思いますので、やっぱりそこら辺のところは慎重に取り組んで、計画を立てていくべきだと思います。

それから、一時1万人構想を打ち立てられましたけれども、今の状況ではこれは無理なんでしょうね。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当時、10年前に申し上げたと思いますが、やはり先程ご発言のなかでありましたように、子どもさん方をお産みになられる方々がだんだん減っていると。そのことを考えますときに、非常にこれ困難であると。むしろ今後は、少数精鋭をどういう形で具現化していくかというのが、我々の課題になってくると思っておりますし、今、指摘された高齢者の方々がどんどん増えていかれます。この方たちがなるだけ元気で、いわゆる健康寿命の状態でも長生きしていただきたい。そのためにどうするか、ということがやはり今後の我々の課題でもあり、国ももっと具体的にしっかりした

施策を出していただきたい。消費税を上げるとおっしゃっておられますけれども、今度、消費税はむしろ教育費に一部無償化に使うとおっしゃっています。我々の最初の理解は、社会保障費の伸びが毎年1兆円ずつあって、これはもう大変なことになるということでありましたので、その使途を考えたなかで消費税を充てていくということだったんです。ですから、教育の無償化も大事なことでありますので、両立できるかどうか国にしっかりと検討していただいたなかで、我々もそれにあわせて対応していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ちょっと戻りますが、先程危険箇所の撲滅のなかで、そういう箇所も調査したいということでしたが、今、ドローンというところがありますので、そういうものを使って調べていただければどうかと思います。

また基本構想に戻りますが、当然、このなかでは人口の確保が重要な要件だと思います。そういう意味で、よく出る言葉が「企業誘致」という言葉が出てくるわけですが、従来の工場を引っ張ってきて、そこに多くの方が勤めていただいて、そして人口を確保するというような企業誘致の有りようというのは、やっぱりちょっと考え直して、いろんな業種、先程町づくりのなかに荅北町の特徴を活かしたという話もちょっと出ていましたけれども、そういうふうな活かしたような企業の誘致を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件については、発言の趣旨については私も大賛成でありますし、すでに行っております。まだ、なかなか実現しない面もありますけれども、今大きな柱が「ふるさと介護の実現」と「マグロ養殖基地の実現」を挙げております。

マグロ養殖基地の場合は、議員も会社にも行かれて、実際経営者の方から話を聞かれたと思いますが、今国際的な黒マグロの捕獲制限のなかで、養殖は完全養殖のものしか認められないということでもあります。まだ、その孵化率については90パーセントを超えておりますが、その孵化したものが稚魚まで育つまでの率がまだまだ一桁代だということでもありますので、商業ベースにはまだほど遠い、しかし頑張っているからということですので、我々もこの話は絶やさないうとずっと継続していこうと。

あとふるさと介護というのは、荅北町はご承知のとおり、介護福祉医療施設が全国のなかでも人口密度からすると相当トップランクのところがございますので、そういった意味で介護施設を増やすことによって、雇用も増やしていきたいと考えております。お陰様で、ここの近隣の重度障害者施設が国から認められて、今新たな構想のなかでつくっておられます。その後、建物の跡もまだしっかりしているようでございますので、ここに介護福祉施設を誘致していくという方向で、法人のほうも考えておられると思います。

ので、この件は非常に有望なかたちで進んでいけると思っておりますが、只今の少子高齢化社会のなかでの大きな課題、これは働き手とその分集まるかどうかというのが、この大きな課題でございます。現にこの苓北町にある施設でありながら、どこの施設も半分近くぐらいは他町、主に隣町の天草市から働きに来ておられるのが現状であります。そのことから、今後その介護施設・福祉施設を維持していくためには、働き手、支える方たちの数を確保していかなければならない。地元の方たちがやっぱり学校教育の時代から、外には出ないでここにあるからというような認識もしていただくことも大事であります。喫緊の課題としましては、やはり働き手をどう探していくかというのは大事なことです。ですから、これは移民に頼るしかなくなっているのではないかなというところでございまして、ちょっと寂しい気もしますが、事業を継続するためには国も認めている範囲のなかでやっていかざるを得ないということでございます。

そういうことで、1万人構想というのは私も張り切って考えておりましたが、なかなかうまくいきません。ですから、今のところはそういった地元の特性にあわせたなかでの誘致企業、そして1人でも2人でも多くの方を雇い入れるということが大事でありますので、現に報告した坂瀬川旧公民館のあとで創業なさいました企業には、今地元の方も数名勤めておられるようでございます。こういうことの積み重ねも大事ではないかと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） はい、質問時間が終わりました。これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を開きます。

一般質問を続けます。通告2番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 通告2番、3番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可がおりましたので通告にしたがい質問を行いたいと思います。

さて、6月に入り、いよいよ梅雨本番の時期となってまいりました。

最近、短時間に予期もしない豪雨になり、つまりゲリラ豪雨になる恐れがあり、大変心配をしているところでもございます。

なお、本年度、平成30年度も4月早々に、昨年度に引き続き、非常時における職員の抜き打ち参集訓練をされたとお聞きしています。町長を先頭に、職員一丸となり、ひごころから非常時に備える体制づくりに励み、防災対策に万全を期されている姿勢に対し

敬意を表するところでございます。本年度はこのような非常時訓練が発揮されないことを祈念するところでございます。

それでは、さっそく本題に移ります。

私は、今回は1つ目に稲作づくりにおける「ジャンボタニシ」による食害対策について。2つ目として、役場で働く職員の取り扱いについて。以上の2点についてお伺いをいたすことといたしました。

まず、最初に水稻栽培における「ジャンボタニシ」の食害対策について質問をいたします。平成30年産水稻栽培も順調に進み、ほとんどの圃場において中干しの時期となっております。このような時期において、私の地区の一枚の水田においては、ほかの水田と少しだけ違った様子の水田がございます。本来は水田一面に稲が育っている状況であるはずですが、当該水田においては、畦畔に近いところに何も植えていない姿が呈されております。

水が張られているところは、「ジャンボタニシ」がみられ、畦畔のそこかしこには、小さなピンク色をした卵が産み付けられております。

以前勤務していたときに、熊本出張の折に、水田の排水路に多数の卵が付着した状況を見て大変だろうと思い、ちょうどそのときは他人の空のごとく感じておりました。が、当該水田において、その状況を目の当たりにした今、改めて早期対策の必要性を感じたわけでございます。

今、現時点において、この問題に対する状況把握及び、取り組まれている事柄、併せて今後の対策をお伺いいたします。

次に、「役場で働く職員の取り扱いについて」質問を行います。先月、平成30年5月発行の「広報れいほく」に、新規採用職員を紹介しますと題し、本年度採用の3人の仕事に対する意気込み、そして目標等が掲載されておりました。3人全てが、女性で占められているということ。従来ならばとても考えられない事柄ではないかと思っております。以前は、職場の大多数の職員は男性で占められ、女性となると、資格を持った専門職あるいは、教員委員会所属の職員が大半で、一般職員となるとわずか数名という状況であったように思っているところでございます。

私を始め60歳代以上の人たちは、役場イコール男性が働く職場である、すなわち男社会と考えていた人が多かったのではないかと考えております。このような状況の下、役場に働く人たちは、地方公務員法第3章職員に適用される基準、平等取り扱いの原則、第13条全ての国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければいけない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは、門地すなわち家柄によって差別されてはならないと定めております。このことについては、私が述べる以上に町長はご存じのことだろうと思っております。

また、第14条で情勢適応の原則を定めております。

以上のようなことをもとに質問を続けたいと思います。

まず、地公法第58条の3第2項の規定に基づき、平成30年4月1日現在における等級別職員数が公表されましたが、性別の区分をお伺いいたします。

次に、職制上の段階で課長級に該当する女性職員は、執行部席を見ると一目瞭然であります。町長、町長は、熊本県町村会の副会長始めとして全国レベルにおいても全国町村下水道協会会長など要職を務められ、町村のリーダーとして現在活躍されておられます。

今後、本町においては、益々女性職員の占める割合及び重要性が増してくるであろうと思います。地公法13条からして、今後の方向性をお伺いいたします。

以上で私の最初の一般質問を終わります。

なお、答弁を得たのちに、自席において再質問を一問一答方式により行いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、一点目の稲作づくりにおける「ジャンボタニシ」食害対策についてであります。「ジャンボタニシ」、これは余計なことかもしれませんが、学名「スクミリングガイ」と言うそうでございますが、つきましては昨年7月に苓北町農協から、圃場に生息しているとの報告を受け、町・農協・土地改良区等の職員で捕捉駆除を実施した経緯がございます。ジャンボタニシは、国の特定外来生物には指定されておりませんが、農作物の食害で、特に稲作における田植え直後の稚苗の食害が発生するため、要注意外来生物となっております。天草では苓北町以外の自治体には、すでに侵入生息の確認がされておりました。

これまで町内の水田には、生息の報告はございませんでした。今回の侵入の原因といたしましては、野鳥に卵が付着して持ち込む場合や、何らかの理由で外来種の入った土や水を持ち込んだ場合などがありますが、最も大きな原因は、農機具に付着して持ち込まれる場合が多いようでございます。また、生息の分布が拡散するのも同様とみられております。

捕捉駆除をして一時的に減らしたりしても、取り残しがあれば、また産卵することになります。議員がご指摘のとおり、更に対策が必要であると考えております。

まず、各農家へ、町内でのジャンボタニシの生息や生態、稲作への食害の影響を周知し、更に各農家で耕作中の水田の確認を行っていただこうと考えております。併せまして駆除方法や町外の圃場で使用した農機具はよく洗浄して使用するなど、生息の拡散を防ぐ対策に、JA苓北や農家と共に早急に取り組みたいと考えているところでございま

す。

2点目の役場で働く職員の取り扱いについてのご質問に答えさせていただきます。

本年、4月19日付苓北町ホームページ上で、苓北町職員の給料表別の等級及び職制上の段階ごとの職員数の公表を行っております。議員のお尋ねの、職務の級ごとの男女数であります。1級が12人中男性8名、女性4名、2級が9人中男性7名、女性2名、3級が4人中男性3名、女性1名、4級が37人中男性25名、女性12名、5級が27人中男性21名、女性6名、6級が5人中男性5名、女性がいらっしゃいません、となっております。全体では職員94人中男性69名、女性25名で、女性職員の割合は26.6パーセントとなっております。

また、議員お尋ねの件は、女性職員の処遇、女性職員の管理職を含めた上部役職への登用の件であろうかと思われませんが、これらの件につきましては、1999年に制定されました男女共同参画社会基本法及びこれに加えて2015年、平成27年に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、苓北町におきましても苓北町男女共同参画計画並びに苓北町役場の各執行機関をまとめた、女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主の行動計画を策定しております。男女共同参画計画において、男女共同参画社会の実現へ向けた基本目標の設定を行うとともに、特定の事業主行動計画において、女性の活躍へ向けた課題及び具体的な取り組みを設定しております。

項目といたしましては、1、女性職員の採用、2、女性職員の職務拡大及び計画的育成とキャリア形成支援、3、女性職員の登用、4、長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革、5、家事育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備の以上5項目を掲げ、各々に状況把握、課題把握を行ったうえで、具体的な取り組みを進めているところでございます。このなかで、女性職員の登用につきましては、女性の活躍の進捗状況を示す最も端的な手法であることから、性別に関係ない公正な人事評価に基づく成績主義の原則に基づいた率先した取り組みを図っていくこととしております。そのための女性職員の人材育成、キャリアアップを図るうえから、研修会等への参加を通して人材づくりを積極的に進めているところでございます。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきましたが、それとあわせて、町では副町長を中心に職員の意向調査も行っております。意向調査のなかで、女性の方々男性の方々を含めて、やはり意欲を持っておられて、そして通常の仕事もしっかりと執行をされておられる方々を上部階級へ登用するわけでございます。そういった意味では、男女共同参画社会、いわゆる男女とも平等に扱うということでございますので、そういった面では意欲そして職務執行の中身等々、それを同じに扱いますと今現在のような役職体制になってくると。そういった意味では、今後、我々も女性の働き場所としてここでし

っかり頑張っていたかなければなりませんので、支援をしていくつもりであります  
が、その女性の方々もぜひそれに応えて、男女共同参画社会なんですから、男よりと  
同等それ以上に頑張るんだという意欲も示していただかないと、我々に伝えていただきた  
いと考えているところでございます。

なにはともあれ、この法律が本当に公平に男女とも働き甲斐のある職場につながって  
いくことを期待して、答弁に変えさせていただきます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私も今回のこの質問をすることにあたりまして、男女機会均等  
法並びに男女共同参画白書等々を読ませていただいたわけでございます。しかしなが  
ら、何せ役場の職員は両方も大切であるけれども、とにかく身分等々については地公法  
が最重要だと伺っておりましたので、あえて地公法を引用させていただいたわけでござ  
います。先程町長より給与の特別職、等級別職務上の段階等の公表、これも私はやっ  
とパソコンがある程度できるようになりましたので開きまして、ここにその写しを持っ  
ております。この中で5級のなかに主幹と課長、室長、局長が5級の職、4級にも同じ  
く参事と主幹がいらっしゃいます。女性の場合を考えると、課長クラスに2人かなと、  
そして主幹枠が4名共々これ全員女性ではないかと、私思っているわけではございま  
すけれども、この5級のなかでいろんな地公法で先程も述べましたけれども、その不  
合理といえますか、給料にしても何にしてもその区別はないというふうに考えておる  
わけですが、その点の回答をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 職員給につきましては、職員に与えられます給料表に基  
づきまして昇給、昇格等させておりますので、男女特に差はございません。ただ国にお  
きましては、現在55歳以上の定期昇給ですね、これの号棒アップの廃止が言われて  
おります。そういったなかで荅北町におきましては、やはり職員の意識の問題がござ  
いますので、55歳以上につきましては1号給のアップということで現在運用を行って  
いるところでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 男女平等だという回答を得たわけでございます。55歳以上  
につきましては、国の方針に従いまして、運用しているということを確認をさせて  
いただきました。私も、これ以上のことについては質問とか述べることは差し控  
えておりますけれども、とにかくあくまでも男女同権だと、平等だということにつ  
いて、よろしくお願ひしたいと思います。

再質問の順番をそれぞれ、本来ならばジャンボタニシが先でございますけれども、  
あえての役場で働く職場の職員の取り扱い方を、最初に再質問させていただいてお

ろでございます。なお、女性職員に特化した質問ということでご理解を願いたいと思います。

それでは、再質問の内容に移りたいと思います。現状では女性職員の配置は従前からの慣習ではないと思うのですが、これは適材適所とよく言葉を使われますけれども、これが苓北町の今の職場の実態に合うかどうか、私はわかりませんが、福祉とか窓口及び会計業務並びに総務課の福利厚生関係が従来まで主たるものでございました。今後は、先程言ったように3人採用された職員が全員女性だということを考えますと、今後は幅広い業務内容の職種、つまり強いて言えば事務方ばかりではなくて外に向けた技術職といいますか、農林とか土木とか、そういったところにも配属される必要があるのではないかと私、個人的に思うわけでございますけれども、いかがですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 只今のご質問ですけれども、高戸議員おっしゃるように、現在は総務課、税務住民課、福祉保健課、企画政策課、それから会計課、議会事務局、教育委員会のほうに女性職員がおります。それと、土木管理課でございます。

先程、町長の答弁にもありましたように、特定事業主の行動計画のなかでおきまして、女性職員の職域拡大ということも掲げておりまして、当然現在、女性職員が配置されていません農林水産課でありますとか、商工観光課、こういった役場の各部門に女性職員の配置が必要になってくるだろうと思っております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 先程、最初に述べましたとおり、女性の職員の割合がこれからどんどん大きくなるのではないかなと思ひ、先程のような職種の拡大化を唱えたわけでございます。確かに、現場職といいますか、外に向けた農林とか土木とかに配属されたときには、私も勤務していてわかるわけでございますけれども、女性職員を1人で現場に出向かわせるのはどうかなと心配はあります。しかしながら、町長が言われるように、今後は女性の職を幅広く求める必要があるかと思ひます。100名近くの職員でございます。もちろん、女性の職員もそれなりの覚悟といいますか、そこに行ったら現場にも自ら進んでいかなければならない機会が多かろうと思ひますけれども、期待をしながら今後とも幅広い職種に配属されることを願うところでございます。

次に、間もなく苓北町も高齢化率が40パーセントに到達するような現状と伺いをしております。先月の末で39.1パーセントですか、全く驚くばかりでございます。このようなときに、女性の視点から見た将来の苓北町のあるべき姿を考慮して、今現在、ありませんでしたけれども、振興計画とか財政の担当にもですね、町長、ここで女性職員を登用する考えはございませんか。やはり、男と違った目で苓北町の財政とかそういったことに目を向けることも一つではないかと思ひます。いかがですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その辺のところにつきましては、当然、それに対応できるものを持っておられるかどうか、それと本人の意向の問題もありますので、それとあわせながらなるべく幅広い職務に就いていただきたいし、私は以前から課長補佐、課長が女性の中から出てきてくれんかなと、そう思いのなかでやって参っておりますが、その意向調査とかいろんなことをしますと、なかなかそこに値するような方々がまだ出てきませんので、ぜひ、女性の方々も奮起をしていただいて「自分が役場を背負っていくんだ」という気になっていただきたいと願うところであります。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 最後に、これは要望でございますけれども、どうか執行部の席にですよ、女性が活躍される場の登用について検討方お願いしたいと思います。

以上で役場で働く職員の取り扱い方についての質問を終わりたいと思います。

○町長（田嶋章二君） 前に私が申し上げましたように、そういう条件をそろえていただかないとなかなか登用できない。そういうことを、やはりお互いに我々もきめ細かく支援をしていかなければならないと思いますが、ご本人たちも役場のトップになって引っ張っていくんだという気構えを持っていただくというのが大事なことです。ぜひ、また高戸議員におかれましても、ご指導とご支援のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 町長のそういった考えをお聞きして、26パーセントですか、現在、構成割合があるようでございます。26パーセント、25名の女性職員の益々の奮起を、私自身も願うところでございます。

それでは、再質問に移りたいと思います。

次に稲作づくり、ジャンボタニシの食害の再質問でございます。私は現在発生している箇所、3ヶ所程度あるかと思います。いずれも志岐の平坦地でございますので、今のところはそれ以外の水田には、隣接する水田もうすでに移っているわけでございますけれども、これが中山間地帯において被害が発生した場合を一番心配をするわけでございます。今でも、田越しによる水の管理、一つの用排水路からの水の取り入れと排水、このような状況において上流側に発生した場合には大きな被害になるのではないかと思いますけれども、課長いかがですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議員が言われるとおり、中山間部の上流でこの外来種が発生した場合は、その地域が水路で水を確保している、こういった場合であれば現在志岐ダムのパイプラインで立ち上がりから水を確保している。これと比較すると拡散の可能性が非常に高いと思われれます。対策といたしまして、各水田の取水口に網を設ける

とか、あるいは駆除農薬を使用してこういった拡散の対策を取っていく必要があるかと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） とにかく中山間地帯における被害については、できるだけ早急な対策が必要だと私は思います。

次に、現在米のみを栽培ということを見ると、必要経費と米の販売による収入を計算したときには、現在でも経営的には大変だということをございます。実際、何もかんもという言い方はちょっと悪いですが、請負の方をお願いして田植えから刈取り乾燥まですると、とてもじゃありませんけれども経営的にはいかなものかなと思っております。なぜにそれなら作付けをするんだと言われるかもしれませんけれども、代々受け継いできた田んぼだからだとかいう農家の皆さんの声をございます。私自身もそうをございます。つまり、お金に換えることができない何かがあるんですよ。ですから、米作りを現在もやっているわけをございますけれども、また、農地保全の意味からしても米作りは必要だと。これを田んぼが荒廃してしまいますと、河川も痛むし大変だと思っております。現在でも被害が出た場合には、先程課長言いましたけれども、農薬による駆除。そうしますと当然のごとくに駆除に対する経費、つまり薬剤とか労力が必要となってまいります。今でも赤字の上にまた赤字かいと。そして、聞くところによりますと、農薬を使いますと特別栽培米には出荷してはいけませんという話を聞いたわけですが、この点についてはいかがですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 薬剤の経費、あるいは駆除薬剤の使用と特別栽培米ですね、この関連の分はこの場では確認はお答えできませんけれども、使用してもこの特別栽培米に問題がないという農薬もあるということだけはJAのほうから伺っております。これは、再度確認します。

そしてまた、この外来種の拡大で一番危惧することは、中山間部の水田ですね、これがこの拡大で遊休化、そして耕作放棄地になる。こういったことが最も危惧する、警戒すべき事柄だと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 今、農林課長が答弁したように減反が進み、そうすると田畑の荒廃。そうすると1ヶ所がそういうふうに止めていきますと、周りがどんどんどんどん止めていくような状態、そして山間にご存じのとおり今でもイノシシの被害で苦慮しております。そういった意味合いで、今後ますます減反と農地の荒廃が進むのではないかなという懸念を私、持っておるわけをございます。

次に、今後の課題といたしまして、先程から言われるように、町内の各主団体による

対応も必要だろうと思います。しかしながら、苓北町以外からの請負により耕作とか、そして土地所有者関係からくる入り作、つまり今回発生しております私の近所の水田もこの入り作による耕作なんです。そうしていきますと、苓北町だけで検討していても何ら効果がございません。このようなことを鑑みますと、隣接の天草市も苓北以外についてはもう発生をしているんだと、先程農林課長が言われましたけれども。改めて隣接の天草市並びに3 J A、苓北・本渡五和・天草の3 J A及び広域本部の協力を得て協議会というか対策協議会を設ける必要があるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） ここ近年、特にW C Sとか作付の広域化、町外町内問わず作付の広域化が進んでおります。こういった状況から、農業機械からの拡散が心配されるわけですが、近隣の市のその中においても、発生が著しい地区とかそうでもない地区、また、ない地区いろいろございます。その生息の分布の地域差、この情報も各 J Aあるいは天草管外の対策状況も確認をしながら、今後関係機関とこの対策について最も効果的な対策ができるように、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は今回、一般質問をするにあたりまして、資料収集とかいろんな情報の取り入れに、少し勉強不足の懸念がございます。しかしながら、このジャンボタニシ被害対策については、1日も早い問題解決のための早急な協議会等々の設置を望みたいと思います。

以上で、私の今回の全ての一般質問を終わりたいと思います。次回、質問の折には、ちゃんとした収集のうえ質問をすることをお誓いいたしまして、終わりたいと思います。どうも、ありがとうございました。

○議長（山本政人君） はい、これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告3番、6番議員の石田みどりでございます。

只今から3点について、町長に質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、オルレコースやジオパークにも指定されている富岡海域公園一帯の流木等の対策についてお伺いをいたします。天草ジオパークは、平成26年に認定をされ、苓北町にも多くのジオサイトがありますが、なかでも富岡南西部の富岡海域公園一帯は真っ黒い岩の間に真っ白い岩が付き出した白岩崎や、海底生物の巣穴の化石などを見ることができますし、またハマヒルガオ、ハマダイコン、ハマエンドウ、ハマナデシコ等など強い海風にさらされながらもけなげに無数に花を咲かせて実

をつけております。オルレコースにも指定をされていて、毎年たくさんの方が来てくださっていて、交流人口も増えてきています。この海域公園にたくさんの流木が寄ってきていて、せっかくの景観を台無しにしています。また、みっともないことではないでしょうか。もちろん、この状況を町はご存じのはずでございますし、把握もしていらっしゃると思うのですが、この状況をどう思っておられるのか。また、対策は考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

2点目でございます。農地の保全対策についてです。安い米価と農家の高齢化とも相まって、中山間地の水田耕作が岐路に立たされています。水田は当然ながら水がなくては成り立たないのは言うまでもありません。中山間地の水田でも、圃場整備が実施されたところは水路の整備は進んでおります。水栓をひねればすぐさま水が得られる状態になっておりますが、昔の状態のままの水田地帯では水路も昔のままになっていて、農業者の減少と高齢化、後継者不足で水路の維持管理ができなくなってきているのが現状でございます。もともと、管理不足になっている水路が熊本地震の影響も受けて崩れ落ちたりしていて、関係する農家だけでは水路の維持管理ができないために、水田耕作を諦めざるを得ない地域もあると聞いています。このような未整備の農業用水路の現状を、町は把握していらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。整備を必要とする箇所はどれくらいあるのかお聞きをいたします。

3点目でございます。物産館の閉店についてです。5月末をもって長年続けてきて、観光客や出身者が便利に利用してきた物産館が閉店をしてしまいました。今まで物産館が果たしてきた役割を、どう評価されているのでしょうか。閉店したあと、物産館の役割をどのような形でカバーをし、観光客や出身者の要望に応えることができるのかお尋ねをいたします。隣の食事どころも現在、閉店しています。物産館については、議会でも後方の土地を購入し、大型バスも出入りができるようにしたら利用客も増え、便利になると提案もしてきました。町として、その提案に対して努力はされたのでしょうか、お尋ねをいたします。今度オープンをする富岡港の船客待合所「きずなステーション」でも、食堂と売店を併設されると聞いておりますが、物産館が果たしてきたことがカバーできるのか危惧されるところです。私も帰省した折にはできるだけ地元でと思い、物産館をよく利用させてもらっておりました。昨年10月同窓会をした折にも、同級生を物産館へと同行し、何万円も買い物をしておりました。出身者が閉店した物産館のことを知れば、きっと残念がることは間違いありません。今、町では苓北の特産品づくりやセミナーを開いて、町を代表するような物産やその他頑張っている方がたくさんいらっしゃいます。それなのに、物産館が閉店ということは、頑張っておられる人たちの意欲まで削ぎ取るようなことにはならないでしょうか。

二江には来年にもイルカパークという道の駅ができます。苓北は崎津の世界遺産登録

においても置いてけぼりになるような気がしてなりません。今、入店者を募集しておられるようですが、賃借金額を借りやすいようにするとか、もっと町が力を入れるべきではないでしょうか。その点、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

以上3点、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に、答えさせていただきます。

富岡海岸の漂着物についてでありました。富岡半島の地形上、有明海、東シナ海の漂流物がほぼ毎日流れ着いております。特に大雨が降った折などは、有明海全体に流れ込む川の流域からの漂着も相当確認できるところでもございます。このような状況の中で、職員の見回りや町民の方々の通報等で確認を行っているところでもあります。流木の焼却につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されている状況であります。回収したにしましても処分できる施設がありません。このような中、海岸での焼却処分が経費・労力の面で有効とは考えますが、先程ご説明いたしましたとおり、仮に許可が下りた場合でも、防災面や近隣住民の同意が必要でありますので、どのような方法がよいのか検討をしてみたいと考えているところでございます。

次に海岸清掃員の、そのために清掃をしている方々の雇用であります。昨年度は2名で11ヶ月の雇用形態をとっておりましたが、夏・冬の屋外作業で、足場も悪い環境そして気候的にも相当厳しい状況であることを考慮いたしまして、本年度からは、4名体制で5・6月と、9月から12月までに変更しております。回収場所につきましては、漂着物の多い場所が基本であります。潮位や季節風などで漂着場所がさまざまであり、天候に影響を受けにくい場所を選定して作業を行っているところでございます。

次に、農業水路で整備の必要箇所はどれくらいあるのか。

農業用の用水路・排水路は、使用する時期や水量などにあわせ、基本的に使用する受益者や、団体等で管理して使っておられます。

維持管理の形態につきましても、各農家で行う場合や、国・県・町で補助をいたしまして、多面的機能支払交付金事業や中山間直接支払推進事業により、農地の維持活動の一部として水路の修繕等を、各営農組織や集落で行っています。

従いまして、灌漑整備済みの地域を除き、未整備の箇所までは把握はしておりませんが、水路の水源につきましては、全ての用水路にため池や河川、溪流などからの取水箇所がございますので、農業用取水施設（頭首工）台帳により、堰や水源の位置を把握している状況です。

次に、水路の整備において農家負担を少なくすることはできないか、とのお尋ねでございます。

現在、農業用に使用している比較的小規模な水路で、老朽化した水路や管理上不便な

水路の改修の場合には、町単独の小規模土地改良事業補助で経費の一部を助成しているところであります。また、台風や豪雨の災害の場合は、小農災事業補助で水路の復旧の補助を実施しております。農家の方からご相談いただければ、担当者が現地を確認のうえ、対応することにしております。

また、延長が長く、受益者や受益面積が多い水路につきましては、農業農村整備事業などの、国・県の補助事業で整備を検討していくこととなります。

次に物産館の閉館についてであります。撤退されました法人におかれましては、平成3年3月から特産品等の販売や観光案内所とともに観光案内を行っていただいております。経済状況が変化する中でも頑張っていたわけでございます。東北大震災以降、特に経営業績が落ち込み、回復のための企業努力を続けていらっしゃいましたけれども、町も使用料の減額等を行って対策を取ってまいりました。しかし今回、回復の見込みが立たないとのことで撤退されましたことは、町としましても、誠に残念な結果というしかございません。その後、先月、使用者の募集を行いましたところ1名の方から応募がございました。事業計画では、天草の塩、苓北町の農産物・海産物を使用したランチメニュー・ソフトドリンクの提供や、お土産品・生活雑貨・他の事業者の商品販売等になっておりますので、町の観光パンフレット等を設置させていただくとともに観光案内も併せて行って頂くことで、今まで以上の観光サービスができることを期待をしているところでございます。

次に、世界文化遺産登録が見込まれる中での観光面での取り組みでございますが、まず苓北町を知っていただくことが必要であると考えております。苓北町は、吉利支丹文化については、中世時代に志岐麟泉公がトルレス神父に依頼をなさって、アルメイダ修道士が志岐に派遣されており、志岐が天草で最初のキリスト教伝来地であるということが地元の方たちもあまりご存じではないので、このことをまず地元の方にも知っていただくようなことの努力をしていかなければなりませんし、我々も今度は町外に対して、全国に対しましてこの情報を流していかなければならないと思っております。またその後、大変ご多忙であられた当時のイエズス会布教長であられたトルレス神父もそののち来島され、志岐で2回の宗教会議を主宰されました。その折には当時の国内に来ておられた南蛮人宣教師の方々全てがこの志岐に集決をなさって、布教活動の会議をなさっておられます。

その後、江戸時代には富岡城が築城されましたが、富岡城は幕府側の拠点として、島原・天草一揆勢との攻撃を受けました。一揆勢の目論見は島原の原城と富岡城2点に拠を構えて、その中で抵抗をしていくということであったようでございます。幸いにも富岡城は落城を免れ、しっかりと守り抜いたわけでございます。残念なことに一揆の皆さま方は島原の原城へと渡り、全員の方が討ち死にとなったわけでございます。しかし、

乱の早期終結と徳川政権の安定により、いわゆる戦国時代に後戻りをしなかったと。そして当時の戦国時代の考え方よりも、むしろ日本の国民の考え方、非常に一致団結するような気風が生まれてまいりました。そのことが明治、大正、昭和と続いた中で、現在の日本の安定と平和につながっていると確信をしているところでございます。討ち死をなされた1万人余りの打ち首にあわれた方たちですね、戦闘員として判断された方、1万人の首は、長崎・有馬・富岡に三分して埋められております。『富岡吉利支丹供養碑』は、天草で初めての国指定文化財（史跡）となっているところであります。また、アダム荒川、富岡城の官房をなさっておられた方でございますが。

○6番（石田みどり君） 答弁中でございますけれども、キリストの歴史は。

○町長（田嶋章二君） キリストの歴史というか、この志岐を発端にして、こういう観光資源があるということを発信しないと、今、質問にも言われましたので、そのことを私は、そういうことをまだ町民の方もご存じのない方が多いわけですから、このことについても、ぜひ、我々ももっと強く発信をして、その中で禁教になって、そして潜伏キリシタンにつながっていったわけでございますから、この志岐がやはり一番の潜伏キリシタンの大元である、天草の。そのこと皆さんにご存知いただいて、町外の方にもご存知いただいたうえで、ぜひこの苓北町にもそういうキリスト教の伝来のあとを皆さんに見ていただきたいと。それが潜伏キリシタンとして世界遺産に指定される予定の崎津集落とつながってくる。交通の便もあわせて、そのことを申し上げたところでございます。特に、アダム荒川は処刑をされました。その処刑をされたことが、いわゆる殉教者としてローマ法王から『福者』に認定されたんです。『福者』のなかから『聖人』が選ばれます。その福者は天草の中でこの人1人なんです。アダム荒川。そのことで富岡城の裏のほうに立派なアダム荒川殉教公園をつくっております。熱心な方たちは、相当数訪れておられると。崎津の方たちが年に1ぺん、200人ぐらい集まってやるんで貸してくれと。毎年1回はお願いに来られることもございますので、このこともあわせてなかで、我々の観光もぜひ広めていただいて、崎津に行かれた折に、また志岐富岡を訪れていただいて、今度は富岡港からまた長崎のほうに帰っていただきたいと。そのことを今申し上げているところでございます。その強い発信力が非常に大事だと考えているところでございます。

以上で、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 富岡海域海岸のごみの問題でございますけれども、海岸清掃員を2名雇用していたけれども、4名にして期間を決めてということをおっしゃっていただきました。このジオパークの説明書にも一応写真が載っているんですけども、本当にこの写真の中にも流木がたくさん流れ着いている写真が載っているんですね。だか

ら、こういうところはやっぱり観光としては良くないのではないかなというふうに思いました。私は度々見に行っております。でも、撤去した様子はないような気がしておりますので質問をさせていただいておりますが、海岸清掃員の方が定期的に西海岸の海域公園のところもやっていらっしゃるのかどうか。そこもお尋ねしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かにご指摘はごもっともだと思います。ただし、考えていただければならないのは、このあれは有明海の流れものを全部ここで吸収するんです。大雨が降ったときの度々のことでございます。その中で、町だけではなくてJA女性部を中心に年に2回海岸清掃もやっておられますし、地域で流れ着いたごみをしっかり清掃もしていらっしゃる区もございます。それでも追いつかないということでもありますので、今後は担当からよく見回りをさせまして、その中であまり酷いところについては、これは大雨が降るたびに集まってくるのが現状でございますので、なるべくそういう漂着物を除去できるように頑張ってもらいたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 只今、町長がおっしゃいましたけれども、農協の女性部さんが年2回やっていらっしゃる。また、今度やられると。23日にやられるということでもありますけれども、曲崎を中心にやっていらっしゃると思うんですね。だから富岡の海域公園とかそこら辺まで延長をしてやっていただければありがたいかなと思うんですけれども、町としてそういう要請はできないものでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 石田議員さんのご質問ですけれども、この事業は環境省の海岸漂着物地域対策推進事業ということで、補助金を活用させていただいております。この趣旨というのは、主に石油からつくられておりますプラスチック類が近年海水に溶けだしまして、魚類が食べて食物連鎖によって人間が食べて病気の原因じゃないかということが懸念されております。一応、そういうことを踏まえまして、今の事業の内容では木類ではなくてそういう関係の人間がつくったごみ関係を主に収集させていただいております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ということは、漂着物、材木とかいうのはそのままにしておくということでございますか。すごいやっぱり醜いんですよね。そこら辺をやっぱり観光の場所でございますので、どうにかしていただかないと。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 今、ご質問が、ご意見ございました。確かに観光施設となっておりますので、現在、商工観光課のほうでは観光施設維持管理事業のなかで臨

時職員の方を雇っていただきまして、県有公園の美化作業であったりジオパークオルレコースの主に陸域の草刈りの管理を行っております。そういったものもありますし、県の自然公園美化清掃協会天草西海岸支部というのもございますので、そちらのほうの予算でも同じように対応しているところがございます。こういった事業で、臨時雇いさんを雇う機会がございますので、陸域だけではなく今後は海岸域も見回っていただいて、支障がある分、見苦しい分については除去のほうを検討していきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 今、海城公園は本当にたくさんの方が来ていらっしゃると思うんです。オルレコースにも指定されておりますし、ジオパークにも指定されておりますので、本当に何回行ってもいっぱいなんです。だから本当に見苦しいし、町の恥ではないかなと思うんです。よそから観光にいらっしゃる方から見れば、だから早急に撤去をしていただきたいと思っておりますので。

それから、2つ目でございますけれども、農地の保全対策でございますが、行政組織とかJ Aの地域の組織とかいうことで、一緒になって水路の整備ということでお願いはできないのでしょうか。先程町長がおっしゃいましたように、いろんな補助があるということや聞きましたけれども、管理団体もあるということも聞きましたけれども、水路のそういう不整備のところって把握していらっしゃいますでしょうか。

○町長（田嶋章二君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 町長の答弁のとおり、現在、用水路も排水路も含めて各農家で、受益者で水を確保するための水路を維持管理をしている状況でございます。こちらといたしましては、頭首工台帳ですね、取水口の台帳をもとに各水路の位置を把握している状況でございますが、その維持管理につきましては先程申しましたとおり、受益者で管理していただく、団体で管理していただくということが基本でございます。町長も申しましたが、水路の整備につきましては、町の補助で小規模土地改良事業、これで補助の改修、老朽化したものあるいは不便なものにつきましては、修繕の補助等出しております。そしてまた、水害あるいは台風などで崩壊した場合は、小規模農災の事業ということで、これも各農家、受益者に補助を出しておりますのでご相談いただきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 本当に、今、町の基幹産業ですよ、農業は。だから農業者が意欲を持って農業が継続できるように、先程から町のほうも補助をしていると、いろんな補助があるというふうにおっしゃいましたけれども、本当に農業を守るという点で町のほうも努力をしていただきたいと思っております。

それから3点目でございますけれども、先程、町長は歴史も一応ご講義をいただきま

したが、本当に今の物産館のあとに入っていただくということを初めてお聞きいたしましたので、その点では本当に喜ばしいことかなと思っております。だから、町のほうも賃貸を引き下げるとかいうことで考えていらっしゃるようでございますので、そこら辺も極力努力をしていただいて、物産館がますます繁盛をして出身者や観光客に貢献ができるようにしていただきたいと思っております。

それと、よろしいでしょうか。議会が提案をいたしました後ろのほうを買い取って、もう少し駐車場を大きくして、大型バスも入れるようにしたらどうかという提案もさせていただきました。その点はどうかでございますでしょうか。努力はなされたのでございましょうか。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 只今の件ですけれども、実際、おっしゃっている物産館の今の駐車場の裏側ですね、そちらにつきましては、現在耕作をされている部分でございます。実際、そこまで駐車場を広げる必要があるのかというのが、まず課題だと思っておりますので、今までの物産館のほうに大型バス等の出入りが年間どのくらいあるのかというのを実際に聞き取りを行いました。その話のなかでは年間ほとんど大型バスの駐車はないという現状でございましたので、今の状況からすると駐車場を特に広げる必要はないのではないかと判断をしているところです。

今後、大型バスとか中型でも結構ですけれども、バスの寄る回数が増えて、駐車場が今の広さでは足りないということが出てくるようであれば、地上の拡幅も検討していく必要があると思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、どっちが先かという話もあるんですね。やっぱり受け皿をつくって、どうぞ来てくださいということが先なのか、人が増えてきたから受け皿を大きくするのかということでもあります。一つには、今新たな意欲がある方が一件入られましたので、そういった面で我々も、あと物産館もその1という奥のほうですね、この辺のところの誘致をするためにもどうしたらいいのか検討していきたいと思っております。と申しますのも、例えば富岡城に毎年3万人来ておられる。何も売る所がなかとですよ。ただし、バスも来たはいいけども、さっと素通り。だからバスが寄る所があれば、各旅行社にもお願いに行けると。そういうことも考えられます。3万人の方、一切富岡の町で買い物もなさらなくて帰っておられます。だからそういうことも踏まえて、今後、バスの寄り場所、富岡の船客待合所もできましたし、今の物産館、上津深江のあの場所もひとつの適地ではないかなと思っておりますので、そのところもどっちが先かも含めて、前向きに考えてみたいと思っております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 今、町長からお話を聞きましたが、本当に前向きに考えていただきたいと思います。やっぱり観光客は来て交流人口が増えても、町に金が落ちなかったら町は繁栄しないんですよね。商工業者の人も本当に潤わないんですよね。だから、どのようにしたら町に金が落ちるかということ、やっぱり真剣に考えていただきたい。今の物産館の状況にしても、ちょっと位置的なもの、建物とか玄関入り口とかいうことで、そこら辺もちょっと考えていただいたほうがいいんじゃないかなというふうな。何かちょっと入りにくいという話もいろいろ聞きますので、そこら辺も考えて努力していただきたいと思って、質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。通告4番、錦戸俊春君。

○11番（錦戸俊春君） 通告4番、11番議員、錦戸俊晴です。

通告しておりました2件について、質問をさせていただきます。

まずはじめに、ボランティア時間預託制度の創設について質問をさせていただきます。

このボランティア時間預託制度は、愛情とふれあいの論理に基づき、それぞれが身につけた特技などを交換しあい、コミュニティを深め、ボランティア活動をしていくものと思います。ボランティア活動した時間（例えば、1時間1点）を預託しておいて、自分が将来的に介護あるいは何らかの支援が必要な時に、その点数を利用して支援してもらい、ボランティア時間いわゆる点数を引き出していくようにする必要な時に備え点数を貯めていくボランティア預託制度を創設してはどうかと思っているところでございます。

その制度を充実させることで、町全体がみんなで支えあう・助け合うようになり、自助・共助・公助へとつながっていくものだと思っているところでございます。

ボランティアができる期間は、身体を動かすことで健康づくり、健康増進・健康維持にもつながると思っているところでもございます。

業務内容としては、多種多様に考えられますが、例えば家事援助業務。これは掃除とか洗濯、買い物いろいろあると思います。また、介助・介護の業務もあると思います。

これは身体には触れられないものでなければならぬのではないかと考えているところでもございます。家庭内外の業務・移送サービスなどもあるかと思えます。移送サービスにつきましては、事故を考慮しなければならないと考えているところでもございます。また、公共施設の環境整備・道路の草刈り作業などいろいろと考えられるとされているところでもございます。

財源も特別に工面する必要がなく、将来的に預託しておけば、安心して暮らせる町づくりにもつながっていくのではないかと考えているところでもございます。将来的には介護サービス負担の支援、移送サービスなど支援策にもつながってまいりたいと思えます。

今後、高齢化がますます進み、車の運転免許証の返納をされる方も多く出てくるのではないかと考えます。現在も移送サービスなどの支援策もありますが、もっとよりよい支援策につながるのではないかと考えています。いろいろな制度に補助金も出されておりますが、時間を預託しているならば、より多くの補助も受けられるようなことになるなど、特典メリットがあるのではないかと考えます。

私は以前に道の里親制度の創設はできないかということで一般質問をした経緯もありますが、道路の草刈りなど作業をすることは環境もよくなると思えますし、またごみのポイ捨て防止、事故防止また防犯防止などにもつながるのではないかと考えております。自分たちの地域は自分たちで守り、自分たちが良くするという意識も充実されると思えますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、交差点改良について質問をさせていただきます。

国道389号と志岐内田線交差点の改良はできないかと思っているところです。今までこの交差点での交通事故発生状況はわかりませんが、通行される車両で一時停止せずにそのまま直進される車両をたまに見かけることがあります。日頃より非常に危険を感じているところです。改良することにより、安全確認が確実にでき安心して通行できると思えます。私が言うまでもないと思えますが、交差点の状況を若干説明をいたしますと、志岐内田線から国道389号に出る場合、障害物はありますが鋭角の交差点になっているために、通行車両の確認が容易ではなく、また、この交差点は横断歩道もあります。志岐内田線から国道に出る場合、直角に出られるような改良はできないかと思っているところでもございます。

用地については、今のままの道路復元では不足気味だと思いますが、志岐内田線に道路側溝があります。その側溝を暗渠化することで用地は確保できるのではないかと考えているところでもございます。

道路そのものは改善の必要はないので、費用については多くかからないものと思えます。安全面を考え、ぜひ、改良をお願いしたいものです。

以前に、あそこは京ノ坪ですかね、国道324号と国道389号との交差点が鋭角に

はなっていて、通行車輛の確認が容易でなかったのが、国道389号から国道324号に出る場合に交差点が直角になるように改良をされたことで、通行車輛の確認が容易で安心して通行でき、安全になったと思っております。横断歩道もあり、歩行者及び通行車輛の安全、交通事故のない安心安全なまちづくりのために、ぜひ、改良をしたらどうかと思っているところでございます。

町長の考えをお伺いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の錦戸議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1点目のボランティア時間預託制度の創設についてのご質問ですが、本制度は、自分が行ったボランティア活動の時間を点数化し、将来、自分や家族に助けが必要になった時、その点数を使用してボランティアを受けることができる「将来への備え」として有効な制度であると考えております。先程から、少子高齢化の話も出てきておりましたが、日本の財政も相当今後、その影響もあって痛んでくるのではないかと考えております。そうすると、回りまわってそれぞれの全国の自治体にも影響が大きくなる。そういったときに、やはり「公助」を先にやるのかということが後回しになる可能性がありますので、「共助」というのが「自助」と非常に大事になってくる。そのことについて、

今、時間預託制度の全国的な組織として「ニッポン・アクティブ・クラブ」というNPO法人があり、全国40の都道府県に138市町村で活動拠点を作り、さまざまな成果が上がっていると聞いております。

本制度により、ボランティア活動を通じて身体を動かし、健康づくりや地域とのふれあいをすることもできます。また、サービスについても、家事支援、介助・介護、子育て支援、移送サービス、草刈りなど様々なサービスができると考えられます。

「自立」「奉仕」「助け合い」の精神を進めつつ、質の高い人生を送り、ボランティアを生きがいにして、社会と人に貢献できる有効な制度だと考えております。

しかし、本制度の運営に関しましては、法の裏付けや責任体制の持続性等の課題もあると考えておりますので、今後はその創設に向けた調査・研究を深く重ねて、やはりこのボランティアの点数が担保できる、このことをしっかり見定めたなかで進めていかなければならないと考えているところでございます。基本的には前向きな対応をしていきたいと考えております。

次に、志岐内田線と国道389号の交差点改良についてであります。議員ご指摘のとおり、町道と国道の交差角度は鋭角になっております。天草警察署に問い合わせをいたしましたところ、記録が残っている10年間に3件の事故が発生をしております。いずれも軽微な事故ということではありますが、このうち、道路の形状に関連する事故は1件

ということがありました。

交差点の改良につきましては、国道の管理者である熊本県と交差点協議をする必要がございます。また、現地を調査いたしましたところ、一時停止線や横断歩道の線が消えかかっておりましたので、その引き直し等について、天草警察署との協議も必要になります。併せて、交差点改良が可能かどうかを今後、関係機関と検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上、錦戸俊春議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） はい、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） このボランティア時間預託制度については、非常に難しい面はあると私も思います。ただ、先程言われたように、調査研究をして前向きに考えていきたいということでございますけれども、ぜひ、そういう形で取り組んでいただければと思います。

ただこの担保ができるかと何かという話がありましたけれども、私は別にボランティアをして預託しておったから、本人が受けなかった、家族が受けなかったとそこまでは、私は個人的には要求はしないと考えています。ただ、そこら辺はやはりできればそれが一番幸いなことですけれども、そこまで要求したらボランティア制度そのものが成り立たないんじゃないかなという気もするわけですね。やはりもし自分が、そして家族が受けられるならばその時間を普通の人よりもプラスして受けられるんだとか、そしてまた安価で受けられるとか、そういう形に展開していくような制度に作り上げていけばなと思っていますところでもございます。

この国の統計調査の資料でございますけれども、介護の希望、これ自分が介護が必要になった場合、最も多かったのは家族に依存せずに生活ができるような介護サービスがあれば、自宅で介護を受けたい。これが、46パーセントあるそうです。次に、自分で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい。これが24パーセントあるそうです。第3位は有料老人ホームやケア付きの高齢者住宅に住み替えて介護を受けたいのが12パーセントあるそうです。また、両親が介護に必要な場合で最も多かったのは、自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせ、介護を受けたいが49パーセント。次に、家族に依存せずに自宅でできるような介護サービスがあれば、自宅で介護を受けさせたいが27パーセントになっているそうです。我が町の調査内容はわかりませんが、いずれにせよ、自宅で受けたい・受けさせたいが大半を占めているのが、この結果じゃなかろうかなと思っています。ここで考えられるのは、いわゆる自助努力で自分のことは自分でやりたいという表れではないかなと思っていますところでもございます。自分ができるときは将来に備え、いろんな意味で準備をするといったことが必要ではないかなと思います。なかなか、制度を充実させるのは難し

と思いますが、ボランティア活動の活性化に役立つとして、また将来に備えた方法として、非常に価値あるものではないかなと思っているところでございます。

今、包括支援センターがでございますけれども、そういうようなところで事務局あたりを持たれて、そして取り組んでいくような形が一番いいんじゃないかなと思っているところでございます。

高齢化も急激に今進んで、先月末で39.1パーセントですか、高齢化率が。今後、ますます日に日に上がっていくんじゃないかなと思っているところですよ。これは2025年には一番高齢化率がピークになると言われておりますけれども、2050年になると、だいぶ先の話かもしれませんが、高齢化率そのものはないですけれども、1.35人で1人を支えなければならない。率よりも、今度は支える人がいないという状況になってくると言えます。非常に厳しい状況になってくる統計がなされているようです。ここら辺を見据えて、やはり自助努力をしていって、そして最終的にはやはり全部で支え合うような制度を構築していった方がいいんじゃないかなと思っているところでございます。今、前向きにということでございますけれども、考えていきたいということですが、ぜひ、考えて進めていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今後、100年時代と、このごろ盛んに叫ばれております。私も30年ぐらいはあと生きたいなと、元気で生きたいなと考えておりますが、やはり人のお助けをいただきながら生きていかざるを得ないのではないかなと。しかし、お互いに助け、助け合いながら生きていくということは、昨日のテレビでもやっていたけれども、それが一番元気のもとになるそうです。いくら運動を一生懸命したからといって、体がずっと活性化するわけではなくて、やっぱりお互いに助け合いながら人と交わり合いながらやっていくのが一番いいということでございますので、この考え方は非常に素晴らしいと。このやり方も実現できればいいなと。ただし、これを誰が管理するかというと、包括支援センターがという話ですが、もうちょっと法的な担保が得られるなかでしていかないと、せっかく頑張ってポイントをいっぱい貯めた、しかし、それを管理するところがなくなってしまったというようなことになってしまいますと、今度は落胆のほうが大きくなって、せっかくの今までの奉仕精神が水の泡になっていきますので、このことについてはやはり県とか国とかの考え方を、もう少し自助努力とか共助努力に傾けていくためにも、しっかりした制度を作っていただけるように、我々もそれを確認しながら皆さんに勧めていければ素晴らしいことではないかなと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 私も確かに難しいと思います。この制度そのものをつくるの

はですね。ただ、いろんな協議をしながら研究を進めていくなれば、やはり皆さんの意識というのそこにも自然的に出てくるんじゃないかなと思っているわけですね。

ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

ただ管理して行って、途中で断ち切れるような話をちょっとされましたけれども、やはりそこら辺は持続して、やっぱり一回発足したならば、それを持続できるような形で。役場というのは、当然、私は消えることはないと思うわけですね。先程包括支援センターということで話をしましたけれども、包括支援センターそのものは名が、または法律がどう変わっていくかはわかりませんが、何らかの形でいわゆる支援する担当と言うんですかね、そこは存続をずっとされていくと思うわけですね。やはり、そういうことで、ぜひ前向きに考えていただければと思います。

次に交差点改良ですけれども、ここは先程ちょっと言いましたけれども、あそこ京ノ坪の所ですかね、国道389号と324号の。あそこが改良されて非常に通りやすく、車輛の確認もしやすく非常に良くなったと思います。そういうような形で、そこも白線の引き直しだけではなくて、やはり協議を進めていただいて、そして通行がしやすいように。事故は先程お聞きしましたけれども、多く発生はしていないようだけれども、やはり事故発生がないような、ゼロになるように努めていくべきではなかろうかなと、私は思っております。そこら辺を今後協議していきたいというようだけれども、前向きにただ協議で終わるのか。そして、ただ白線だけで終わるのか。私は先程言いましたけれども、道路側溝を暗渠にすれば敷地は出てくるんじゃないかなと思っているとおりですね。道路の段差とか何かも、そこら辺もあのまんまで、ただ内田線から国道に入るいわゆる左側に側溝があるのでだけれども、それを埋めるだけでその敷地というのは十分取れるのではないかなという気がするわけですね。工事に対して積算も何も、私はしておりませんが、あまりかからない工事で終わるのではないかなと思っているわけだけれども、そこら辺はどうなんですかね。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） このことで天草警察署ほか、いろんな機関と協議をしなければならぬということは、その方たちの許可がないとできないわけです。町だけでできるということであれば、当然これ、非常に安全に対して素晴らしいことだから早速どれぐらの予算がかかるか検討してみたいと思いますが、これはあくまでも国道との交差ですから、国道を管理する県あるいは警察、交通安全協会等の打ち合わせが必要になってくると思いますので、このことをしっかりやったうえで、実行ができればと考えております。

○議長（山本政人君） はい、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 2件とも、ぜひ、前向きに検討していただきますようお願い

いして終わります。

○議長（山本政人君） これで、錦戸俊春君の一般質問を終わります。

通告5番、廣田幸英君。

○2番（廣田幸英君） 通告5番、2番議員、廣田幸英でございます。

町の防災対策、苓北町の観光についてお尋ねをいたします。

防災対策、なかでも一次避難所対策についてお尋ねをいたします。今年も梅雨・台風の季節になりました。思い起こせば、平成27年6月11日の集中豪雨ゲリラ豪雨によって、苓北町は多大な被害をもたらす集中豪雨でございました。近年、被害をもたらす台風の接近、また梅雨末期の集中豪雨は見られませんが、油断は大敵でございます。今年も被害をもたらす台風の接近がないことを願うところですが、しかしながら台風に伴う豪雨や梅雨時の集中豪雨については避けられない面があるかと思うところでございます。そのようななか、台風の接近時あるいは集中豪雨時にひとり暮らしの高齢者の方々に対して、地区の区長さんの厚意で公民館、これは分館でございます、を開放し一時避難をしていただいた実績があったと聞きました。しかし、避難に利用された公民館分館が耐震基準に満たないから避難所としては認められない。万が一の場合、責任は持てないと言われたと聞きました。厚意で行ったことで責任まで持てと言われても、困惑しておられるのではないのでしょうか。そういう指導が本当にあったのかお尋ねをいたします。

町指定の避難所に近い地区の人たちにとっては、安心便利な避難所だと思いますが、離れた地区の人、特にひとり暮らしの高齢者の人たちをはじめ、車のない人たちにとっては、自分の地区の公民館・分館で一時避難をして、そのあと町の指定避難所に防災会の人力を借り、また役場の人の力を借りて避難をするというのが理想的だと思っております。この件について、教えてください。

次に、観光についてお尋ねをいたします。5月20日天草五橋、新一号橋「天城橋」が開通し、熊本市までの90分構想にまた一歩近づいたと思いますが、苓北町への影響についてはどう見ておられますか。考えを聞かせてください。また、今年の夏には長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界文化遺産登録がほぼ実現しそうです。苓北町でも、各施設の整備、文化資料の展示等努力してこられました。今一つマスコミ等を通じたアピールが足りない気がします。この期を捉えてアピールし、観光客だけでなく町民の方々にもやさしい解説で施設資料の説明をして理解を深めていただくよい機会だと捉え、努力されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。考え方をお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の各区公民館の避難所としての取り扱いについてのご質問でございます。町といたしまして、避難所として認めないということではありません。

町が地域防災計画で定め、指定しております指定緊急避難場所、並びに指定避難所につきましては、避難環境や安全対策等を踏まえた上で、ある程度、広域的な収容が可能な施設・場所等を指定しているところでございます。

このような中、実際に町が実施する避難訓練の際におきましては、各々の公民館を避難場所として訓練に参加されている区もでございます。3年前の大雨災害時や2年前の熊本地震の際には、それぞれの公民館に一時避難された方々もいらっしゃいました。

万が一、災害の恐れがある場合、また、災害が発生した場合におきましては、一時的には、いち早く、より安全な場所に避難していただくとともに、その後は、避難環境が整った、町が指定する指定避難所に移動、避難していただければと考えているところでございますが、この件については、只今廣田議員からもご指摘がありましたように、一時的にはその近くの公民館に避難をして、そして次にいろんな方の助けを借りてから、広域的な町が指定する避難場所に避難していただくということで、十分だと考えております。

それと次には、観光客の増加が期待される中での受入態勢等についてでございます。ご指摘がありましたように、先月5月20日には天城橋、聞きなれない名前で発表はあったんですが、天草の「天」と三角を使わないで宇城ということで、お城の「城」ということを書いて「天城橋」となったようでございます。私が聞いておりました短縮時間は4分だということでありまして。ただし、この4分は日曜祝日と大矢野方面が、天草から帰られる方たちで相当混みます。5時間とも6時間とも、天草熊本間がいわれておりますが、これが混雑の解消には大いに役に立つのではないかなと思っておりますが、私もその後2回ほど行きましたが、新たに信号ができている所が上手くいったときには時間がかかりませんが、運が悪かった時には相当な時間赤信号でありますので、進めないということで、本当に4分縮まったのかなという感じでございます。

さて、こういうことがありました関係で、やはり今度は崎津集落が世界遺産に登録されるということでお客さんは相当増えるんじゃないかと。橋も2本になりましたし。ところが、どの経路を使っていられるかでこの影響というのは違ってくるのではないかと考えております。そういった意味で、少し遠回りになったにしても、苓北町に寄っていただけるようなそういう情報をしっかりと打ち出していくということが大事であると思っております。先程、石田さんのときにもお答えいたしました。禁教時代になってからなっただけですが、その前の時代、キリスト教伝来時代は先程も申し上げましたが、志岐麟泉公がトルレス神父に依頼をされて、その代わりに来られた方がアルメイダ修道士であったと。アルメイダさんは志岐を出発点として天草にキリスト教の布教をされまして、

天草では相当キリスト教が広がったと。そしてまた特に志岐は、キリスト教のメッカであったということが伝えられております。そういうことの中で、豊臣時代から禁教に一部なるわけですが、その後、徳川時代にも緩やかな信仰規制だったわけですが、豊臣方の残党にキリスト教が応援をするということのなかで、禁教令が出されました。その後また鎖国令も出されましたので、その後の窓口は長崎だけになっていったということでございます。その中で、重要な信仰の折にもこの志岐を通過していった、それで信仰が広まったなかで、禁教になったということでもあります。もとはそういうことで、この町でいろんなキリスト教の土台が築かれていったということです。特にフランシスコザビエルのあとの布教長になられたトルレスさんは20年近くに渡って布教活動の指導をしてこられました。この方がいらっしゃったからこそ、キリスト教が日本に伝わっていったと言われておりますし、特筆すべきことは、この方が晩年に志岐に来られて、志岐で布教活動の指導をしていただいたということでもあります。また、志岐で亡くなられておられます。その縁もあって、やはりトルレスさんを顕彰するために志岐城の大手口にトルレス記念公園をつくっております。また、キリスト教に詳しい方々はそういうことに非常に興味を持っておられる。そしてまた、江戸時代になってから富岡城の官房であったアダム荒川という方が、処刑をされました。まさに殉教ということでありました。今から十数年前の2007年に、ローマ法王が『福者』を選定されたわけです。福者の中から聖人になるわけですが、天草ではたったひとりアダム荒川さんを福者に認定されました。その縁もありまして、富岡城の裏で処刑されたということでしたので、今、アダム荒川殉教公園をつくっております。この方たちはビジターセンターに来られなくても、アダム荒川だけを公園でいろいろお祈りをなさる方たちも多いと聞いているところでもあります。

こういうことが、先程も申し上げましたが、町民にもまだ伝わっていないという部分がありますし、もっと全国にこれを発信すべく、しっかりしたことをやっていかなければならないということでございます。で、びっくりしたのは先週の週刊文春というあれに1ページがかりでその案内が随筆で書いてございました。これは我々が頼んだのでも何でもございません。たまたま来られて、ボランティアガイドの方に案内をしてもらった、そのときの記事が載っておったようでございます。

また、そういうことを踏まえながら、やはり宣伝不足、そして、お金をいかに落としてもらおうかと。富岡城でさえも1年間1万人来ておられる。そのバスをどこに寄ってもらえるか。先程石田さんの質問のなかでも、そのバスの問題がありました。このことは、我々も旅行会社にバスを寄られた帰りに寄ってくださいという場所をつくっていかなければならないと。今、富岡港に待合所が新しくできました「きずなステーション」、そして今港湾の国土交通省のほうにも何かしっかりした支援策を展開してくれと

いうことで、昨日、国土交通省の九州地方整備局からお見えになられて、視察をしていかれました。何かいい回答がくるのを期待をしているところでございます。

そういうことで、どっちかと言えばどっちかというというか、観光について、やはりまだまだ我々の努力不足であると考えているところでもあります。我々もしっかり頑張った上で、だんだん足りなくなっている宿泊施設等も充実をしていただけるようなことになってくればありがたいなと思っております。まずは、崎津集落が来月初めにでも世界遺産に登録をされると信じておりますので、そのことをきっかけに幸いにも富岡茂木航路は長崎からあるいは福岡からの最短距離になりますので、そのことも大いに宣伝をしながら、この観光振興に頑張ってもらいたいと思っておりますところでございます。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

それと付け加えておきます。富岡城の二の丸につくりました資料館。資料館は3年目になりますので、崎津集落の世界文化遺産登録とあわせて開館3周年ということでございますので、7月・8月の2ヶ月間について、入館料を大人（高校生以上）100円、子供（中学生以下）無料といたします。崎津からの誘客としては、天草市と連携し、崎津集落ガイドセンターへの町観光パンフレット等もっといろいろなことを考えて、おおいに宣伝をしてみたいと考えているところでございます。

以上、質問にお答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 一番の防災対策についてということでお尋ねをした一次避難所。一次避難所については今までどおり利用することは構わないということを知りましたが、近年建築された分館については確かにそれでいいかもしれませんが、とても古い石積みの上に基礎がなっているような建物もあるわけです。そして、熊本市の大西市長も申されました体育館的なつくりの建物は非常に危険であるということをおっしゃっておられます。このことを考えたときに、例えば坂瀬川の和田地区、和田地区の公民館につきましては非常に危険ではないかと。ただ、区長さんの厚意で「どうか公民館を開けてください」と言われたので、避難をしていただいたと。そして3～4人高齢者の方々が寄って慰めあって避難をしたんだと。そういう経緯がございましたのでお尋ねをしたんですけれども、大丈夫でしょうか。今一度。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これをお使いになられることは大丈夫だと思っておりますが、その建物自体が震度の大きいやつがくると、どうかわかりませんので、この辺は町としても、もう1回調査をして。

調査してあるの。総務課長に答えさせます。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） その点につきましては、平成28年に行いました防災耐火研修のなかでお話がありました。そういったなかで各公民館を調査いたしましたところ、確かに昭和56年以前の建物が数棟ございました。こういった関係で、町としても何らかの対応策ができないかということで、公民館の分館集会地区事業あるいは地域がかがやく行政活動の特色ある活動、こういったなかで耐震診断そういったもろもろの助成ができるような形で既に規定を整備しております、その点につきましては各区長さんにもお知らせをしているところでございます。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 区長さんにお知らせをしているところでありますという話じゃなくて、大丈夫ですか、あの建物ほど。町長もおっしゃいました非常に大きな地震がきたら危ないですよということです、耐震の工事はできないのかと言われてたはどうしますかと聞いておるんです。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今、お答えいたしましたように、耐震診断それから耐震の補強工事、こういったことも含めて町のほうから助成金を出せますので、区のほうでそういう耐震診断をされるでありますとか、改修をやりたいということであれば、役場のほうにご相談をしてくださいということで伝えているところでございます。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 補助率は何パーセントでしょう。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 分館集地区事業「特色ある地域活動」のほかの補助事業と同様でございます。ちょっと補助率まで現在ははっきり覚えておりませんので、後ほどご回答したいと思います。

○2番（廣田幸英君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 防災につきましては、以上で結構です。

観光ですけれども、町民の方々の理解がいまいちだと町長もおっしゃいました。私もやさしく解説をするべきではないかと。先程、町長が一生懸命説明をしていただきましたけれども、毎月「広報れいほく」にも載っております。本当は興味のある方にとっては非常に貴重な資料だと思いますけれども、なかなか頭の中に入りません。ところどころちょっと考えを変えていただけるわけにはいかないでしょうか。

私が聞いたのは、例えば東からおっぱい岩、あそこはいつ来てもおっぱい岩にあえるんだ、おっぱい岩に触れるんだと観光客の方は勘違いをしておられる。満潮のときに来て「ああ、どこにあるんですか」と、このような観光客もおられます。そういうところ

を聞いたわけです。もっとやさしくアピールしてくださいということを聞いておるんです。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 今のおっぱい岩の件につきましては、インターネット等で見られる時間等については周知をしております。ただ、今おっしゃるようにもっとやさしく広くという形でおっしゃっていると思いますので、今年度は先程から言うておりますように崎津集落を含む長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界文化遺産に登録見込となっております。その関係で、やはり町としてももっと町外にアピールしていく必要があるということで、今年度は情報発信のための有料公告等をうつために予算を取っております。そういったものを利用して、どういった記事にして周知をするかというのは、まだ検討中ではございますけれども、広く新聞雑誌ですね、そういったものを利用したなかで苓北町についての周知、わかりやすいやさしいお知らせというのを検討してまいりたいと思います。

○2番（廣田幸英君） 期待しております。

次にまた、坂瀬川地区のキリシタン乗船の地というのがあります。あそこで、あれは寒いときだったもんですから、夫婦連れの観光客が下りて記念撮影をしようとしておられました。しかし、いつも私が言うように越波で潮がかかるんですよ。あそこが一番。とうとう記念撮影どころじゃないということで、さっささっさ行ってしまわれました。そういうところに、いつも言っていますように、何とかあの越波対策はできないものかということにもつながるんだと思います。何とか防風柵とか、そういうところを考えるわけにはまいらないものかお尋ねをいたします。

外れています。そういうことであれば、只今のは削除してください。

これからもまた観光事業、また防災事業に力を入れていただきたいとお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

通告6番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告6番、倉田です。

通告の天草広域連合消防関係等について、質問させていただきます。

まず1点目に、天草広域連合消防署所の再編計画についてでございますが、ご承知のとおり署所再編計画は平成18年から27年度までを第1次、第2次を平成23年から32年度まで、第3次を平成28年から37年度と各次計画が複数年重なっておりますが、要は第2次計画で平成32年度までに苓北分署と五和分署が統合される予定となっております。ご承知のとおり、この背景には将来的な人口減少や連合を構成する市と町の財政的事実等から消防職員の削減や分署統廃合を進めざるを得ないということで、第

2次行政改革大綱が平成22年11月30日、広域連合議会で承認されております。このことにつきましては、苓北町議会でも説明されておりますが、第1次計画では、2署7分署4分遣署の13拠点で消防職員211人態勢でございました。その後分遣署が分署に格上げされ、またつい最近では上天草の大矢野分署が北署に格上げされ、現在1本部3署10分署となっているようでございます。そして第4次計画の平成33年度から42年度では道路インフラ等の整備状況を考慮し、1本部3署5分署を最終目標とし、消防職員は174名と第1次計画より37人の削減となっております。私は平成25年当時、連合議会で住民の生命と財産を守るのは行政の基本であり、また当然のこと、分署の統廃合により緊急時に地域的には初期活動に支障をきたす恐れがあり、財政難からとはいえ、防災行政の後退は避けなければならない旨を言ってきました。

人口減少に伴い地方交付税の減少するなか、現状の消防組織を維持するには構成する市と町の財政負担も伴いますが、慎重に対応しなければならないと思っております。案件の苓北五和分署の統廃合を含め、現在計画に対し、連合消防職員の実態と今後の連合署所再編計画はどう推移しているのか。またあわせて、この再編計画を町長としてどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

2点目に、広域連合職員の採用についてでございますが、ご承知のとおり広域連合職員は介護やゴミ処理を担当する事務局一般職員と、消防事務を担当する消防職員で構成され、消防職員は管理計画に基づき退職職員を考慮し採用が行われておりますが、事務局一般職員については、平成17年度以降採用はされず、退職に伴う必要人員の確保は市と町からの職員派遣で対応されてきております。平成25年当時、総務部門と衛生部門の一般事務局職員28名中10人が職員派遣であり、定員管理計画で採用を行われない場合、平成33年度末には連合職員は2人となり、26人は市と町からの派遣が必要とされております。その派遣計画では天草市17人、上天草市7人、苓北町2人となっております。私は当時、連合議会で組織の在り方として連合職員の採用はすべきではないかという旨を進言いたしました。職員の採用の現状はどうなのか。あわせて町長の考えをお尋ねいたします。

3点目に、天草広域連合広域行政事務調査検討委員会の最終報告についてでございますが、この件の発端は広域計画作成の答申書に「広域連合の果たす役割等について、広域事務の在り方という原点に立って議論する必要がある、次の施策を推進するよう求める」と記され、その中の一つに広域連合の事務の在り方の調査検討に関する施策など、他4項目を各市と町の関係課長級等の事務レベルで調査検討結果をまとめた報告書であります。第1回委員会は、平成22年11月の設置から7回開催され、中間報告では消防は事務委託を提案、ごみ処理については事務委託への移行を提案するなどが記され、そのあと最終報告書では平成24年3月に提出されたところでございますが、この最終

報告の内容は多岐にわたり一言では説明できませんが、委員会としては機関等の共同設置と事務委託方式を選択することでまとめられ、これまでどおり広域連合で事務処理することも当然可能であることから、これらを可能とするためには基本となる方針、共同処理基準を明確化することが不可欠であり、関係する市と町の間で更に踏み込んだ議論が必要となってくると記されております。また併せまして、連合議会でも広域行政事務に関わる特別委員会を設置し、ごみ処理業務等の検討のほか、実際消防事務を周辺自治体から受託している佐世保市消防局へ研修調査を踏まえ、検討協議を行い、平成25年2月19日開催の第1回定例会の委員長報告で、消防事務については事前に市と町の間で協議調整を行うことができるのであれば、事務委託が適当であるとの意見で一致しております。なお、署所再編計画については、今後見直しについて慎重に検討してほしいとの要望もあったとまとめられております。

この広域行政事務調査検討委員会の報告書と連合議会の広域行政事務に関わる特別委員会が示された事案について、現在、連合ではどのような対応をされているのか。また消防の事務委託と消防署所の再編計画とは関係ないとされておりますが、町長の見解をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の天草広域連合消防署所再編計画についてでございますが、平成27年度に策定されました『天草広域連合第3次広域計画』及び『第3次行政改革大綱』におきましては、「平成32年度に苓北分署の改修」、一方では「平成37年度に五和分署と苓北分署の統合」が計画されておりました。

この二つの計画のあり方につきまして、昨年度当初、苓北町から課題提起をいたしまして、早期の検討をお願いした中で、「苓北分署改修計画及び五和・苓北統合分署計画のあり方」に関して、関係市町の消防担当者及び消防部局の係長職員で構成する消防担当係長会議で協議検討がなされ、その後の消防担当課長会議での意見聴取を経て、本年、5月7日に開催されました天草広域連合正副連合長会議で、協議結果の報告がなされたところでございます。

協議の結果であります、「五和・苓北統合分署計画のあり方」につきましては、『平成37年度の五和分署と苓北分署の統合計画を見直し、両分署ともに存続の方向性が望ましい』。また、「苓北分署改修計画のあり方」につきましては、『平成32年度の苓北分署の改修計画を見直し、移転新築の方向性が望ましい。なお、新築の時期は、築45年を迎える平成37年度に』ということ意見集約に至っております。

それぞれの意見集約に至った理由であります、「五和・苓北統合分署」のあり方に

つきましては、道路交通事情の改善が見込まれない現状にありましては、現場到着時間の維持が見込めないこと。消防は「住民の安心安全」にかかわる根源的業務であり即時性が求められることから、将来、人口減少社会が加速しても、署・分署の配置維持が求められること。火災、救急は、その多くが人為的な要因によって発生していることから、ある程度人口の集中した地域に消防拠点を配備すべきであること。統合の対象となる地域住民の理解を得るのは困難であること。消防団員が減少傾向にあること。消防力の整備方針に基づく「署所担当面積」の範囲を超える地域が増え、現場到着時間の遅延が考えられること。

と言った理由から、両分署存続が望ましいという判断に至ったところでございます。

次に、「苓北分署の改修計画」のあり方につきましては、現在地が土砂災害警戒区域に指定されていること。耐震補強等の改修と新築を比較した場合、費用対効果の面から新築が適当であること。車両の大型化や必要な内部施設の整備など、現庁舎が時代にそぐわないものであること。他の分署においても、新築の時期は、築45年を目安としていること。

以上の理由から、移転新築が望ましいという意見集約に至ったところでございます。

この検討結果を受けまして、今後の天草広域連合議会におきまして、広域計画及び行政改革大綱の見直しが協議されることとなります。

なお、現在の連合消防職員につきましては、倉田議員が指摘されましたように、3署10分署の体制の中、正規職員が211人、この他に短時間勤務の再任用職員9人の職員配置となっております。

次に、2点目の広域連合職員の採用についてでございますが、平成28年度の正副連合長会議等におきまして、「天草広域連合事務局職員（いわゆるプロパー職員）採用にあたっての基本的な考え方」を取りまとめたところでございます。これは、倉田議員が指摘されたように、採用を行わない場合、平成33年度末には連合のプロパー職員は2人となり、残りは各市町からの派遣が必要になるという状況を踏まえ検討を行ったところであります。私といたしましても、当然、必要なプロパー職員は確保すべきであるという考え方の中で、協議に臨んだところでございます。

協議の結果、基本的な考え方としまして、広域連合事務局を運営するために、必要最小限のプロパー職員を配置する。今後、新ごみ処理施設が稼働し、一定の状況がつかめる10年後を目標に考え、現時点で想定できる必要最小限のプロパー職員を、平成38年度までに10人を確保する。2を達成するための、各年1人、上限8人として、新規職員の採用を進める、ということでございます。また、8人の考え方は、6つの各係がございます。1人以上のプロパー職員を配置すること。及び、新ごみ処理施設ではプロパー職員を4人体制とすることを基本的な考え方とする、ということでありまして、そ

の中で、総数10人から10年後も引き続き勤務している2人を除いた8人を採用していく、というものでございます。

この他、基本的には、「各年度1人ずつの採用を計画する。」としたなかで、再任用職員の申し出・運用によって、各年度において、採用の前倒しや先送りなどを検討しながら進めていくものとしたものでございます。

これに基づきまして、平成29年度において2名、平成30年度において2名の採用を前倒して実施したところでございます。

次に、3点目の「天草広域連合広域行政事務調査検討委員会」最終報告書についてでございますが、この委員会では、広域連合が処理する介護認定審査会の設置運営及び、認定審査会システムの管理運営事務、職員共同研修事務、広域サインの設置及び維持管理事務、ごみ処理施設の設置及び管理運営事務、そして、消防事務の5つの事務のあり方につきまして、将来的な広域行政事務の進め方についてまとめられております。

これによりまして、1つ目の介護認定にかかる事務につきましては、「天草圏域の介護認定審査会の運営は、これまでどおり広域行政とすることが望ましく、広域連合であっても機関等の共同設置であっても、その効果に大きな差はないと言える。」とされております。

2つ目の職員の共同研修事務につきましては、「熊本県市町村職員研修協議会が発足し、体系的、専門的な研修会が開催され、各市町、組合、広域連合の職員が各々受講し、資質の向上を図っている状況にあることから、各市町の単独処理とする。」とされております。

3つ目の広域サインの設置及び維持管理事務につきましては、「天草圏域内の広域サインがすでに各市町が維持管理を行っており、天草ジオパーク構想推進協議会の構想の中におきましてもサイン計画が位置づけられております。業務を移管することで関係市町間においても広域サインとの連携も含めた協議検討ができることから、各市町の単独処理とする。」とされています。

4つ目のごみ処理施設の設置及び管理運営事務については、「これまでどおり広域行政とすることが望ましく、広域連合でありましても、事務委託による委託の場合でありましても、その効果に大きな差はない。ただし、「事務委託」による運営であれば、受託市町の環境行政及びその他の業務分野との連携の中で、より効率的で効果的な施策の立案、意思決定や経費の安定化、必要な職員の配置を図ることが可能であり、これらの課題を含めて関係市町間の受委託の基本方針を協議し、緊密な連携ができるものと判断した。」とされているところであります。

5つ目の消防事務につきましては、「県の広域化計画でも天草圏域は一つの消防本部ブロックとされており、これまでどおりの広域行政とすることが望ましく、広域連合で

あっても、事務委託による委託の場合であっても、消防事務によって受ける効果は大きな差はないと言える。」とされており、「消防事務については、人口減少や合併による一本化算定に伴う財政問題や、消防庁舎及び消防車両の更新問題、消防通信のデジタル化、署所再編など多くの課題があります。連合事務として維持していくためには、関係市町の更なる協調体制の確立が必要となってくる。」とまとめられているところであります。

以上の検討結果を踏まえまして、現時点におきましては、消防事務について、1点目の質問でお答えしました消防署所再編計画について協議検討を行ってまいりました。また、今年度におきましては、上天草市、天草市の合併からそれぞれ14年、12年が経過をいたしております。上天草市の交付税の段階補正が今年度で終了、天草市の交付税の段階補正も平成32年度で終了し、今後、交付税の算定が一本算定となることから、旧市町人口数を算定基礎数値として採用している、施設整備費を除く衛生費、及び消防費の負担割合について、早急に今後の方針を打ち出さなければならない時期となっているところでございます。

なお、消防の事務委託と消防署所再編計画との関係につきましては、事務委託の場合においては、受益を受ける消防業務に係る人件費、消防署所の配置、車両の配備など、各々の項目により、より詳細な経費負担の算定を行うこととなるため、少なからず関係は出てくるかと思われませんが、いずれにしましても、地域住民の安心・安全のための体制づくりを維持していく必要があると考えております。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 只今町長から、それぞれについてご答弁いただきました。

まず1点目の苓北分署と五和分署の統廃合はないということでございます。私が今回、なぜあえて質問したかといいますと、先般、天草広域連合の3月号にいわゆる広域連合の予算が計上してありました。当初予算で34億6,592万円、このなかで消防費が21億1,175万、約61パーセント。そして、いわゆる衛生費、ごみ処理等が12億862万円、約35パーセント。二つあわせて96パーセント。このなかで消防費の支出のなかで、今年度、有明、西天草、河浦分署が新築工事と組まれた状況でありました。先程署所の再編計画では、この有明、西天草、河浦分署のほうは中長期の最後のほうに、いわゆる統廃合が予定されてあったにも関わらず、新築改修と言いましょか、そういうことがありました。その中で五和、苓北が早く統廃合計画があったのに、なして苓北、五和は書いてないのかなと思った点が1点あったわけでございます。

それと今、総合的に町長のご答弁を理解するならば、いわゆるこの1次、2次、3次、長期的な4次とありますが、いい意味では前倒しといいましょか積極性で消防力

といひましようか、非常に力を入れていただひてありがたいなと思ひますが、いわゆる一言で言へば、計画が大幅に崩れたというこゝで理解していいですか。まず、その点を1点。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その点につきましては、統合問題もありました。しかし、統合はしないというこゝで、改修をするのであれば約45年、この45年を目途に改修をするというこゝでござひまして、先程答弁のなかでも申し上げましたように、それが平成37年度の予定。これは予定でありますので、変わる可能性は大いにありますが、今のところ45年を目途にしたら苓北分署は移転改築をすると、そして独立を今までどおりしていくというこゝでござひます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 先程のご答弁のなかで、苓北分署のいわゆる新築、これが平成37年度ごろというわけでございますが、ちなみにご承知のとおり、苓北分署も昭和56年に完成し現在36年経過してあります。さきほど、裏の山手と言ひましようか、そこがいわゆる土砂災害地域に指定されているということもありまして非常に心配される面がありますが、いろいろな予算事情もありますが、できたらそういった土砂災害等が心配されるならば、やはり1年でも早く前倒ししていただければと。これは希望でございますが思ひております。

先程消防職員も現在211人、再任用で9名という説明でござひましたが、当初も今も最終的には15の拠点、全然変化がないんですね。私はいいと思ひます。やはり消防力の減ということ、非常に隊員もあるいは署所の減も非常に心配ですけれども、各自治体の費用負担といひましようか、これも若干伴ってくると思ひております。ちなみに、今年度、苓北町から広域連合に消防のほうで1億3,884万9,000円。これは前年度よりも600万円ほどアップしているわけでございますが、これはそれぞれの年度年度において、いろいろな器具機械あるいは設備等々で若干増減すると思ひます。またごみにつきましても、今年度は衛生費として970万7,000円、これにつきましては1,400万円ほどアップしてありますが、やはり特に消防につきましては、防災につきましてはやはりお金の問題もありますが、やはり町長も非常に防災あるいは災害等については配慮され、いろいろな施設等も構築されて関心しているところでございます。なるべく、やはり安心を持てる施策をやっていただけるはずと思ひております。幸ひにして、統廃合が凍結されたというこゝで理解してあります。

続きまして、2点目の広域連合の職員につきましては、答弁にありましたようにこのままでは平成33年度末には2人になると。いわゆる専門プロパー職員が少なくなるというこゝで、今年度も2名ほどが採用されておるというこゝで、最終的には10名ぐら

いという予定があるようでございます。やはりご承知のとおり、言うまでもなく広域連合も特別な地方公共団体でありまして、そういう観点からしてもきちっとした職員さんを確保していなければ、この組織と言いましようか、弱体化する恐れもありますので、ぜひ、そういうことで対応いただければと思っております。

また3点目に移りますが、先程いわゆる消防等の事務委託、あるいはごみ処理等の委託化、広域化ということも含めまして、いろいろ5つの事務について説明ご答弁がありました。いろいろな議論をされてきましたけれども、この天草広域連合の行政事務調査検討委員会、これあくまでも先程言いましたように、各市町の課長クラスの方々で7回にわたり検討された結果を、一応広域連合のほうに答申されたという内容でございます。そのようななかで、これは難しいんですけれども、事務委託の場合とそうでない場合、いわゆる今まで広域連合で事務をする場合、それぞれにメリット・デメリットがあると思うんですね。そういったなかで、最終的には広域連合のほうであるようなご答弁でございましたが、やはりメリットというならば例えば経費削減等が挙げられているわけでございますが、果たして実際、そうなるのかある程度は検証されたんでしょうけれども、私はもっと具体的に緻密にしないといけないんじゃないかと思っております。そして万一と言いましようか委託した場合、委託と受託の場合、やっぱり受託の自治体が権限的に強くなるんですね。いろんな協議を重ねても。例えばの例ですけれども、そういうこといろいろ項目があったと思いますが、引き続き広域連合で可能な限り対応していただければと思っております。特に答弁求めませんが、先程町長が言われたように、総合的には今までどおりやっていくということではございましたので、そういうことで引き続きお願いしたいと思います。終わります。

○議長（山本政人君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

通告7番 田嶋豊昭君。

○9番（田嶋豊昭君） 9番議員、田嶋豊昭です。

1、小学校部活動スポーツ部門の社会体育移行についてと2番目に国民健康保険制度についてを総括質問方式で質問いたします。

1番目に小学校部活動スポーツ部門の社会体育移行についてを、教育長に質問いたします。

平成29年第15回定例会でも質問しましたが、期限があと1年を切ったこと、教育長が交替されたことにより、再度質問をいたします。

熊本県教育委員会において平成27年3月に「児童生徒のための運動部活及びスポーツ活動の基本方針」が策定され、平成31年4月から熊本県内の小学校運動部活動の社会体育への移行が決定しております。

そのことを受け、平成28年度に苓北町においては、苓北町小学校運動等部活動社会

体育移行検討委員会の設置がなされ、引き続き、協議が重ねられていると思われます。そこで、

① 荅北町は、具体的にどのような方法で円滑に社会体育へ移行されるのか

② どの程度、関係者の理解が進んでいるのか

③ スポーツ部門部活動が廃止されることにより経済的に厳しいとされる家庭環境の子どもたちが行き場をなくしてしまうようなことはないのか

以上3点を踏まえ、平成29年第15回定例会時の当時の教育長の答弁内容である町内社会教育クラブを運動部活動の受け皿の基本と決定、ならびに放課後の居場所作りとして「放課後見守り事業」を検討していくことについての、現時点での進捗状況をお尋ねします。

2番、国民健康保険制度についてを町長に質問をいたします。

国は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」で「広域化・都道府県化」を決めました。都道府県は市町村に対して、都道府県が決めた一年間の納付金の支払いを求め、市町村は都道府県が決めた納付金を100パーセント完納しなければなりません。荅北町は、現年賦課分収納率が平成28年度決算で熊本県下2位の99.13パーセントとたいへん高いことからすると、熊本県への納付金を下回る恐れは低いかもしれません。

ただし、荅北町の収納した保険税が、熊本県への納付金を下回るような場合に、保険税を増額するような手段に出るのではないかという懸念も町民から寄せられています。まず第一にこの「都道府県化」が行われても、引き続き、荅北町の国民健康保険税額や減免制度の決定権は荅北町にあるということで、間違いありませんか。熊本県の決めた交付金を下回っても町民負担（保険税の値上げ）を当該年度は行わないか、滞納に対するペナルティーの強化など、町民に対する負担強化は行わないというお考えでしょうか。

つづいて、国民健康保険税の子ども（0歳から18歳未満）の均等割保険税減免制度の新設について質問いたします。

国民健康保険税は、扶養家族（主として子ども）が増えるほど保険税が上がっていく、これは、子育て支援に対しての逆行ではないでしょうか。このことは、国による制度の見直しも必要ではないでしょうか。例えば、国保世帯としての所得が低く子どもが多い世帯にとっては7割軽減がなされたとしても、荅北町における均等割保険税、医療分2万4,000円と支援分6,300円を合わせた約3万300円の3割9,090円（7割軽減後の年税額）が、子どもが一人増えるごとに負担増となる点が問題ではないかと考えます。しかも、支援分というのは後期高齢者医療制度を支援するための保険税なのです。それを所得のない0歳の子どもにも負担させているような現状があります。

勤務先で社会保険・共済に加入している場合は、扶養家族が増えても、その保険料は変わりません。苓北町の国民健康保険に加入している0歳から18歳未満の被保険者数はどれくらいでしょうか。

扶養家族（主として子ども）が増えれば増えるほど負担が大きくなる部分を、公費（町一般財源）によって負担軽減を図ってしっかり応援する制度は、少子化対策としても実効性は高いと考えます。通告時点では、国による幼児教育・保育の無償化は一部平成31年度から実施予定とされていましたが、平成31年10月から全面実施の政府方針とのマスコミ報道がなされております。いずれにしても、子育ては苓北のキャッチフレーズのもと、現行で公費（町一般財源）で応援しています。保育料の保護者負担軽減分をこのような施策等に転換、応援したらどうかと考えます。町としての見解をお尋ねします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の田嶋議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、先程議員ご案内のように、平成27年3月に熊本県教育委員会から発出された「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」にのっとり、小学校の運動部活動の社会体育への移行を進めております。

このことにつきましては、第15回定例議会において前教育長が説明しましたように、平成28年3月に苓北町小学校部活動社会体育移行検討委員会を設置し、「小学校の運動部活動は社会体育へ移行する」こと、「地域の宝である子どもは地域で見守る」こと、「児童の発達段階に応じたスポーツ活動を行う」ことを基本方針として、保護者のアンケートの実施や町内社会体育クラブとの意見交換を行ってまいりました。その中で、部活動は町内の社会体育クラブ及び総合型スポーツクラブを受け皿とする考え方で進めることを確認したところです。

しかし、社会体育クラブはほとんどが夜の活動であり、参加できる子ども達も限られてくるが心配されます。

そこで、子どもたちのスポーツ離れを防ぎ、体力の維持向上、望ましい人間関係の構築など、スポーツを通して子どもたちの健全な成長を図るため、放課後の時間を使った活動を「子ども見守り活動」として組織し、その活動を見守っていただく支援員の方々に集まっていただき、地域全体で子どもたちを見守る組織づくりを検討しております。各学校ごとの組織となります。社会体育は学校の枠を超えて行っていただいておりますけれども、「子ども見守り活動」は、放課後の子ども達各学校単位で組織をしていただくという方針で進んでおります。現在、「見守る組織部」のなかで、見守っていただく支援員の方を募集しているところでございます。たくさんの方が支援員として協力していただくことを願っております。

なお、支援活動は原則として、週に4日以内、活動時間は1時間30分程度を予定しておりますが、季節や活動種目により若干の違いは生まれてきます。支援員の方が多く集まっていたいただければ、お一人の方が週に4日見守るという形ではなく、仮に4名、手を挙げていただくならば、お一人週に1日ずつ見守っていただければ、子ども達の放課後の安全性、それから仲間づくりは確保できるものと考えております。

また、活動にかかる経費でございますけれども、見守っていただく方の保険料等は必要になると思われませんが、現在の部活動を上回るような経費の支出はないものと考えております。

最後に、関係者の方々の理解度についてですが、部活動が社会体育に移行するという基本方針につきましてはご理解いただいているように思います。しかし、部活動に代わる放課後の「子ども見守り活動」につきましては、今後、支援員の募集も含めまして認知度を更に高め、子ども達が戸惑うことなく円滑な移行につながりますように、これからは各学校を通じて呼びかけていきたいと考えております。

以上、田嶋議員のご質問にお答えさせていただきました。終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

私に対する質問は、国民健康保険税が熊本県への納付金額を下回った場合、国民健康保険税の引き上げはあるのかとの質問でございますが、

熊本県への納付金につきましては、本年度は、約2億3,510万円の納付金通知が来ています。

対応いたします財源として、徴収した国民健康保険税が主ではありますが、それを補填する形で、一般会計から繰り入れます保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等があります。また、保険基盤安定繰入金につきましては、国県合わせて75パーセントの補助があります。

本年度の熊本県への納付金支払につきましては、国民健康保険税の収納は不足をしていないという見通しでありますから、税率引き上げを実施しなくても問題も無く支払いができる見通しでございます。

なお、「都道府県化」となりましても、引き続き各自治体の国民健康保険税額や減免制度の決定権は、各自治体で持っております。それとあわせて、現在、国民健康保険に加入されている18歳未満の被保険者数は157名でございます。

2点目の幼児教育無償化により、現行の保護者負担軽減分を保険税の減免制度の新設により国民健康保険事業の財源へ転換できないかとの質問でございます。

このことにつきましては、町全体の施策として考えなければならないことでございますので、今後は、情報収集に努めながら、国や県などの動向に注視しながら、このこと

については検討していきたいと考えているところでございます。

以上で、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） はい、田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） ありがとうございます。

それで、教育長に小学校部活動スポーツ部門の社会体育移行についてを質問いたします。

まずは確認ですけれども、苓北町の小学校において器楽部があると思いますが、この器楽部においては引き続き学校の先生の指導のもと、学校部活動として存続していくということで間違いありませんか。

また、中学校運動部活動スポーツ部門は引き続き存続していくのですよね。そのことを踏まえ、先程答弁いただいた「子ども見守り活動」についてですが、文化部門、器楽部活動に所属する児童以外で、活動内容は運動スポーツということですか。学校ごと4年生以上、男女合同で実施されますか。社会体育との活動は重複して参加できますか。その想定しておられる種目は何がありますか。支援員の募集をされるということですが、応募がなかった場合どうされるのですか。また、学童保育との調整はどうですか。活動に関わる保護者負担金の月額、いくらぐらいを想定されていますか、等々、様々な問題点疑問点が思い浮かび、近隣自治体では社会体育移行を先行実施しておられる種目もあると聞き及んでおります。苓北町においても、平成31年4月に4小学校一斉にスタートするのではなく、この秋からどこか1小学校で先行実施し、苓北町として課題を浮き彫りにするのはどうでしょうか。社会体育の受け皿になれる団体の調整はもちろん必要かと思いますが、どうか引き続き具体的に検討、関係者の調整を行っていただき、スムーズに移行できますよう加えて町議会に対してもその進捗をご報告いただきたいと要望し、このことについて一般質問を終わります。

次に国民健康保険制度についてを再質問いたします。先程答弁いただいた国保事業納付金、約2億3,510万円という金額は、年度途中で増減することはありませんか。その約2億3,510万円のうち、徴収した町国保税で支払うべき金額はいくらでしょうか。また、今月から平成30年度の町国保税の徴収が始まりますが、国保事業納付金を徴収した町国保税で支払うべき額と徴収する町国保税と比較し、町国保税が相当額大きいのであれば町国保税の値下げの検討も考慮いただきたいと思います。

次に0歳から18歳未満の国保税均等割の減免です。趣旨は少し違うかもしれませんが、埼玉県ふじみ野市は18歳未満の子どもが3人いる以上世帯を対象に、平成30年からその第3子以降の国保税の均等割額の全額を減免するそうです。先程答弁いただきましたが、苓北町における現在の0歳から18歳未満の子どもの数が157名、軽減世帯に全く属していないと仮定しても、苓北町における国保税均等割額医療分2万4,0

00円と支援分6,300円を合計した3万300円157名掛ける300円で、年間500万円程度の金額となりますね。該当世帯が軽減世帯に属していれば、それより少ない額となります。幼児教育、保育無償化が国においても始まろうとするなか、このような国保税の政策と減免で子育て世代の金銭面での負担を軽減し、少子化の進行に歯止めがかかる復興となれば考えます。

以上、私の全ての一般質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 今の質問にお答えしたいと思います。

順番が申し訳ありません。そのとおりではないのかもしれませんが、現在の状況について改めてご報告申し上げたいと思います。

まず、文化部活動についてですけれども、現在志岐小学校、それから富岡小学校に器楽部がございます。これについては先日、義務教育課のほうに確認を取りました。その電話連絡分でございますけれども、文化部については各学校において適切な活動がされていると考えており、部活動の廃止については現在のところ考えていない。つまり、これからあとも文化部に関しましては学校の先生の指導のもとに、部活動として存続ができるという形になります。

それから内容ですけれども、学校ごと活動の内容によって異なると。つまり、支援員の方々がそれぞれの小学校区のなかで、どういうことを子ども達と一緒にやりたいかと。こんなことを自分ではできるよという形で手を挙げていただいて、それを子ども達につないでいくという形になりますので、男女合同というのは全くそのとおりだと思いますし、種目についてはこれからあと各学校区ごとに設定をするという形になります。なお、これにつきましては、この次の検討委員会、来週に予定をしておりますけれども、それぞれの検討委員の皆さんのご意見、それからこれまでの情報を集めたなかで更に詳しく決めていきたいと考えております。

社会体育との重複活動でございますけれども、現在本町の社会体育登録種目で、平日の活動が19時よりも前に始まるのは、こちらで把握しておりますのが剣道とバスケットボールだけでございます。18時30分から開始となっておりますのでございますけれども、ただバスケットボールに関しましてはミニバスケットボールではございません。ゴールが非常に高い一般のバスケットボールでございます、時間的にも、もしも社会体育のほうへ参加しようと思うならば19時以降になりますので、これは可能となります。だから、先行実施による課題の洗い出しと解決は非常に大切なことだと考えております。坂瀬川小学校区ではもう先日と言いますか、もうすでにサッカー部のほうが社会体育として移行しておりますし、それからまだ人数は少のうございますけれども、志岐小学校では週に1日、これは学校の先生が自分の希望で子ども達に陸上を教えたいと。

これは志岐小学校だけのお子さんではないように聞いております。町内のよその小学校からも自分も陸上を習いたいということで、放課後これは週に1回だと聞いております。だからいろんな得意の種目、その他持っていらっしゃる方々をとにかく今はたくさん募集をしたいなという段階でございます。

見守り活動に参加する子ども達の経費でございますけれども、現在、部活動今年度の場合ですけれども、月平均ソフトサッカーが一番費用がかさまないところが250円、一番費用がかさんでいるところが1,000円でございます。これは町内4小学校を250円から1,000円の間で。それからミニバスケットボールは200円から1,000円の間で一月あたりの部費という形でいただいております。この中には、大会出場の際の貸し切りバスの代金それから保護者さんに輸送していただく場合のガソリン代等も含んでいると思いますので、やはり試合数とか勝ち残れば勝ち残るほど何回もという形になりますので、それだけの費用の差は出てくるんじゃないかなと思います。ただ、見守り活動といたしますと、この大会出場をまずメインには持ってきておりませんので、恐らくこれを上回ることはないでしょうし、試合を引率することもないと思います。ただ、指導していただく方は保険に入ってもらわなければいけませんので、その分は報酬としてはボランティアでございますけれども、やはり指導者に対する保険料というのは、できればそこに加入する子ども達の保護者さんのほうでやっていただければと考えている段階でございます。

それから先程申し上げた種目ですけど、できるだけたくさんの方にお集まりいただきたいという。これは今後、私ども更に呼びかけていきますし、PTA総会の折にでも各学校で呼びかけていただいております。更に今後もいろんな通信等を通じまして現在の状況を保護者の方にお知らせいただいて、手を挙げていただければという段階でございます。できるだけ皆さん方のご心配も、それから子ども達の不安も解消できるように、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） それでは、只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1点目の熊本県からの納付金額は、年度途中で増減があるのかというご質問でした。年度途中は修正、精算等を行わないことになっておりますので、増減はございません。

2点目の徴収した国保税で支払うべき金額はいくらかとのことですが、これにつきましては約1億4,870万円でございます。また、納付金を支払うために徴収しました国保税額よりも実際に徴収をしました国保税が多くなった場合は、国保税の値下げの検

討を考慮していただきたいとのことですが、今後の医療費や税収の動向など様々な要因が国保特別会計に影響してくると思えます。そのようなことですので、何よりも安定した国保特別会計の運営が重要だと考えておりますので、その安定した運営を目指していきたいと考えております。

3点目です。国保税の均等割減免で少子化の歯止めをかける移行になるのではないかとありますが、この件につきましては国におかれても議論がされておりますので、今後の国県の動向に注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） いいですか。ここで質問を終わります。

ここで休憩をいたします。3時10分まで。

-----○-----

休憩 午後2時49分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。通告8番、野崎幸洋君。

○7番（野崎幸洋君） 通告8番、7番議員野崎幸洋です。

通告しておりました町の観光産業への支援策と物産館の今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

先程、2名の議員から同様の質問が出され重複する部分がありますが、私の視点から質問をさせていただきます。

5月4日の政府の発表によりますと、ユネスコの諮問機関は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を世界文化遺産に登録するよう勧告しました。これにより、今月6月24日から7月4日、バーレーンで行われる世界遺産委員会の最終審査で正式に世界文化遺産に登録されることがほぼ確実のものとなりました。

今後、天草市崎津集落へ、国内はもとより、世界各地から年間20万人を超える観光客が訪れるのではないかと見込まれております。

また、先月の5月20日には新天草1号橋「天城橋」が開通しました。そして、来年の平成31年4月には、五和町のイルカセンターを併設した「道の駅」がオープンを控えるなど、今後、天草への観光入込客が増えることが大いに期待されております。

そういった中、苓北町でも、これまで富岡城関連施設整備他、志岐城記念広場が整備されそして、また、海の玄関口である富岡港船客待合所を改修し、町の農・海産物の販売所と観光案内所が5月に完成を迎えました。6月末には飲食店業者も入店予定と聞いております。このように苓北町でもハード面での整備は整いつつあります。

しかし、これを基盤としたソフト面の充実、例えば、お土産品の開発、宿泊施設の充実、農水産物の加工製品の開発など荅北町の特色を生かすための支援策が、まだまだ不十分であり更に強化すべきではないかと考えます。

現在、町内でも、加工品やおみやげ物の開発を行い、販路を拡大するために努力されているグループがおられます。皆様もご存じだと思いますが、昨年10月に開催された「にっぽんの宝物Japanグランプリ熊本大会」で、天草拓心高校マリン校舎の生徒さんが町内産のヒオウギ貝のアヒージョで、また、荅北産イチジクのデザートを製作品出品された、洋菓子店「Hana」さんが熊本県代表に選ばれました。そして、つい先日の6月1日東京で開催された全国大会で洋菓子店「Hana」さんが、見事スイーツ部門でグランプリに輝き、8月にシンガポールで開かれる世界大会に出場することが決まりました。

このように、町内で開発された商品が高い評価を受け、日ごろの努力が実を結び荅北町の名前と実績を残しつつあります。そういった方々と町は一緒になって、観光産業の活性化につながるような対策を考えていただき、また、商品開発をされる団体や個人に対する支援策も行っていく必要があるのではないかと考えます。

確かに町も、これまでいろいろな対策と予算を投入されていることは理解していますが、今後は更に強化しなければならない問題ではないかと考えます。

そしてまた、荅北町のアクセス道路に面した物産館においては、これまで入店されていた飲食店の撤退、また、お土産販売所までもが5月一杯で撤退されるなど町の観光産業の拠点の1つである物産館が「もぬけの殻」状態となっております。このような状態では、天草全体の観光産業から、荅北町の観光は完全に取り残された感が非常に強く感じられます。

荅北物産館は町の玄関口であります。観光案内所を兼ねたお土産販売所・飲食店が充実しなければ、ますます町の観光産業の衰退につながると懸念されます。

現状では、以前のみやげ物販売所の後に入店希望があり、出店がほぼ決定の状態であると聞いてはおりますが、これまで入店されていた方の話を聞きますと、「日ごろの売り上げと賃借料を考えると経営的に非常に厳しいものがあつた。」と聞いております。今後、これ以上地元業者さんが撤退されないよう、賃貸金額の見直しを含め、物産館自体の見直し。また、新たな観光産業における対策をどのように考えておられるのか、町の見解をお伺いします。

以上よろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

町の観光産業への支援策と物産館の今後の取り組みについてが主なご質問だったと考

えております。

苓北町では、昨年度から地方創生推進交付金を活用し、「苓北の里山里海資源を活用した観光交流ブランド創造事業」を商工観光課と農林水産課が連携して取り組んでおり、町の農水産物・食・観光資源を活用した商品の開発や食事メニューの提供、併せて観光商品の開発を進めておりますことは、只今質問のなかでご指摘をなさったとおりでございます。また、この事業では商品づくりセミナーを開催し、事業者の方が、これまでの受け身ではなく、自ら考え行動していただくことといたしました。セミナーには約30名の参加を頂き、講師の先生による事業所訪問なども行い、商品の改良等の指導も行っていただきました。事業の取り組みの中で今年1月には長崎市の駅前かもめ広場で観光・物産PRイベントを開催し、14事業者の方が出展されました。販路拡大についても福岡県の飲食店やアンテナショップへの調整も行いました。また、この取り組みの成果としまして、先程、行政報告で申しましたように、『につぼんの宝物』Japanグランプリ』において、苓北町の事業者がスイーツ部門でグランプリを獲得されておりますことは、野崎議員の質問の中でもご指摘をいただいたところでございます。

今年度も引き続き事業を継続して実施いたしますので、たくさんの事業者の方にご参加いただきたいと考えております。商品の開発や販路拡大につきましては、事業者の方の熱意も必要でございますし、商工会等と一体となった取り組みが必要であると考えます。町といたしましても、今年度の予算で販路拡大事業につきましては、熊本市での物産展開催に係る費用やその他の物産展への出展費用としての補助金を増額いたしました。今後も商品開発や販路拡大につきましては、生産者や事業者の方、商工会等関係機関と町が協力しながら進めてまいりたいと考えます。

次に宿泊施設の充実につきましては、町内には現在、ホテル・民宿・旅館等で7施設、約200名の宿泊しかできませんので、少しでも多くの方に宿泊して頂けるよう宿泊施設の誘致に努力してまいりたいと考えております。

次に物産館についてでございますが、物産館施設は2つございます。施設その1、これは飲食店が入店されていらっしゃいました所でございます。飲食店は2月末で閉店され、その後、継続の検討もされていらっしゃいましたが、目処が立たなかったとのことで4月末をもって撤退をなされました。また、施設その2、これは法人の方が物産販売をされていらっしゃいました。業績の回復を図るため、これまで会社のほうで企業努力をなされておられましたが、業績を回復することができないとのことで5月末をもって撤退をされました。法人の方には、平成3年から長年にわたり営業をして頂いておりましたので、誠に残念な結果となりました。

以上のようなことで、その1については、4月23日から5月15日まで、その2は5月7日から5月18日まで、使用者の募集を行いました。募集にあたりましては、両

施設とも幅広く使用していただけるよう業種の指定はしておりません。また、使用料につきましては、建設当初から1平方m当たり500円であり、この間、消費税の改定等がありましたが、使用料の改定は行っておりません。募集結果につきましては、その1は応募がございませんでしたので、今後、再募集を行います。その2につきましては、1事業者から応募がございまして、事業計画では、天草の塩、苓北町の農産物・海産物を使用したランチメニュー・ソフトドリンクの提供や、お土産品・生活雑貨・他の事業者の商品販売等ということで考えておられるようでございます。

次に、新たな観光産業における対策ということでございますが、これまでの観光は、出発地で旅行を企画する発地型観光であり、目的地は出発地の旅行会社が選択し販売されておりました。近年の旅行形態は、観光地を見て回る発地型から目的地で体験・体感する着地型へと変わってきており、全国各地で着地型観光への取り組みが進められ、地域で儲ける仕組み作りとしてDMC（地域商社）が設立されております。町でも観光交流ブランド創造事業の中で着地型観光商品づくりと観光・物産を一本化した窓口となる地域商社として、観光物産まちづくり会社の組織化に向け、組織の推進役となる地元人材の育成を行うとともに、組織ネットワークの構築を進めてまいりたいと考えておりますが、今も回答いたしましたように、とにかく苓北町の観光振興はイベント型、イベントのときだけ皆さん頑張っていたいただいて、いわゆる通常型の観光というのがどうも遅れていると。これ私もちょっと知恵が足りないかもしれませんし、やはり町職員でも、そして議会の皆さま方のご意見も賜りながら、日常的に皆さんが立ち寄ったらお土産なりでも買っていただけるような、そういう体制。あわせて、先程から申し上げましたように、定期的に苓北町を訪れておられる旅行バスがいるんですが、苓北町にほとんど降りないで富岡城だけ見て帰られるというようなことでございます。そういう方に寄っていただけるような施設、これ施設だけではなくて中身ですね、このことについても開発をした上で、先程から話題になっていますようにバスが停まれる箇所が何ヶ所必要なのか、そういうことも研究していかなければならないと考えております。今までやってきた事業は、そのときは成功しております。だから、そのことはそのことで進めながらも、イベント型ではなくて通常来られた方たちが購買をしていただけるような、そういうことも考えていかなければならないと。それとあわせて、昨年、一昨年、JTBにアドバイスをいろいろしていただきましたが、JTBが指定できるような宿泊施設がないということなんです。だから、そこが一つの定期的に旅行会社が来ていただけるには、大変弱いところではないかなと。そういった意味でも、ぜひ、この崎津にもたくさん人が集まっていたらと思いますし、苓北町でもイルカウォッチングをできるわけでございますので、そういうことをしっかりと情報として旅行会社、あるいは一般の方々へ発信をしていけるような状況をつくっていきたいと考えているところでござい

す。

以上で、野崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 只今答弁をいただきましたけれども、これまで町が取り組んできた観光事業、そして新たな観光産業における対策については大体わかりました。そこで数点ですけれども、町の観光産業の現状とその取り組みの考え方について、再質問をさせていただきます。

今、イルカウォッチングの話がちょっと出ましたけれども、現在、苓北観光汽船さんがイルカウォッチング船を購入され営業されているようですけれども、今後、そのイルカウォッチングと町内飲食店業者、そしてまた宿泊業者との提携によって、苓北町の観光パックなどを旅行業者に提案するようなそういった対策は考えておられないのか質問いたします。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 只今の質問でございますけれども、確かにイルカウォッチング、苓北町でも五和のほうに出掛けておりますので、五和で言われておりますように遭遇率95パーセントですかね、は間違いないところでございます。イルカウォッチングにつきましては、確かに苓北観光汽船さんのほうで取り組みをされていらっしゃるわけですが、事業者としてもっと、私どもとしては事業者が熱意を持って宣伝、もしくは取り組みをしていただきたいと思います。町のほうとしましても、先日、町長のほうから島原の観光パンフレットについては、イルカウォッチングが大きく載っていると。町でもこういったふうに取り組みをしなさいという指示も受けておりますので、そこら辺は現在の観光パンフレットにもイルカウォッチングを紹介しておりますが、今後は大きく取り上げるとかいう方向はやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） はい、野崎君。

○町長（田嶋章二君） 答弁、欠けているところが。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） すみません。パックの話だったですね。

そちらのほうは、当然町のほうがと言いますか、観光協会としてそういった取り組みをして、旅行業者に提案をするということは必要だと思いますけれども、なかにはイルカウォッチングと宿泊をプランにしたセットを取り組んでいらっしゃるのところも、町内の業者はあるようです。ただ、残念ながら、苓北町の事業者の方と組んでいるということはないようですので、今後はせつかく地元でそういった事業者がございまして、地元の事業者の方を利用した宿泊プランというのを作っていただきたいと思います。

いるところですよ。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ぜひ、そういったプランをどんどん作ってPRしていただきたいと思います。そういった観光パックなどができれば、今後は苓北観光汽船さんと当然協議はしないとイケないと思いますけれども、町内の玄関口、国道沿線とか富岡港ですね、そういった所に大々的な看板も設置して、もっと苓北町もイルカウォッチングをやっているんですよ、そしてこういったパックで食も泊まりもできますよというのを、もっと特に崎津集落の世界遺産というのが決まれば当然、国道からも船からも来られるわけですから、そのイルカウォッチングもぜひPRしていただきたいという気がするんですけども、そういった看板の設置等はまだ考えておられないでしょうか。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問ですが、イルカウォッチングにつきましては、事業者のほうで実施をされている事業者でございますので、看板の設置については基本的には事業者のほうで設置をされるのが基本ではないかと考えます。ただ、その中で町の観光も含めたところで、町のほうでこういった部分でお手伝いできるかというのが出てきますので、そういったことも考えながら打ち合わせ若しくは検討をしてみたいと考えます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ぜひ、その点は検討いただきたいと思います。

それから、以前、富岡港に観光客用の電気自動車の無料貸し出しが行われておったと思いますけれども、それ現在もまだ行われているのでしょうか。そして、また電気自動車以外にレンタカー、電気自動車だけでは恐らく今後足りないんじゃないかという気がするわけですけども、ほかのレンタカーの業者は入っているのでしょうか。

そして、もし入っておられるとすれば、私たちは全然知らんわけですけど、そういった高速艇を利用してこられる観光客にとっては、天草に入ってから足というのが非常に心配されると思いますので、これはさっきのイルカウォッチングと同様、もっともっと大々的なPRが必要じゃないかと思いますが、その点2点、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 平成28年度、29年度で熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用しまして、只今ご紹介があったように、電気自動車の無料貸し出し事業をやってきました。本年度は6月1日から同じ事業で平成31年2月28日までの予定で始めておりますが、本年度の事業は有料にいたしました。軽自動車の日帰りで1,500円、一泊二日で3,000円。普通車が日帰りで2,500円、一泊二日で

5,000円。いずれも電気自動車でございます。他のレンタカーの業者は入っているのかということですが、1社取扱店として苓北観光汽船株式会社を苓北店として入っておられる業者がございます。この業者の値段ですが、同じ電気自動車の軽自動車で12時間で6,500円、24時間で8,500円。普通車ですと12時間で9,000円、24時間で1万2,000円というような料金設定になっておりますので、かなりお安く利用していただけたらと思っております。この事業者の方は電気自動車に限らず、ガソリンの普通の自動車も軽からバスクラスまでやっておられます。平成29年度事業が3月で終わったわけですが、その後もこの事業者の一般の貸し出しということで利用があったということで、苓北観光汽船のほうから聞いております。

PRのほうですけれども、苓北町のホームページにはアップしております。今度、町内向けにはちょっと5日の配布には間に合いませんでしたので、21日の配布日に町内回覧という形でチラシを配布させていただきたいと思っております。

それから、長崎方面につきましては、チラシの配布と長崎新聞への掲載、それから長崎市役所の記者クラブに入れるのと、コンベンション協会あたりにチラシを配布してPRを図っていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 町内には回覧板等でお知らせをする。そして長崎方面のそういったところでお知らせということですが、観光客は長崎だけではないわけですが、もっと私たちも知らないわけで、それをポスター等でですね、料金を含めたなかでのご案内をしなければ、今度お知らせをされるんでしょうけども、まだまだその辺のPRが当然足りないと思いますので、もっと大々的な。さっきも言いましたけれども、富岡港に着いてから足がないというのが、多分観光客にとっては一番のネックだと思いますので、そのネックを解消するためには、ここの部分をもっとPRすべきではないかと思っておりますので、そのPRの仕方、やり方もちょっと大々的に捉えていただいて検討いただきたいと思います。

それと、今レンタカーの話をしましたけれども、2点。この崎津の集落が世界遺産登録となれば、先程も言いましたように国内はもとより海外からも多数観光客が来られることも、ほぼ間違いないと思うんですが、今、高速艇、苓北観光汽船さんが就航されているわけですが、フェリーの就航の例えば他企業さんからのそういった動きとか話とか、そういうのは現在全くないんでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 今のところ、そういった話はあっておりません。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

次は補助金制度についてお尋ねいたしますけれども、先程答弁がありましたように、町内にはいろいろなセミナーに参加をして、自分たちで積極的に特産品の生産開発を進めておられるグループがおられるということは承知しておりますけれども、そういった方々のなかには、例えば町内で数軒の方がオリーブ農園を経営して生産されておりますけれども、搾油機械がとても高いため単独購入ができずに長崎県島原市の業者に出しているということです。その方々の話を聞きますと、今後は更に町内の遊休耕作地を利用してオリーブの栽培本数をもっと増やして、そして廃校となった施設を利用した加工場を共同で管理して、そして将来的にはオリーブの町として苓北町をアピールできればという、そういった夢を持って仕事をしているという話を聞きました。そういった方々に、できれば少しでも町も手助けをしていただくために、補助金制度や施設の使用に対しての優遇措置、そういったことは考えられないかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 搾油機械の購入補助等に対してのご質問がございました。

オリーブ農園を経営している農家の方には、町の補助金制度ですでに新規小規模事業者の商工補助を交付してある農家もございます。町の補助以外にも、新たな補助制度の活用の検討も必要ではないかと考えておるところでございます。まずは、搾油機械にも簡易的な10万円未満の搾油機械、あるいは外国製、本場は外国製ですけれども、数百万円にのぼる搾油機械いろいろございます。それですので、まず生産量あるいは生産金額、どのような機械を導入予定なのか、あるいは利用は共同利用をするのかどうか。それを確認をいたしました上で、国県6次産業化の事業補助があるかと思っておりますので、商工あるいは農林水産、両方のサイドから今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ぜひ、そういった生産者の方との対話、そして情報発信を密にさせていただいて、そういう制度もあるんだということをどんどんお知らせをいただきたいと思っております。

次に物産館のことについてですけれども、苓北物産館として現在は大きな看板を立ててあるわけですが、物産館といいながら町の特産品・農水産物がないのは、私は前から思っていたんですけど非常に不自然だなと感じております。町に観光で来られた方は、苓北町の特産品を求めて物産館に来店される方もいらっしゃると思います。今はないわけですが、今まであったと思うんですね。今後は、JAとか漁協との協力をお願いして農水産品の販売、特に季節の旬のもの、レタス・岩カキ・ヒオウギ貝など苓北町の特産品と言われるようなものを、あの物産館でぜひ、それこそ地方発送までできるようなそういったシステムまでできないかと思うわけですが、その辺のお考えはどうでし

ようか。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 確かに、只今ご指摘のとおりだと思います。ただ、旧法人の方は年間通してではございませんけれども、季節的に農産物の販売等にも取り組まれてはいたところなんです。今回新しく事業者の方、応募がございまして決定をしておりますけれども、現在のところ事業計画では先程申しましたように地元の農水産物を利用しました食事の提供であるとか、あるいは生活雑貨や物産品、その他の事業者の方の商品の販売ということとを計画しているということまで事業計画には載っております。ただ実際に、内部のほうでどういった配置でどういった商品を売るということは、まだ私もわかっておりませんので、今後、使用申請書が出てくるなかでそういった計画も出てくると思いますので、その中で実際に苓北町の今おっしゃった農産物あるいは水産物、そういったものについての販売についての取り組みについても計画されているのか。もし計画されていないのであれば、ぜひ同様に販売をしていただきたいということで打ち合わせをさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） こちらのほうも、綿密な打ち合わせのなかでぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

次は、物産館の賃貸料についてですけど、先程の答弁では建設当初から1平米あたり500円で、使用料の改定は行っていないとの答弁がありました。業績が厳しいとの理由で撤退されたのであれば、今後は賃貸料を無料として、当然使用された水道光熱費は受益者の負担でしていただいて、そういった無料化のお考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 無料化にも以前したんですが、無料化にしたところで長くやられたところはありませんでした。そういった意味で、家賃については柔軟性を持たせたいと思います。そして、他の支援制度も使いながら、今度入られる方が末永く町の顔として頑張っていただけるように、いろいろ後押しはしていきたいと、そのように思っておりますので、家賃についても例えば、年限を区切ってある程度軌道に乗るまではどのくらいかというようなことも考えていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ぜひ、柔軟な検討のほうもよろしくお願いいたします。

今後、町は先程答弁では「着地型観光の商品づくりと観光物産まちづくり会社の組織化に向け、地元人材の育成を行うとともに、組織ネットワークの構築を進めていく」と

の答弁をいただきました。確かに、観光物産まちづくり会社の組織化もいいと思いますけれども、以前町の活性化に向けた地域おこし協力隊の導入について、私、一般質問をさせていただきました。そのときの答弁では、「町としては集落支援員を兼ねた中で、特産品の開発をしていただけるような地域おこし協力隊を活用したいと考えている。また、導入時期については他の市町村の状況を聞き、各区長さんとの協議の上でどの分野の協力隊が荅北町に必要なか、検討していきたい」との答弁でありました。他の市町村では、この地域おこし協力の導入によって、地域活性化に成功している事例も多く耳にしております。そこで町長に再度お伺いをいたしますけれども、観光物産まちづくり会社の組織化と同時に地域おこし協力の導入はできないか、お考えをお聞きます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私もどの部門でこの導入をやろうかというのを考えておりましたが、やっぱり不得手は物を売ることについて、非常に私も含めて町民が不得手です。そういった意味で、例えばこの前テレビに「日本一のチャンポン」と言われただけで、4、50人並ぶんですよ。だからやっぱり、そういったことも踏まえながら、そういうタレント性のある方というか、そういう能力を持った方にやっぱりある程度の期間、来てもらうというのは非常に大事なことだと、今実感しておりますので、今度詰めましてどういう形でやるかですね、とにかく物を売ることが得意となさる方、もしこの地域にいらっしゃるといふことであれば推薦していただきたいと思っておりますし、いらっしゃらなかったらそういうことを世話するところもありますので、考えてまいりたいと思っております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 最後に、町も様々な取り組みと対策を考えておられておりますけれども、天草全体の観光事業から荅北町が取り残された感がないように、そして町の各業者さん、そして農業漁業の従事者の活性化につながるような対策と支援策の更なる充実をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に通告9番 松本良人君。

○1番（松本良人君） 通告9番、1番議員、松本良人でございます。

さっそくでございます。まず第1番目に町道沖の田線歩道のガードパイプについて質問いたします。町道沖の田線、これは都呂々小学校体育館、それから元中学校体育館裏の歩道でございますけれども、都呂々小学校生徒の通学路として、それから地区町民の健康作りのウォーキングコースとして特殊性を持った町道としての利用で活用されております。しかしながら、体育館側ガードパイプは数年前からさびにより腐食し、危険な状態であり、腐食しているところは4～50cm程度の木片で細い針金で留められてい

る程度の状態でありまして、ガードの役目にはなっていない。数ヶ所はその手立てもなく、宙ぶらりんになっている所もあります。まして、管理者としての危険個所の表示もなく、コーンポスト3個が無造作に置かれ、トラロープがガードパイプに引っ掛けられている状況でございます。このコーンポストあるいはトラロープの設置は、数年前PTAからの要望として上げられたというようなことも聞いております。この歩道はちょっと変わった歩道でございまして、下は空洞になっております。ガードパイプの下は陸橋と同じでクッション的な役割を果たすものではなく、その下3～3.5mには大きなコンクリートの水路となっており、落ちた場合は命の補償はないところでございますけれども、この状況をどのようにお考えかお尋ねをいたします。

2番目でございます。

志岐集会所管理運営について質問をいたします。志岐集会所の管理につきましては、これまで修理等に多額な費用がかかる、駐車スペースが少ないと問題視されてきました。志岐集会所の現況をどう捉えられているか。私たち町民から見た現状は、2階のホールの窓側にはバケツやポリ容器、空き缶、冷蔵庫の製氷皿をはじめありとあらゆる雨漏り受けの容器が並べられ、1階の男子トイレにも雨水が半分ほど入ったバケツはもとより、プラスチック製のちり取りは男子用の小便器の周辺に雨水受けとして、また窓の縁にはポリ容器、コーヒーの空き缶空き瓶等と思われるビン類は窓の縁に並べられております。これは雨漏りによる雨水を貯めるためのものと思われるのですが、実に異様であります。

また駐車場につきましては、駐車場はスペースが少ないのでAコープ等の駐車場等を利用する他はなく、どうしてもない場合は距離的にかなりありますけれども、小学校駐車場を利用させていただくところでございます。駐車場の確保は施設にはなくてはならないものでございます。

この2点について今後の町の対応と、特にこれまで外壁の修理・塗装・防水工事等費用に投資された経費についてあわせてお尋ねをいたします。

3番目に町長の動向について質問をいたします。町長の動向につきましては、町長の苓北町内、庁舎内不在。委員会、会議等の1日に実施される町主導による複数の行事。この件につきましては、特に委員会、会議等に複数出席しなければならない関係者からは、不満、不平の声があります。

また庁舎内でも町長の在庁にあわせ、関係職員が町長室前に順番待ちか、待機している姿は異様です。町長の余りにも多い不在の日々に、町民の方々から数多い不満の声が多くあります。町民の方々を納得させる意味でも、出勤日数、不在の日数、出張を含め旅費の精算等の状況、また苓北の長である以上、苓北町内在庁の日数、不在時の対応等についてをお尋ねをいたします。

以上、ご質問をいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本良人議員のご質問に答えさせていただきます。

先ず第1には、都呂々の沖の田線歩道のガードパイプの件でございます。町道沖の田線、元中学校体育館裏の歩道につきましては、松本議員ご指摘のとおりガードパイプが腐食しております。大変危険なため、現在通行禁止とさせていただいているところでございます。昨年度、社会資本整備総合交付金事業にて、補修事業として要望をしておりましたところ、本年度、採択の内示があり交付申請を行ったところであります。本年8月に交付決定がある予定でありまして、9月には工事発注ができるよう準備中でございます。

地域住民の皆さま方には大変ご不便をおかけいたしますが、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。今、質問の中でご指摘がありましたように、危険箇所についての注意事項等が不完全なようでございますので、そこはもう一回確認をさせまして、きちっとした看板なりを立てさせるようにいたします。なるべく早く交付決定がくることを期待をしているところでございます。

次に、志岐集会所の管理・運営についての一般質問でございますが、志岐集会所は、平成13年度に町の発信・交流のためのホールと地域の公民館機能を合わせ持つ施設として、地域木材利用促進木造公共施設整備事業の補助金を活用して建設をいたしましたところでございます。ご指摘のとおりでございます。私も指摘を受けましたので当該場所を見に行きました。異様でした。バケツが置いてあって。確かに雨漏りはしているわけでした。このことは後ほど説明をいたしますが、1階のトイレ部分にも湯呑茶碗とかありましたので、早速この対応をどうするかということで研究するようになっておきました。この雨漏りというのが、松本議員もご承知かと思いますが、通常維持修理費に係っていくということであれば、当然年月が経ちますと維持修理費を使っていかなければならないわけでございます。ところが、これが原因不明の雨漏りの状況がだいぶありましたので、これにだいぶお金を使っております。現在までの主な修理費は、通常や緊急時の修理を除きますと外壁の塗装工事、防水補修工事等で3,816万7,753円です。

現在、建設から16年を経過し、維持修理費が発生している状況にあります。特に松本議員ご指摘の雨漏りにつきましては、平成20年度に802万2,000円で防水補修工事を行い、以降10年間の保障により当時の施工業者に随時対応いただいているところであります。

維持修理費につきましては、施設を維持していく上で、当然必要になってまいります。この施設の場合は今までに根本的な原因究明に時間がかかり、この雨漏りについて

は多額の金を使っておりますし、また現在も雨漏りが始まったということでもあります。

現在、この施設においては年間約1万1,000人の方々にご利用いただいております。非常になくなくてはならない施設でもありますので、今後とも適正維持管理に努めてまいりますし、この雨漏りに対してどう対応していけばいいか早く検討をいたしまして、対応をしてみたいと考えているところでございます。

また、駐車場につきましては、志岐集会所の駐車スペースが55台分であります。これだと通常の集まりのときには大体足りるかと思っておりますが、たくさんのお集まりのとき、例えば文化協会の発表会とかいうときには、やはり200人ぐらいが来られますのでとても足りません。そのときには、やはり小学校の駐車場、それとAコープ、それとあわせて小学校の給食調理場の前もでございます。

考え方でございますが、天候が悪いときは確かにご指摘のとおり、建物の周りに全ての方が停まれるようなスペースが必要だと思っておりますが、今のこの密集地域に建っておりますので、これはなかなか難しいと考えております。できますことならば1人1台ということじゃなくて、ご近所の方の乗り合わせで来ていただくとか、このことの周知もしっかり担当でやっていただきたいと考えております。苓北町農協には、このAコープの使用許可をお願いをして了解をいただいております。その代わり買い物もしてくださいということでございますので、そういったことにつきましてももろもろ周知をしていきたいと考えているところでございます。

今後も地域の拠点施設でございますので、多くの皆様にご利用いただくために、施設の管理につきましては、万全な体制をとる必要があると考えております。今後も町の財政状況等も考慮しながら施設の維持・管理に努めてまいりたいと思っておりますし、とにかく雨漏りについては早く原因を突き止めて修理をしていきたいと考えているところでございます。

次に、町長としての私の動向についてご不満な方たちも多いと聞いておりますが、私は私のことですから言いにくくてあれでしょうけど、聞いておりません。聞いておりませんし、この町長の職務を遂行するにあたりましては、この町にずっと滞在していることだけが町長の職務でもございませぬので、まずご説明をいたします。

当然ながら、町の内外を問わず、行政全般に関わる各種総会や会議、催し等への出席、国や関係機関への陳情要望活動、企業訪問など多岐にわたる公務運営が課されておりますことをまずもってご理解をいただきたいと思います。その上で私の出勤日数、不在の日数についてのお尋ねでございますが、平成28年度と平成29年度の直近2カ年における、土曜、日曜、祝祭日を除く平日のみの状況について調べた結果で申し上げますと、平成28年度におきましては、244日が平日でありました。うち在庁日数が129日5時間、不在日数が114日3時間、平成29年度におきましては、244日の

内、在庁日数が131日4時間、不在日数が112日4時間でございます。

また、土曜、日曜、祝祭日につきましても、平成28年度においては、121日の内、43日、平成29年度においては、121日の内、47日は町内での催しや町外での大会・ふるさと会総会等の各種催しに出席をしております。

その内訳でございますが、昨今は非常にそれぞれの課題が多ございます。例えば一番我々に身近な簡易水道。この簡易水道も今、国は一般会計から金を出さないで企業会計に移してくれという、そういう大きな課題を持ちかけております。このことについては、下水道も同じでございます。そういうことを考えますときに、もし国の言うことをそのまま受け入れますと、今の料金のそれは5倍では足りないのではないかと。要するに町民生活に大きな影響が出てくるということでございます。その中で、私は簡易水道は熊本県の協議会の会長であり、全国の副会長であります。それと、下水道につきましても県の支部長であり、全国の副会長であります。そして昨年、平成29年度までは全国市町村水産振興協議会の会長を3期6年務めてさせていただいております。この件につきましては、この町も同じでございますが、大体5月に県の総会があり、そして5月末から6月にかけて、あるいは7月にある会もありますが、全国総会もございます。このなかで問題点をあぶり出し、この問題点に対してどう対応していくかという、そういうことも今度は行動があります。これは全て、全体のこともそうですけれども、町民に全部直結する問題でございます。そういうことがございまして、特に今の課題は水産関係はとにかく全国どこも、いわゆる磯焼け等について、なかなか生産が安定しないと、そういうことで後継ぎがないということでもあります。私が会長の間、後継者もなかなか育たない、そして新しい船もなかなか買えないということで、船についてはリース方式ということを採用しまして、自己負担が極端に少なくなる採用をいたしましたら、北のほうに限っては非常に効果があって、大量にこの予算を増やしてくれというような意見もありました。そして、自民党の水産部会とも連携しながら、この魚食文化が絶えているんじゃないかと。要するに学校の給食に採用できないかということで、私もそれに3回ほど呼ばれまして、自民党の水産部会のなかで発言もしてまいりました。それには予算が伴うことで、文科省のほうも来ておりましたけれども、その魚食を地域の魚食です、地域で採れたものを給食に使うということであると、全国で約500億円いるということで、文科省が非常に抵抗をしております、まだ結果が出ておりません。そういった意味で、県の大会、特に我が町は県の大会に1回出るだけで1日潰れます。おわかりになると思いますけれども、1時にあると、もう9時半ごろから出ていかなければなりません。そして帰ってくるのも6時過ぎです。そういうことがずっと重なって、今度は全国大会なるわけですけど、これも2泊3日で大体行かざるを得ないような状況であります。それと、その総会で決定した今度は来年度の予算要望とかもろもろの会とし

での要望がございます。それにも、また改めて長として対応を各省庁にしていかなければならない。また、選出国會議員、これは熊本県全体の国会の先生方にもお願いしていかなければならない。そういうことで、通常だと熊本県の会議だと大体1時間以内で往復できる方が大半です、役員の方。高速道路を使いますので。だから、そういう方々と我々は相当の差があると。もう我々、1回の会議に出るのに1日潰れると。だからこれ1日潰れた分はそういうこと。そういうのがいくつもありますから会議。しかし、その会議の中身は全て町民につながっているんです。町長としての役目を今度は役員じゃない方よりも、もっと強くアピールをして、強く町にも還元をしていけていると私は思っております。不在の場所がたくさんあるということではありますが、これは私もそういうことを鑑みて、今まで優秀な副町長さん、助役さん、お願いしておりましたし、総務課長も手配をしております。現在も副町長が立派に私の不在のときは務めてくれておりますので、そういった意味で対応は手分けしながらやっていくということで、これはご不満な点の方がいらっしゃいましたら、ぜひ、そういう説明もしていただければと思いますし、どうしても聞きたいとおっしゃる方は私のところに来ていただければ、よく説明をさせていただきます。

私は今の状況というのは、非常に町にとっては大きな効果が出てくる状況であるということを考えておりますし、ご理解を賜ればと思っておりますのでございます。

以上で、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 沖の田線のガードパイプの件でございますけれども、現在、通行禁止としてあるということでございますけれども、いつから通行止めになっているのかなという懸念がございます。これは現在、通行止めの標識も何もありません。やっぱり、この議会で答弁されるのは、的確な判断でやっていただきたい。私は昨日の夕方も見えてまいりましたけれども、その状況は全くございません。

ところで、このような所は別にはありませんか。危険であって放置してある所。これは先の浜口議員からの質問もこういったことがあったと思いますけれども、ないですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 沖の田線のガードパイプにつきましては、危険であるということで、私が4月になってから、これは通行止めにしたほうがいいんじゃないかということで指示したつもりですけれども、危険表示だけトラロープだけ張ったということで、もうすぐ施工はしますけれども、私が確認不足でございましたので、その点はお詫び申し上げます。

その他に、このような所がないかということでございますけれども、行政通信等を上

がってきたものを予算を確保次第、順次施工させていただきたいということで、現在新年度の予算でさせていただくということでございます。

先程に戻りますけれども、危険表示を必ず今後してから、危険な所はなるべく危険表示を行いたいと思います。以上でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 交通止めの標識とか片側通行の標識なんかというのは、やはり的確にしておいていただきたい。もし、このなかで事故が起きたりなんかしたときには、賠償責任になるということでございます。この点については、極力注意をしていただきたい、そう思います。特に人命にかかる問題等はですね。

雨漏りの件について、お尋ねをいたします。平成14年度からということでございますが、おおよそ4,000万円の修理費があります。そして、雨漏りがもう19年ぐらいから修理料が上がっているということでございますけれども、20年かな。その原因究明がまだわからないということだったですね。この件については、やっぱり専門職がおいてでございませぬので、一番専門職に近いのは副町長は土木系経験あたりがございませぬので、副町長さんにぜひ、お尋ねをいたしますけれども、この建物の雨漏りの原因がわからないというのは、どういうことでしょうかお尋ねをします。

○議長（山本政人君） 副町長、いいですか。副町長。

○副町長（松野 茂君） 松本議員の質問にお答えします。

この雨漏りの原因は平成20年に、一応800万円ぐらいかけて雨漏りを止めました。それでずっと10年間補償ということで、それまでは雨漏りはなかったんですよ。最近、私ちょっと、今雨漏りをしているということを知らなかったもんですから、だからそういったことで、10年前に800万円かけて止めておいて、10年補償で10年ぐらいしたら、また維持管理をせんばいかんというようなことでお聞きをしておりましたので、じゃあ来年ぐらいでいいかなと思っておいたら、松本議員おっしゃるように雨漏りがしているということでございましたので、この前初めて、大変申し訳ないですが、ご質問があって初めて私のほうに報告がありました。全然知らなかったもんですから、ちょっと見に行きまして、これはどういった方向性でまた同じ方向性でいいのかというようなことで、ちょっと私も土木のほうは専門なんですけど、建築のそういうガルバニウム工法とかいろんな新しいことがございますけど、それについてはちょっと詳しくございませぬので、大変申し訳ございませぬが、そういう答弁にさせていただきます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） この設計をされた方々のお名前とですね、わかったら、設計委託料についてどのくらいだったかを、わかる範囲内で結構ですが教えていただけますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） それでは松本議員のご質問にお答えをいたします。

当時の設計者ですけれども、東北工業大学助教授で有限会社阿部アトリエの阿部仁史氏、それと東北大学大学院工学研究科の小野田泰明助教授でございます。

この事業につきましては、熊本アートポリス事業の関係で、熊本県知事を通じまして推薦がっております。

設計委託料につきましては、1,809万1,500円となっております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 原因究明に至っていないということですが、原因は簡単なんですよね。外から室内まで穴がほげておるから雨が漏るわけですよ。簡単ですよ。そしておまけに、これは木造ですよ。コンクリートであれば確かに浸みてきますので、なかなか場所を特定ができないというのがあると思います。これは副町長さん、土木の専門屋でございますので知っておられると思いますけれども。この委託は東北大学の方。南から北までですよ。その中でやはり日本全国からこれは有数な方だと思いますけれども、原因究明ができない。この方あたりに問い合わせはなされたのでしょうか。簡単でよかったです。今度はじめてなつとらすけん、なかなかわからんから、前の方とか前の前の方とかがおいでですので、わかっている方が教えてください。

○議長（山本政人君） どなたが答えます。土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 3月まで3年間、おりましたのでお答えさせていただきますけれども、直接、設計者に問い合わせたことは私の3年間ではございません。

以上です。

○1番（松本良人君） その前の方。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私の記憶の範囲では、そこの設計事務所に来ていただいたように思っております。その原因究明ができなかったので、平成19年度になって大体わかって、そのどういう方法でやるかというのが、ガルバニウム何とかという鋼板か何かを被せるという形で一時停まっておったとですよ。僕も忘れておりました。ところが10年近く経ったなかでまた出てきましたので、今後はその原因究明をしっかりと、やはりまた10年15年しっかりと持てるように、あるいは永久に持てる方法があったらやっていかなければならないと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） この素晴らしい設計者の方がですよ、今のアートポリスに則って設計をして、5年ぐらいで雨漏りがしてですよ、そして現場にも今町長さんのおっし

やっておった設計事務所からおいでなって、見てみてからわからん。ガラスと木の間にコーキングすると水は止まるとですよ。常識ですよ。それがわからん方は、どういうことかなと思います。ただコーキングが日が照りこむもんですから、長く持てるか持てんかの問題だと私は思うとですが、そこら辺がわからない設計者の方は今後はそういった方は絶対、もう頼んでいただかんごて。私は思います。

そしてですね、この契約が10年間で何か雨漏りも修理した業者の方が、責任を持って補修するというような契約がなされていると聞いたとですが、それは本当ですかね。

○議長（山本政人君） そのことについて、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 平成20年度に工事がなされておりました、今年度いっぱいということですね。平成31年の3月まで補償になっております。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今後も、またやはり修理屋さんとは10年契約とか何かで、ずっと引き続きやっていかれる考えでしょうか。あるいは、このままバケツかポリ容器を据えていっちょかれるか、そこら辺重大なことですよ。ここでは、詩吟大会の全国大会なんかも行われる所ですね。あれがちょうど、雨漏りのしとつとなかにですよ下に降りる通路の真ん中にバケツが置いてありますので、あの横が着物にあたれば着物も買ってやらんばん。そういうこともあつとじゃなかるかなと思いますが、そこら辺まで考えておられるのかなと思います。もう多分ないと思いますので、いいです。打ち切ります。

今後とも対応を、十分な対応をなさっていただきたい。そして先程町長は町の拠点であるというようなことを申されましたので、あまり格好悪くない素晴らしい、見ても素晴らしいなるほどなというような集会所として管理をしていただきたいなど、そう思います。

それから駐車場の件でございますけれども、現在は私たちも来たときには、駐車場がなかときには、小学校の駐車場を利用させていただいております。今は役場とかなんとか一緒になって、そこら辺も使わせてあるということでございますけれども、不特定多数が利用される集会所でございます。ときには、体のご不自由な方々の集会とか老人会の方々の集会とか、あるいは子供連れの方々の集会等もありますが、そのときに雨なんか降った場合はやはり近くがいい、そう思いますけれども、町では駐車場の増という計画はありますか。検討をなされたことがありますか。お尋ねします。

○議長（山本政人君） このことについては、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 現在のところ、駐車場を増やすという計画はございません。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ないということですが、私、ちょっとお尋ねしますけれども、正面から向かって右側の所に草地がございます。草地の入り口にはバリケードが張ってあります。それから小学校のほうの正門前にはトラロープが張ってあって、草ぼうぼうしておる草地がございます。これを上手に利用したならば、やっぱり20台以上の駐車ができるんじゃないでしょうか。そしてまた裏手にもいくらかの駐車スペースがあるんじゃないでしょうか。あります。上手に土を埋めたりなんかしたらですね。そこら辺の利用して云々ということはお考えになったことはありますか。

○議長（山本政人君） このことについて答弁、どなたですか。教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 緑地部分につきましては当時、公園にして町民の憩いの場にしようということで設計をされたようでございます。晴天で駐車場が不足する場合は、以前から駐車場として開放するようにしております。一応、トラロープを外してですね。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私はこの前、商工会の総会のとくにですね、こう眺めとったとですけども、あのときかなり雨も降りましたが、Aコープから私は向こうのほうに停めましたけれども、トラロープを外して駐車停めてくださいというような意思表示は全くなかったように思われます。

ただ、このスペースはやはり建築基準法上、何らかのスペースで例えば緑地とか、あるいは空き地にしなければならないというような法的な根拠もあつとじゃないでしょうかと思いますけれども、どなたか専門家の方がおいでになればですね、建築基準法や消防法との絡みはありますか、ありませんか。

○議長（山本政人君） わかりますか、どなたか。

○1番（松本良人君） この辺も調査検討していただいて、ぜひ、あそこを駐車場として開放していただくようなことを、前向きで検討していただくことはできますか。ここは、町長さんに聞いたほうが一番よかでしょ。町長さん。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、駐車場はあるんですよ。近くに。例えば富岡あたりは、あの中央道路に家の真ん前に停めれば、駐車場と思ったらっさん人も多いわけですね。ただし、今おっしゃったようにですね、体が悪い方たちのための駐車場を、天気悪いときは特にですね、やっぱり設けなければならないかなど。そういうことをしながら小学校のスペース、そしてAコープのスペース、そして給食調理場前のスペース等も活用していただいて、やりくりをしていくと。そのなかで何と言っても、雨が降ったときなんかの場合のお年寄りに対する対応をどうするかということは、今後

早急に検討をさせてみたいと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ぜひですね、町外の方もおいでくださるような集会・会合等もあると思いますので、町内ばかりでなくそういったこともございます。ぜひ、前向きで検討をしていただきたいなと思います。

それで、町長の動向についてお尋ねをします。いろいろ長をお持ちであるとか、役員を持ってあるとか、あるいは距離の問題とかご説明をいただきました。この他市町との均衡とか何かもあるうと思いますね。例えば天草市、上天草市あるいは益城町、そこら辺の町長の動向と現在苓北町長の動向の比較等はございませんか。何かしてみられたことありませんか、総務課長。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） その件につきましては、それぞれ違いますので、調査はしておりません。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私なりに、あちこち調べてみましたけれども、やはり大きな市でもあるにも関わらず、町長さんこっだけ町長、市長が町を空けられる所はあまりなかったようです。

それから極端に申しますと、今の形では平日のおおよそ半分ぐらいはおいでにならんわけですよ。平日の半分ぐらい。私は、町長確かに年数も経っておって能力があられますので、やはりいろんな所の会長とか副会長とかなさっておられると思いますけれども、ここ苓北町は小さい町なんですよね。やはり、できれば分相応、町のですよ、町の能力の分相応というのものもあるんじゃないかなと思います。

それから副町長の代理とか、あるいはそれに代わる方の代理の出席等ができる会議もあるんじゃないかなと思います。そこら辺を今度どう考えておられるか、ひとつお答えを願いたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 分相応と申し上げられましたけれども。

○1番（松本良人君） あの分相応というのはですね、言い方が間違えとるかもしれません。町の勢力の分相応です。

○町長（田嶋章二君） いえいえ。私が言うのは、町が小さくても町民に直結する案件ですから、そういった意味で例えば水産振興の市町村のあれは、私でいいと皆さんおっしゃるから対応している。大事なことです。私も引き受けてやってきておりますし、水道とか下水道なんか特にそうですよ。今後は企業会計に向けて立場がしっかり中央官庁と立ち上げられる人間でないと、ただ大きな市長になったって。言っておきます

けど、大きな町の長だから能力があるとは限らないです。選挙で選ばれるわけだから。小さな町だから能力がないとは限らない。それと、私も町の町民に直結するような役職しか受けていないです。それと職員。最近では熊本県の市町村共済組合の理事長もやらせていただいておりますが、これも大きな課題がいっぱいあります。町の職員にとっても大事なことです。ですから、関係のあることをやっているわけでありまして、これが不在なときはここに優秀な副町長と総務課長、それぞれ課長がおります。齟齬をきたさないようにちゃんとやっているわけでございますので、その点となんさま遠いんですよ。特に熊本市であるときが一番遠い。1日かかる。よその人たちは2、30分で行ける人たちが。

○1番（松本良人君） 先程聞きましたので、わかります。

○町長（田嶋章二君） でもわかっていないから、また再質問が上がったと思います。

○1番（松本良人君） わかっておりますので。

○町長（田嶋章二君） そういうことです。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） すみません。先程ですね、優秀な部下を置いて副町長あたりをお願いしとるということをお聞きをしました。実は、有事の際の対応について、ちょっとお尋ねをします。

町から、広報ですね、スピーカーの広報ですが、あるいは広報紙等によって地震・津波発生時や非常時の対応について、常に周知されて町民の安全確保に努めておられるということはわかっております。しかしながら、町長さんここにご不在の分が2日に1日しかおいでにならないということですが、実は苓北町の防災計画のなかで、読んでみます。「第2章、水防組織・水防本部」ですが「水防本部等で町は熊本地方気象台及び県から、水防に関する気象予防等の通知を受け、洪水・内水・高潮または津波の恐れがあると判断したときから、その洪水・内水・高潮または津波に対する危険が解消するまでの間、苓北町役場内に水防本部を設置する」ということになって、水道本部は組織図があります。これがこの本部ですが、これには本部長は町長がなっておられます。そして、副本部長に副町長あるいは教育長、消防団長があたられるようになっております。これは、いつ通知を受けるかわからんわけですね。洪水・地震・津波。そういったなかでこの緊急事態が発生したときに、たぶん副本部長に指揮を執らせるということになって、天草全土が災害に遭ったときに、よその市長あたりが陣頭指揮に立って采配して、苓北町が副本部長あるいは消防団長あたりが采配を受けてきたと。そして甚大の被害を被ったというようなことになれば、何かよそから相当批判を受けるようなことがあるように思われますが、この執行体制ですよ。水防本部の体制自体をどうお考えになるか、お願いをします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） おっしゃるとおり、災害はいつ何時起こるかわかりません。ただし、松本議員の論法でいきますと、それを心配しとったらどこにも行かれんごてなつとですよ。大事な会議にも。ただし、そういう本部長副本部長を決めてありますので、もしそういうことがあったならば、まず私は大至急帰ってくると。帰ってくる途中に本部を立ち上げて副町長が代行していくと、これが有事のときの対応だと思いますし、今の論法でいけば一切大事な会議には出られんという話になってきますので、そのところは災害が起こったときにどうその機能を果たしていくかというのが大事なことだと思います。今、どこにいても連絡は取れます。そういった意味で、連絡を取りながら私もなるだけ早く帰ってくると。その間、私と連絡を取り合った副町長が皆さんの指揮を執ると、これはあくまでも過程の話でありますけれども、そういうことだってできるということでございますので、これはおっしゃるとおり、いつ何時起こるかわからないです、災害は。そのときのために、副本部長制を設けてあるわけでございますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） すぐ帰ってこられるということであれば、そう大きな災害じゃないと思いますけれども。災害があれば、まず交通が遮断されますのでね、やはり私たちは町長不在で、その災害を乗り切るように努力はしなければいけません、頑張りたいと思っております。

実は先の6月4日に開催されました振興計画審議会で、町長挨拶のあとに突然、町長おらっさんごてなつたですね。議長、副議長、農協、商工会、観光協会、ほとんどの方が苓北の議長さんはおいででございますので、多分そこら辺の雰囲気はわかっておられますけれども、代表の方々が参加されたその中で、いろんな意見が出た。先の浜口議員の一般質問にもありましたけれども、苓北町の10年後20年後の将来を見据えた振興計画の会議でございます。最後まで出席された方は誰一人退席されることなく、真剣に討議がなされておりましたが、私はこの振興計画は最も苓北町の行く末を骨組みの最高の機関だと思いますが、町長には最後まで同席していただいて、この会議の雰囲気や意気込み等も感じていただきたかったなて。こういった思いをしたのは、私だけだったかなというようなことを思います。このような状況は、今回の振興協議会だけの問題じゃなかつたですね。やっぱり、町長の不在の日が多い、多忙ということになります、会議途中で挨拶ばして帰られて、その中の雰囲気なんかがないと思いますけど、その後副町長と代わられたり、総務課長と代わられたり、そういったことが私は必要だと思うとすね。そういったことはお考えになられたか、なられないか。

○議長（山本政人君） はい、今発言の途中ですが、これ振興協議会の会長は議長の山

本がしました。町長は帰るときに、別の公務がありますということではっきりおっしゃって退席をされました。そのことはここで、皆さん方に申し上げておきます。

はい、町長。

○町長（田嶋章二君） このときも、企画政策課長は出る必要がないから日程に上げておきませんでしたと。ただ、来ていただいて最初の挨拶をしてもらえば、皆さん方に対して対応できるのではないかと。また、他の会議につきましても、担当課長は必ず残っているはずで。その会の雰囲気等々は担当課長から話を聞いたなかで、どれが必要なのか、どういう意見が出たのかというのは、ちゃんと大事なことの報告はございますので、それで対応をしまいでございます。そういった意味で、何もこれを放棄しているわけではないんです。その点は、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 最後の質問になろうかと思えますけれども、出張状況について他市町におきましては、長には長の出張する場合は随行者とかあるいは関係課員と一緒においでることがほとんどだということも聞きましたけれども、今、町もそういった基本でやっておられるかなど。ただこれはやっておるか、おられんかということで。時間がございませんので、簡単に。総務課長。町長はよかです。総務課長、お願いします。総務課長。

○町長（田嶋章二君） 市役所は随行者がおります。町長で付いてこられる方は、よっぽど体の悪い人か、よっぽどご高齢の方です。

○議長（山本政人君） 松本君。もう時間がひっ迫していますのでね、まとめて。

○1番（松本良人君） 実は、体の弱い、丈夫かの何のというのは、あれにはならんと思うとですよ。これは、今、国会とかなんかでいろんな件で揉めております。やはり、どこに行ってもどうしたというのは、1人では行っては疑われる可能性が結構多いでございますので、ぜひ、随行者とか何かと共に行っていただいて、出張旅費などいろいろと思いますが、そこら辺もあまんまり問題にならんごてしていただきたいなと思えます。

○町長（田嶋章二君） 最後、はい。

○1番（松本良人君） ちょっと待ってください。時間がなかけん。町長が言われれば、私言い出せません。

○町長（田嶋章二君） 言い出でて、質問じゃないんですか、あなたのは。意見じゃなかでしょもん。

○1番（松本良人君） まだ言いよつとですよ。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 実は、先の2件の質問をさせていただきました。これは町道の沖の田線の簡単な歩道のガードパイプの錆による補修の件、それから志岐集会所雨漏り

の件でございますが、町道沖の田線はですね、都呂々のど真ん中です。そして志岐集会所につきましては総会・大会・イベント等で開催され、1万1,000ぐらいの人間の方々が集まれる施設なんですね。それには総会等には常に町長さん、ご案内いただいていると思うとですね。この件をあえて私は簡単な質問でございましたけれども、最初に質問をさせていただきました。この2件。この理由は、この一番中心部にあるのを、せめて1年に1回ぐらいは町長は各地区の、中心部でもいいですので、足を運んでいただいて、また常々集会等の会議等には、その会議室は大丈夫だろうか眺めていただく。そういったふうに気を配っていただきたい。そして、町民の安心安全を確認をしていただきたい。担当課ではなくても、行政のトップの方は常々行政サービスを町民の安全を心しておられたならば、今回、真っ先に2件の質問なんかは、大事な時間にする必要ないんですよ。ですね。そこら辺、ぜひお願いしたい。町長は町を出られて、対外的な活動をしていただくのも、副町長、担当課長にでも幾らかその席を与えられて、できるだけいっくらかですね、数パーセントでも結構ですので、町内にも留まっていたいで町民のそういった小さなサービス、諸事情も体験をしていただきたいと思います。

これで終わりますけれども、町長さん、何かございましたらお聞きをしていただいで。私は終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに、トラロープだけしか張ってなかったとか、大事なことです。しかし、これは担当者がやるべき話でしょ。私は報告も受けておりませんでしたから。そういうことですから、よくこの担当者に伝えてしっかり危険地域の表示も出すようにしてやりたいと思っております。これ、みんなが心構えをして、私がないことだという話じゃないと思っております。

あとは、旅費等々言われておりますが、半々ぐらいですね。たいがい協議会とか何かの役職をやっていればそちらから出てまいります。簡易水道大会とか。簡易水道のときには簡易水道協議会から出てきます。水産振興協議会のときも全て町の金は使っておりません。そういう分担で、町が出すべき金については出していただいでいます。そういうことでございます。しっかり、町長の仕事を私は果たすために、そういうことをやっていると考えております。

○議長（山本政人君） はい。これで松本良人君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

明日は、9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後4時48分

平成 3 0 年 6 月 8 日 (金)

(第 2 日目)

## 平成30年第19回荅北町議会定例会会議録（第2日目）

平成30年第19回荅北町議会定例会は、平成30年6月8日荅北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

### 3. 不応招議員（なし）

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 野田 寛子

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教育課長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会計課長	坂元 俊司

## 8. 議事日程

- 日程第 1 報告第 2 号 例月現金出納検査の結果報告について（平成29年度  
2月分・3月分・4月分、平成30年度4月分）
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認について  
専決第 1 号 荅北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認について  
専決第 2 号 荅北町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認について  
専決第 3 号 荅北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 4 号 専決処分の承認について  
専決第 4 号 平成29年度荅北町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 6 承認第 5 号 専決処分の承認について  
専決第 5 号 平成29年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算  
（第5号）
- 日程第 7 承認第 6 号 専決処分の承認について  
専決第 6 号 平成29年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第4  
号）
- 日程第 8 承認第 7 号 専決処分の承認について  
専決第 7 号 平成29年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第5号）
- 日程第 9 承認第 8 号 専決処分の承認について  
専決第 8 号 平成29年度荅北町水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 承認第 9 号 専決処分の承認について  
専決第 9 号 平成29年度荅北町下水道特別会計補正予算（第3  
号）
- 日程第11 報告第 3 号 平成29年度荅北町繰越明許費繰越計算書（荅北町一  
般会計）の報告について
- 日程第12 議案第40号 平成30年度荅北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第41号 平成30年度荅北町下水道特別会計補正予算（第1  
号）
- 日程第14 諮問第 1 号 荅北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに  
ついて
- 日程第15 閉会中の継続審査調査の件
- 日程第16 議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第2号 例月現金出納検査の結果報告について（平成29年度2月分・3月分・4月分、平成30年度4月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第2号、例月現金出納検査の結果報告書、平成29年度2月分・3月分・4月分、平成30年度4月分が提出されましたので、お手元に配付をいたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終わります。

-----○-----

日程第2 承認第1号 専決処分の承認について

専決第1号 苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（山本政人君） 次に、日程第2、承認第1号、専決処分の承認について、専決第1号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第1号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、旅費管理システムの更新により旅行命令書の様式第1号を変更したことに伴い、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしたものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 承認第1号、苓北町職員の旅費に関する条例の一部を改正

する条例の内容についてご説明いたします。次の次のページ、条例本文をお開き願います。

平成30年荅北町条例第22号。

荅北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

荅北町職員の旅費に関する条例（昭和30年荅北町条例第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。様式第1号（第3条関係）別紙のとおりとして、次のページとその次のページに改正前の旅行命令書の様式と改正後の旅行命令書の様式を添付しております。なお、添付分は総務課行政係で出力したものでございます。

主な改正箇所は、旅行命令額記載欄の右横に、旅費支出項目元を出力することとし、自所属支出、他所属支出、旅費なし、の区分を表示することにいたしました。また様式下段の旅行命令額の判定根拠欄をより詳細に記入することとするとともに、旅費行程の記載欄を設けました。

条例本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、荅北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、承認することに決定しました。

-----○-----

**日程第3 承認第2号 専決処分の承認について**

**専決第2号 荅北町税条例の一部を改正する条例**

○議長（山本政人君） 日程第3、承認第2号、専決処分の承認について。専決第2号、荅北町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第2号、専決処分の承認について。苓北町税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）が平成30年3月31日付けでそれぞれ公布されたことにより、苓北町税条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長からご説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 承認第2号、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。次の次のページ、条例本文の1ページ目をお願いいたします。

平成30年苓北町条例第23号。

苓北町税条例の一部を改正する条例。

苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、先程町長からも説明がありましており、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が3本、地方税法施行規則の一部を改正する省令が2本という6つの法令が、平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として、同年4月1日から施行されることとなりましたが、このうち、政令第126号及び総務省令第25号は、平成31年4月1日、政令第127号は平成34年10月1日からそれぞれ施行されることとなっており、最初に申し上げました地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）につきましては、条文ごとに施行日が、平成30年4月1日から平成30年10月1日など、平成34年10月1日まで、10の施行日に分かれております。

このため、今回の平成30年3月31日の専決処分としましては、平成30年4月1日施行となる条分のみを対象として、苓北町税条例の一部改正を行ったものであります。このため、平成30年10月1日以降に施行となる残りの分につきましては、今後の議会に上程したいと考えております。

今回の主な改正事項は、法人町民税における内国法人に係る外国関係会社に対して課される所得税額等を、法人税割額から控除する規定及び納期限が延長された場合の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備、バリアフリー改修が行われた劇場等に係る固定資産税の減額措置の新設、並びに固定資産税における負担調整措置の期間の延長等が行われることに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いします。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。今回の改正での条文の整備、条項等の変更につきましては、説明を省略させていただき、主な改正事項について説明いたします。

1ページ、2ページにつきましては、条文の整備、条項等の変更でありますので、説明を省略させていただきます。

3ページをお願いします。第47条の5は、公的年金等所得に係る町県民税を年金から特別徴収する場合の規定であります。第3項につきましては、当該年度の上半期においては、前年度の税額の2分の1を暫定的に特別徴収する場合においても準用することを定めておまして、読み替え規定において、読み替えられる言葉を補足するための説明を追加するものであります。

4ページをお願いします。第48条第2項、第3項は、法人税において内国法人が実質的に支配している外国の子会社等の所得を、日本の親会社等の所得に合算して課税することとなったことに伴い、租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を町民税、法人税割額から控除することについて規定するものであります。

その他の項については、項ずれや適用条項の変更であります。

6ページをお願いします。第52条で新たに加えられた第2項、第3項及び第5項、第6項は、法人町民税の納付に係る納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更生等があった場合には、増額更生等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定するものであります。

7ページをお願いします。附則の第3条第2項は削除です。第3条の2については、延滞金の割合等の特例における特例基準割合適用についての規定の整備であります。

8ページをお願いします。8ページから9ページの附則第10条の2の改正は、固定資産税の償却資産の課税標準に乗ずる減額割合を市町村の条例で定めることができる、我が町特例に関する条項であります。第1項から第3項については、環境保全に関する施設整備に関する規定で、第4項からは、再生可能エネルギーに関する施設整備に関する規定であり、法律改正に合わせ、追加及び条項ずれの整備を行っております。

10ページから12ページは、附則第10条の3について、第3項から11項までは

法附則15条の8に係る政令改正に伴う条項ずれの整備であります。

12ページをお願いします。附則第10条の3第12項は改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減免に必要な申告書の記載事項について、新たに追加されたものであります。

13ページをお願いします。13ページから16ページにかけての附則第11条から第15条までにつきましては、固定資産税の特例に関して法律改正による適用する規定の適用期限の延長などによる整備を行ったものであります。

恐れ入りますが、条例本文の4ページをお願いします。戻っていただきます。

附則としまして、第1条で、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2条で、町民税に関する経過措置を、第3条で、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第3号 専決処分の承認について

専決第3号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、承認第3号、専決処分の承認について。専決第3号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第3号、専決処分の承認について。苓北町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例を、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）が、平成30年3月31日付けでそれぞれ公布されたことにより、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する必要性が生じましたが、議会を招集するいとまがないとみとめ、専決処分をいたしました。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長からご説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 承認第3号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。次の次のページをお願いいたします。

平成30年苓北町条例第24号。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、次のページをお開きください。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

今回の主な改正事項は、地方税法施行令等の改正に伴い、1つには課税限度額の引き上げ、もう1つは、5割軽減、2割軽減額の算定基準の見直し、軽減の対象者を拡大するものであります。

第2条は、国民健康保険税の課税額についての規定であります。第2条第1項の第1号から第3号で、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額が定義され、第2項から第4項で、それぞれの課税額の内訳、限度額が規定されています。基礎課税額が定義されています第2項の中で、限度額をこれまでの54万円から58万円に改めるものであります。

第15条は、税の減額の基準についてでございます。第1項は、3つの課税額の限度額を定めていまして、そのうち、基礎課税分の限度額が54万円から58万円に改められております。第1項第2号が、5割軽減の額の算定についての規定でございます。対象となる基準額の算定において、基礎控除となる33万円に加える額として、被保険者

の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に、同様に、第1項第3号において、2割軽減の対象となる基準額の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、現行49万円から50万円に引き上げるよう改めるものでございます。

前のページの条例本文に戻っていただきたいと思います。附則としまして、施行期日として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以下、国民健康保険税の経過措置等を規定したものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。質疑ありますか。

松本君。

○1番（松本良人君） 私なりに解釈をさせていただきましたけれども、低所得者の方にはいくらか有利になる方があって、ある程度所得の多い方にはちょっと負担がかかるというようなことというふうに解釈をしたわけですが、それに間違いはないでしょうか。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） そのとおりでございます。昨日、全員協議会でもご説明したとおり、高所得層にかかります限度額のラインが54万円から58万円に引き上げられてことで、税収は、その部分は増えてきます。

5割軽減、2割軽減の基準となるラインが引き上げられて、対象世帯が増えたことによって、中低所得層にはプラスといいますか、有利になるようなことでございます。

○1番（松本良人君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、承認することに決定しました。

**日程第5 承認第4号 専決処分の承認について**

**専決第4号 平成29年度苓北町一般会計補正予算（第8号）**

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、承認第4号、専決処分の承認について。専決第4号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第4号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度苓北町一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、3月31日までに確定いたしました地方譲与税、交付金交付税、国庫支出金、町債等の最終確定が終わって、調整の必要があったもの及び事業確定による補正でございます。

なお、承認第4号以下承認第9号まで同様の提案をしております。特別会計では、事業費の確定及びそれに伴う会計間の繰り入れ・繰り出し等もございましたので、各特別会計につきましても、補正予算の専決処分をいたしております。

なお、内容につきましては、企画政策課長及び担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 平成29年度苓北町一般会計補正予算（第8号）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出それぞれ4,362万円を減額し、総額を49億8,539万6,000円とするものでございます。今回の補正は、平成29年度における交付税・補助金等収入の確定及び各種事業の精算が主なものでございます。

主な点について、説明をさせていただきます。

6ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正。1、変更ですが、款6商工費、項1商工費、富岡キリシタン供養碑千人塚公園駐車場整備事業50万円を増額し、750万円とするものです。

7ページをお願いします。第3表、地方債補正。1、変更ですが、各事業費の確定による起債限度額の変更です。

10ページをお願いします。歳入です。款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税から18ページ、款10交通安全対策特別交付金までは、交付金、交付税等の確定によるものでございます。

19ページをお願いします。款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は、老人福祉施設並びに保育所入所負担金、合わせて123万8,000円の減額、目3衛生費負担金、節1保健衛生費負担金は、養育医療保護者負担金7,000円の増額です。

20ページをお願いします。款11分担金及び負担金、項2分担金、目2農林水産業費分担金、節1災害復旧費分担金は、農地等災害復旧費申請者分担金144万3,000円の減額です。

21ページから22ページの、使用料及び手数料ですが、それぞれ確定による補正で、使用料が16万8,000円の減額、22ページ、手数料が21万4,000円の減額です。

23ページをお願いします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、それぞれ精算に伴い、国の負担する割合分を計上しております。目1は合計で493万円の増額、目2衛生費国庫負担金は1万7,000円の減額です。

24ページをお願いします。項2の国庫補助金ですが、目1総務費国庫補助金から目12消防費国庫補助金は事業費の確定により、合計で188万2,000円の減額です。

25ページをお願いします。項3委託金は精算によるもので、合計で17万2,000円の減額です。

26ページをお願いします。款14県支出金、項1県負担金は、国の負担金同様、県の負担割合を計上し、県負担金合計で328万4,000円の増額です。

27ページをお願いします。項2県補助金、目1の総務費県補助金から、次のページの目7の災害復旧費県補助金までは、それぞれ事業費の確定、精算によるもので、県補助金合計で65万4,000円の減額です。

29ページをお願いします。項3県委託金につきましても、精算によるもので、合計で6万4,000円の増額です。

30ページをお願いします。款15財産収入、項1財産運用収入は、実績により合計で126万8,000円の増額です。

31ページをお願いします。項2財産売払収入も実績によるもので、82万9,000円の増額です。

32ページをお願いします。款16寄附金ですが、目1総務費寄附金は一般寄附金、ふるさとづくり寄附金の実績合計で25万2,000円の減額です。

33ページをお願いします。款17繰入金、項2基金繰入金ですが、各事業の実績に伴い、合計で7,602万5,000円の減額です。

34ページをお願いします。款19諸収入、項4受託事業収入、目1農林水産業費受

託事業収入は実績により2万3,000円の増額です。

35ページをお願いします。項5雑入、目1雑入はそれぞれ実績に伴い、7万9,000円の減額、目2過年度収入は実績により、合計で18万1,000円の増額です。

36ページをお願いします。款20町債は、それぞれ事業費の確定によるもので、合計で360万円の減額です。

37ページをお願いします。歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8報償費はふるさとづくり寄附謝礼品32万5,000円の減額、節25積立金は、基金及び利子積立、合わせて93万2,000円の減額。目5財産管理費は財源区分の変更。目6企画費、節11需用費11万4,000円の減額、節19負担金補助及び交付金は事業費の確定により、合わせて147万9,000円の減額。目10交通安全対策費は財源区分の変更。目13電算システム管理費、節13委託料は機器不具合対応による保守委託料の増額により、11万6,000円の増額。目14情報化推進費はソフトウェアライセンス購入必要数の減により使用料及び賃借料11万6,000円の減額です。

38ページをお願いします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節19負担金補助及び交付金は通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金86万1,000円の減額です。

39ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節11需用費2万円の減額、節12役務費2万円の増額、節19負担金補助及び交付金は茶北町社会福祉協議会補助金、結婚祝補助金、合わせて210万円の減額、節28繰出金は、国民健康保険特別会計の精算により、合計で354万8,000円の減額。目2老人福祉費は精算により、節13委託料28万円の減額、節19負担金補助及び交付金20万円の減額です。

40ページをお願いします。目5後期高齢者医療費、節28繰出金は、後期高齢者医療特別会計の精算により1万3,000円の減額。目6障害福祉費は事業の精算により、節19負担金補助及び交付金、合わせて8,000円の減額、節20扶助費で、合わせて639万6,000円の減額、節23償還金利子及び割引料は12万6,000円の減額です。

41ページをお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は精算で、節13委託料は放課後児童健全育成事業委託金34万5,000円の減額、節19負担金補助及び交付金は、延長保育事業補助金43万1,000円の減額、節20扶助費、児童手当、誕生祝い金、合わせて404万円の減額です。

42ページをお願いします。項4国民年金事務取扱費は財源区分の変更です。

43ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、

妊婦健診委託料30万円の減額。目2予防費は、財源区分の変更。目3環境衛生費は、下水道特別会計繰出金349万円の減額、目5健康増進事業費、節3委託料は合わせて142万5,000円の減額です。

44ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、農地利用最適化事業及び農地中間管理機構集積支援事業の精算で、節1報酬56万1,000円の減額、節7賃金30万6,000円の減額、節9旅費5万7,000円の減額、節11需用費13万5,000円の減額、節12役務費1万8,000円の減額。目3農業振興費は、人・農地問題解決加速化交付金事業の精算で、節3職員手当は2万4,000円の減額、節9旅費8,000円の減額、節19負担金補助及び交付金は、次のページの6次産業化推進補助金まで、合わせて129万4,000円の減額です。

45ページをお願いします。目4畜産業費も実績によりまして、節19負担金補助及び交付金36万円の減額。目5農地費、節11需用費60万円の減額。目6農業経営基盤強化促進対策費、節19負担金補助及び交付金は39万7,000円の減額。目7堆肥センター管理費は財源区分の変更です。

46ページをお願いします。項2林業費、目1林業振興費も、それぞれ事業の精算実績により、節8報償費120万円の減額、節13委託料3万8,000円の減額。目2林業費は、財源区分の変更。目3治山事業費、節19負担金補助及び交付金30万円の減額です。

47ページをお願いします。項3水産業費、目1水産業振興費並びに目2漁港管理費は財源区分の変更です。

48ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目3観光費、節15工事請負費は、千人塚公園駐車場舗装事業の工事請負費50万円の増額、節19負担金補助及び交付金は、富岡城お城まつり事業の精算により30万4,000円の減額。目5富岡城公園管理費は精算により、節1報酬64万8,000円の減額、節13委託料35万7,000円の減額です。

49ページをお願いします。款7土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、節13委託料114万1,000円、節17公有財産購入費90万3,000円の減額です。

50ページをお願いします。項3河川費、目1河川総務費、節9旅費43万円の減額です。

51ページをお願いします。項4港湾費、目1港湾管理費、節13委託料は34万円の減額です。

52ページ、項5住宅費、目1住宅管理費は、財源区分の変更です。

53ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、目1常備消防費は、財源区分

の変更。目2 非常備消防費は、事業費の精算により、節1 報償費は財源区分です。報償費。節1 9 負担金補助及び交付金、合わせて8 6 万円の減額。目3 消防施設費は財源区分の変更。目4 災害対策費は、熊本地震対策職員派遣事業費で、節9 旅費6 7 万8, 0 0 0 円の減額、節1 4 使用料及び賃借料6 万5, 0 0 0 円の減額、節1 9 負担金補助及び交付金は、民間建築耐震改修補助金で申し込みがなかったため、1 0 0 万円の減額です。

5 4 ページをお願いします。款9 教育費、項1 教育総務費、目3 住宅施設費は、財源区分の変更。目4 語学指導費、節1 報酬は、3 3 万3, 0 0 0 円の減額です。

5 5 ページをお願いします。項2 小学校費、目1 学校管理費並びに目2 教育振興費は、財源区分の変更です。

5 6 ページをお願いします。項3 中学校費、目1 学校管理費、節1 9 負担金補助及び交付金は、県大会出場補助5 0 万円の減額。目2 教育振興費は、財源区分の変更です。

5 7 ページをお願いします。項4 社会教育費、目2 公民館費は財源区分の変更、目3 社会教育施設費、節1 6 原材料費5 0 万円の減額。目4 文化財保護費並びに目5 志岐集会所管理費は、財源区分の変更です。

5 8 ページをお願いします。項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、節8 報償費2 5 万円の減額です。

5 9 ページをお願いします。款1 0 災害復旧費、項1 農林水産業施設災害復旧費、目1 農業用施設災害復旧費は、財源区分の変更です。

6 0 ページをお願いします。款1 1、項1 公債費、目1 元金は財源区分の変更。目2 利子、節2 3 償還金利子及び割引料4 1 0 万円の減額です。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑行いますが、質疑はありませんか。

松本君。

○1 番（松本良人君） 4 3 ページですが。

○議長（山本政人君） 4 3 ページ、はい。

○1 番（松本良人君） 健康増進事業費の中で、各種健診の委託料が、ある程度1 0 0 パーセントに近い受診率だと思いますけれども、少々余っております。これは、1 0 0 パーセントに近い数だと思いますけれども、平均どれぐらいの受診率かなと思います。

それから、やはり受診されない方がおいでだと思いますが、平成3 0 年度の未受診者の対策等については、どうお考えかなと思いますけれども。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 43ページの件ですけど、平成29年度の実績のほうを、数字をつかんでまいりましたので、率より実数のほうでよろしいでしょうか。

○1番（松本良人君） はい。

○健康増進室長（本田 保君） 乳がん検診が362、子宮頸がんが同じく362、胃がんのエックス線247、胃がん内視鏡180、肺がん589、乳房超音波135、前立腺がん182、大腸がん554という実績は把握しております。例年ですね、検診の受診率が46か47、48ぐらいをいっておまして、とにかく50を目標に、今後も啓発活動とかを取り組んでやっていこうとは考えております。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 検診等については相当重要なものだと思います。ぜひですね、未受診者の方々にいろいろ問題がありますので、そこら辺の指導の徹底を新年度には、平成30年度には頑張っていたいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 48ページの観光の中の富岡城お城まつり事業の補助金というのが30万4,000円の減額となっていますけれども、昨年度は台風の影響により中止をという、ステージイベントが中心になりましたけれども、ほかの事業はやっておられるわけですが、その減額の理由、先程の精算ということですが、その理由をもう一度お願いします。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） お城まつりの補助金の減額についてということでございますけれども、お城まつり補助金につきましては、当初町予算100万円で計上しており、概算で支出をしておりました。お城まつり補助金につきましては、その財源としまして、県の平成29年度地域づくり夢チャレンジ推進事業補助金のほうにも申請をしておまして、当初249万9,000円の交付決定をいただいております。しかしながら、先程申されましたように、直前の2日前ですかね、週末に台風が来るということで、やむなく中止決定をしたものでございます。

それに基づきまして、まずは県の補助金がどのくらいになるのかということで、県の担当のほうと打ち合わせをさせていただきました。当然、開催直前の中止でありますので、それまでに経費を支出しておりますので、できるだけ県のほうに認めてもらうという形で交渉をいたしまして、最終的に、県のほうから147万9,000円の補助金をいただいたものです。

お城まつりの精算としまして、総事業費が298万6,983円、それで、県の補助

金が147万9,000円いただいておりますので、それを引きまして、あとは県の補助対象とならなかった部分で、ステージの設置費は県のほうが認めてもらえませんでした。それと、事業の中で、絵画コンテストというのもやったんですが、それも対象にはならないと、県のほうでは言われたんですけども、その分については町としては補助対象とみれるということで、その分は補助対象に入れまして、総事業費から県の補助金を引いて、その部分に係る金額を出したところで、町の補助金を69万6,000円ということで算定をいたしまして、30万4,000円は戻入ということで、返納をいただいていたものでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 確かに、県のほうのそういった補助金も、大変厳しい中で、私も実行委員会の中に入っているんですけども、それぞれが寄附金等を集めて回って、大変厳しい中で実行委員会で工夫しているわけですので、町のほうとしても厳しいでしょうけども、できれば当初予算の100万円、満額のほうを、今後実行していく上でお願いをしておきたいと思います。終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。ありますか。

はい、倉田君。

○5番（倉田 明君） 1点、37ページ、電算システムの関連で、先程の説明の中で、機器の不具合による修理ということだったようですが、当初は6,100万円余り組んであるわけですが、この11万6,000円というのは、出張費とか、あるいは純たる修理費、その辺の状況を。そしてまた、管理委託といいたいまいしょうか、その辺はどこまで範囲が及ぶのか、その辺もわかっていたらお願いします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 37ページの電算システムの保守委託料ですけども、通常の保守につきましては、倉田議員申されましたように、当初の予算で支出をいたしておりますけれども、これは機器が、その時点で不具合を生じたということで、その部分は特別の保守ということになるということで、別途修繕費がかかりましたので、その分を支出をさせていただきたいということで予算を計上しております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 特別なことという修理の内容でございますが、その辺は、どこまでが特殊か普通なのかわかりませんが、そういうことで、先方が言われるならばやむを得ないんでしょうけれども、やはり、ご承知のとおり非常に電算システムの管理費が年々高くなってきております。そういう意味においては、やっぱりしっかりとその辺も見据えたところでされていると思いますけれども、なおかつ慎重に対応いただければと思っております。終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに質疑がないようです。質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 承認第5号 専決処分の承認について

##### 専決第5号 平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第6、承認第5号、専決処分の承認について。専決第5号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 専決第5号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ517万6,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,983万円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、歳入では国県補助金等の確定、歳出では給付費等の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。歳入です。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、節1療養給付費等負担金1,763万5,000円の増額です。節2過年度分は、116万1,000円の増額です。いずれも国庫負担金額確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金は362万1,000円の減額です。節2特別調整交付金は171万1,000円の増額です。目2国保情報集約システム改修補助金、節1国保情報集約システム改修補助金は5万4,000円の減額です。交付額決定と事業額確定によ

るものでございます。

8 ページをお願いいたします。款5療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金、節1現年度分は280万9,000円の減額です。交付額確定によるものでございます。

9 ページをお願いいたします。款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、節1現年度分は305万5,000円の増額です。交付額確定によるものでございます。

10 ページをお願いいたします。款7県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金、節1現年度分は31万円の減額です。交付額確定によるものでございます。

11 ページをお願いいたします。款9共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業費、節1現年度分は674万2,000円の増額です。目2保険財政共同安定化事業交付金、節1現年度分は659万8,000円の増額です。いずれも交付額の確定によるものでございます。

12 ページをお願いいたします。款11繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2出産育児一時金繰入金は56万円減額です。節4事務費繰入金は13万3,000円の減額です。節5その他繰入金は、285万5,000円の減額です。いずれも事業費確定によるものでございます。

13 ページをお願いいたします。款11繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金は2,138万9,000円の減額です。基金の取り崩しの必要がなくなったためでございます。

14 ページをお願いいたします。款13諸収入、項4雑入、目5特定健診等利用者負担金、節1現年度は5,000円増額です。実績によるものでございます。

15 ページをお願いいたします。これより歳出となります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12役務費は10万4,000円の減額です。節13委託料は5万4,000円の減額です。目2連合会負担金、節19負担金補助及び交付金は2万9,000円の減額です。いずれも事業の確定によるものでございます。

16 ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、節19負担金補助及び交付金は158万4,000円の増額です。目2退職者保険者等療養給付費、節19負担金補助及び交付金は581万2,000円の減額です。いずれも事業の確定によるものでございます。

17 ページをお願いいたします。款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節19負担金補助及び交付金は150万円の減額です。事業の確定によるものでございます。

18ページをお願いします。款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、節19負担金補助及び交付金は84万円の減額です。事業の確定によるものでございます。

19ページをお願いします。款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、節19負担金補助及び交付金は144万1,000円の増額です。事業の確定によるものでございます。

20ページをお願いいたします。款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業医療費拠出金、節19負担金補助及び交付金は674万2,000円の増額です。目3保険財政共同安定化事業拠出金、節19負担金補助及び交付金は659万8,000円の増額です。いずれも事業の確定によるものでございます。

21ページをお願いいたします。款8保険事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節13委託料は155万円の減額、節19負担金補助及び交付金は130万円の減額です。いずれも事業の確定によるものでございます。

以上が、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の内容でございます。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 只今説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第6号 専決処分の承認について

専決第6号 平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第7、承認第6号、専決処分の承認について。専決第6号、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） 承認第6号、専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお願いいたします。

専決第6号、平成29年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ707万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,546万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由といたしましては、歳入では介護保険料及び国県補助金等の確定、歳出では保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。まず、歳入です。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料324万9,000円の増額、節2現年度分普通徴収保険料18万3,000円の減額、節3滞納繰越分普通徴収保険料10万9,000円の増額は、それぞれ確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金は506万6,000円の減額、目2地域支援事業交付金は、介護保険事業交付金と包括的支援事業・任意事業交付金、合わせて143万円の増額は、交付額確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金につきましては、介護保険事業交付金と包括的支援事業・任意事業交付金、合わせて交付額の確定により15万2,000円を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。款7繰入金、項1基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金676万9,000円は、取り崩しが必要でなくなったため減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出です。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、実績により、施設介護サービス給付費、特定入所者介護サービス給付費、合わせて616万6,000円の減額でございます。

11ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防日常生活支援サービス事業費92万2,000円は、実績により減額するものでございます。目3その他諸費1万円も、同じく実績により増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目6認知症総合事業支援事業費は実績により財源調整をするものでございます。

最後に、13ページをお願いいたします。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金及び目2償還金は、実績により財源調整をするも

のでございます。

以上が、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご承認のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第8 承認第7号 専決処分の承認について

#### 専決第7号 平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第8、承認第7号、専決処分の承認について。専決第7号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 専決第7号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について、ご説明をいたします。1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ225万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,045万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では保険料の確定、受託事業の確定によるものでございます。歳出では受託事業の確定と広域連合への納付金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。歳入

です。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料、節1 現年分は、63万5,000円の減額です。目2 普通徴収保険料、節1 現年分は60万円の減額です。いずれも確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。款3 繰入金、項1 繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 事務費繰入金は1万3,000円の減額です。繰入金確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。款5 諸収入、項4 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入、節1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、89万4,000円の減額です。事業の確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。款5 諸収入、項5 雑入、目1 雑入、節1 雑入は11万7,000円の減額です。事業確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。これより歳出となります。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節1 2 役務費は10万4,000円の減額です。

すみません、順番が、再度訂正いたします。

歳出、10ページです。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節1 報酬が4万2,000円の減額です。4 共済費が1万1,000円の減額です。9 旅費は2万3,000円の減額です。11 需用費は4万1,000円の減額です。節1 3 委託料は6万4,000円の減額です。節1 9 負担金補助及び交付金は84万3,000円の減額です。いずれも事業の確定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、1 9 負担金補助及び交付金は123万5,000円の減額です。事業の確定によるものでございます。

以上が、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の内容でございます。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行いますか、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行いますか、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 承認第8号 専決処分の承認について

##### 専決第8号 平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第9、承認第8号、専決処分の承認について。専決第8号、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 専決第8号、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。次の次のページをお願いします。

今回の補正は、平成29年度水道事業費の確定によるもので、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,775万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金ですが、実績により70万円の増額でございます。これは、口径50mmの大型加入が1件ございましたので、増となりました。

7ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料ですが、実績により50万円の減額でございます。

8ページをお願いします。款4繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金ですが、歳入の確定により繰り入れが必要でなくなったため220万円を減額するものでございます。

次に、歳出につきまして説明いたします。9ページをお願いします。款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費でございますが、節11需用費につきまして、薬品料、電気料金の減により、節13委託料につきましては、水道施設管理委託料の入札残でございます。

10ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金は、基金繰入金の減額に伴う財源区分の変更です。

以上で、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご承認のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行いますか、質疑はありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 7ページでございますけれども、水道の使用料が50万円減額になっていますね。これはやはり世帯の減に伴うものでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 平成28年度と29年度を比較させていただきました。火力発電所の定修が主な理由だと思いますけれども。火力発電所の定修、定期点検が主な不足だと思いますけれども、月当たりに平均させていただきますと、約70万円の29年度は減でございました。以上です。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ほかにないようです。質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 承認第9号 専決処分の承認について

##### 専決第9号 平成29年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第10、承認第9号、専決処分の承認について。専決第9号、平成29年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 専決第9号、平成29年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明をいたします。次の次のページをお願いします。

今回の補正は、平成29年度下水道事業費の確定によるもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ349万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,940万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入につきまして、款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金は、歳出の確定に伴う減により349万円の減額でございます。

次に、歳出について説明いたします。7ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費でありますが、総額で349万円の減額でございます。節11需用費で、修繕料の実績による349万円の減額です。

以上で、平成29年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

す。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行いますか、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第9号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

**日程第11 報告第3号 平成29年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について**

○議長（山本政人君） 次に、日程第11、報告第3号、平成29年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 報告第3号、平成29年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

平成29年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。

平成30年6月7日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときには、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。平成29年度苓北町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。これは、それぞれ3月議会で議決いただきました繰越明許費の額決定によるものと、専決処分を追加変更したものを、翌年度繰越額として報告するものです。款2総務費から款10災害復旧費まで、11の事業で繰り越しを行っております。事業費合計で、1億7,584万1,000円で、平成30年度に繰り越した額は1億

7,020万8,000円でございます。財源内訳で、国県支出金が6,741万8,000円、地方債が5,360万円、一般財源が4,919万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号を終わります。

[「議長、休憩を」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、今要望がありましたように、ここで休憩をいたします。11時5分まで休憩をします。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第12 議案第40号 平成30年度苓北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第12、議案第40号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第40号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に835万円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億7,535万円とするものでございます。今回の補正予算は、道路橋梁費補助金、農業費補助金の決定、学校給食の電磁回転釜の修繕に係る事業費の補正が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第40号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

平成30年度苓北町一般会計予算の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ835万円を追加し、歳入歳出それぞれ45億7,535万円とするものでございます。

4 ページをお願いします。第2表、地方債の補正です。

1、変更で、公共事業等債、道路事業、限度額を90万円増額し、1,780万円とするものでございます。

7 ページをお願いします。歳入です。款11分担金及び負担金、項1負担金、目3衛生費負担金、節1保健衛生費負担金は、特定疾病児童日常生活用具給付保護者負担金1,000円の増額です。

8 ページをお願いします。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節1道路橋梁費補助金、防災・安全社会資本整備交付金106万1,000円の増額です。

9 ページをお願いします。款14県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金は、特定疾病児童日常生活用具給付県補助金9万3,000円の増額。目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金は、攻めの園芸生産対策事業補助金220万5,000円の増額です。

10 ページをお願いします。款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、繰越金409万円の増額です。

11 ページをお願いします。款20町債、項1町債、目3土木債、節1道路橋梁債は、道路事業分で90万円の増額です。

12 ページをお願いします。歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節11需用費は、富岡港船客待合所外構等の修繕料95万6,000円の増額です。

13 ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費、節13委託料は、緊急通報システム事業業務委託料96万3,000円の増額です。

14 ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節20扶助費は、特定疾病児童日常生活用具給付費12万6,000円の増額です。

15 ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金は、攻めの園芸生産対策事業補助金220万5,000円の増額で、内容は、レタス包装機4台分の補助金です。

16 ページをお願いします。款7土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、節15工事請負費は、改良工事196万1,000円の増額で、町道田の平線、年柄1号線分です。

17 ページをお願いします。款9教育費、項5保健体育費、目2学校給食費、節11需用費は、故障した電磁回転釜の修繕料213万9,000円の増額です。

以上で、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 9ページの攻めの園芸生産対策事業補助金ですけれども、これは先程支出のほうでレタス包装機の4台分と言われましたが、ほかに何かありますか

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今回の補正は、レタス包装機4台のみでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○9番（田嶋豊昭君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありますか。

山下君。

○10番（山下時義君） 山下です。土木管理課長にお尋ねします。

○議長（山本政人君） はい、何ページですか、ページ数を言ってから。

○10番（山下時義君） 16ページであります。田ノ平線のことでお尋ねします。この予算によってどのくらいの改良工事の幅が、長さができるのか。今後、どういう、何年度で田ノ平線の改良は完成するのか。この2点についてお尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 只今の御質問にお答えいたします。

およそ今回補正分、当初予算分合わせまして、大型ブロック15m延長を予定しております。なお、今後、またおよそ30数mございますので、来年度内示額次第でございますけれども、再来年度ぐらいまでには目処が立つかなということでございますが、内示額次第でございます。交付金ですね。およそ、あと3年ほどかとは考えておりますけれども、交付金の内示額次第ではそれよりもちょっと長くかかるような感じでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○10番（山下時義君） はい。

○議長（山本政人君） 石田議員。

○6番（石田みどり君） 13ページでございますけれども、緊急通報システム事業業務の委託料ということで載っておりますが、これは民間委託をされると思いますが、民間で、委託先はもう決まりましたか。それによって、不具合はないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） 緊急通報システムの事業委託料なんですけれども、今

言われたとおり、民間委託でございます。

不具合に関しては、今まで消防方式でしたけど、今回2市1町の天草地域災害連絡協議会のほうでいろいろ協議をしていただいて、今よりサービスが上がるという予定で、民間委託になる予定でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

はい、石田君。

○6番（石田みどり君） 民間の業者とかはもう選定されておりますか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） このシステムの変更が10月の予定になっておりまして、この補正予算が通過後、7月からプロポーザル方式で業者を選定いたしたいと思っております。

○6番（石田みどり君） ありがとうございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 17ページです。学校給食費の中に、修繕料が213万9,000円組んでありますけれども、炊飯器はたしか電気からガスに替えたんですよね。今度は、そのままの電気は電気でするわけですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 電気、電磁の回転釜を予定しております。何分、給食調理場は平成12年12月11日に業務を開始しておりまして、現在17年が経過しております。そういった状況もあって、今回故障したのかなと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は、昨年といいますか、炊飯器のときに、あそこは電源三法でもできているし、電気ならば衛生状態も一番いいんだということで、発言をさせていただきました。ただその中で、電気よりもガスがということで、やむを得ないかなと一歩譲ったわけでございますけれども、今後はできるだけですね、環境と言ったらちょっと語弊になりますけれども、あの調理場を1年でも2年でも長くもたせるような努力のために、できる限り今の状態、要するに電気の状態で改修等々については進めていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） はい。ほかにありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 13ページですね、緊急通報システムの、おおよその、今ま

で消防だったですね。それで民間委託された後の、そのフローチャートというんですかね、どういった形で変わりますとか、全く同じですとか、器具の扱い方とか管理の方法とか、あるいは伝達の方法とか、そこら辺をわかっていたら教えていただきたいなと思います。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） 先程申し上げました消防方式から民間方式に今回変えさせていただきますけど、今ペンダント方式で何か具合が悪くなったときは、胸のボタンを押すと、今まで消防に通報が行った分を、今回民間に通報が行きます。システム的には個人さんは全く変わりませんので、先程も申し上げましたとおり、民間に委託してもサービスは変わらないという前提で、今回この補正を提案させていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） サービスが変わらんとすれば、あえて96万円3,000円の補正をしなくてもそのまま結構だし、それと、消防署に直接ということであれば、救急車に即通じるようなこともあるんじゃないかならうかと思えますね。民間の場合は、そこまで出向いて、必要であったなら救急車を呼ぶというのが管理になろうかと思えますけれども、多分天草市あたりは救急車の出動回数あたりが多いから、民間のほうに一応ステップをとって、それから消防とかに通報するんじゃないかならうかと思えますが、苓北町は戸数も少ないわけですので、そこら辺からと思えますが、どう、お考えでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） 今回の天草地域の緊急通報システムは、上天草市、天草市、苓北町、同時の方法で導入をいたしますけど、サービスに関しては、今以上、先程はちょっと同じと申し上げましたが、今以上を見込めるということもちょっとさっき言葉足らずで申し上げられませんでしたけれども、あと費用の分もですね、今この機器が平成4年に導入しておりまして、機器の老朽化も若干ありまして、民間委託のほうで費用のほうも大分安くなるということで、今回民間委託のほうを選んだということになります。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○1番（松本良人君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 15ページの、これは県補助金等にもなりますが、攻めの園芸生産対策事業、これは前からありましたかね。

それから、17ページで、学校給食費の修繕が213万円ありますけれども、これはこういう機器の修繕あたりは補正で組むわけですか。これはずっと事業といいますか、

給食の整備状況をずっと見ていって、これは当初予算で来年修繕しようとか、あるいは状況によっては3年後に修繕しようとか、そういう形に十分管理をしていかないと、子どもさんたちに、そういうその場その場の取り組みをすれば、安全な給食の供給ができるのかという不安感があるわけですよ。やっぱり、こういう補正で器具を修繕するのではなくて、私は修繕することに反対なんじゃないんですよ。こういう取り組みの仕方がですね、やっぱりずっと見据えておってから、ずっと急急じゃなくて、ずっと見据えておってせんと、何か出てきたけんあて、そぎゃん危なかけん補正ばすつとやもんということでは、保護者の皆さんの理解も得にくいというふうに思うわけですよ。やっぱり今後の対応も十分してほしいというふうに思います。

そういうことになった経緯も、若干教えてください。以上、2点です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私が報告を受けた範囲では、急に壊れたから、これがないと困るので、至急修繕をしたいと聞き及びましたので、補正に上げたところでございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 攻めの園芸生産対策事業ということのご質問ですが、この事業につきましては、県の単県事業で、地方創生を財源といたしまして、今回新規に県が実施する単県事業でございます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 電磁回転釜につきましては、3台あるわけですが、今回、1台が突然故障したということで、今回補正に上げさせていただきました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そっち見て言ったのは町長に言ったのではなくて、汐崎課長に、今まで十分管理ができていなかったから、急にこういうものが出てきたんではないかということで、前課長に言うたわけですけども。

そういうことで、急にということには、やっぱり原因があろうかと思います。使用の方法が悪かったのか、不適切だったのか。それとも、ずっともう年数を経過してきたからもう壊れてもしょうがないということなのか。それとも、買ったばかりなのに壊れたならば、これはメーカーに問い合わせ、この200万円余りをメーカーから払ってもらおうと。そういう方法もせんと、壊れたけん、さあ補正ですばい、さあお金出しますばい、いくらですかという感じではやっぱりだめだというふうに思います。

特に、先程言いましたように、繰り返しになりますが、学校給食は安全を一番、おいしさよりも安全性をモットーとするわけですよ。そういうこともありますので、今後、管理については、十分力を入れてといいますか、してもらいたいと思います。

なぜ急に壊れたのか、そこら辺、返事をください。

それから、地方創生の分の攻めのは、もうちょっと中身を教えてもらっていいですか。外側だけで、中身が今の説明ではわかりにくかったと思います。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） この単県事業につきましては、農業経営の増加あるいはTPPの大筋合意によりまして、外国農産物との競争等から、県内の園芸を取り巻く環境が厳しくなると予想されますので、熊本県農業の成長を牽引するための園芸作物の省力化、そしてこの対策事業としましては、ほかにも耐候性ハウスの導入とか、ハウスの補強とか、そういったメニューがございますが、その国内外との競争に負けないようにということで、今回つくられた補助事業でございます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 何といたしまして、年数が17年経過をしております。そういったこともあります。それと、部品自体ももう10年で製造中止ということで、そういったこともありますので、今回修繕をぜひしたいということで、よろしくお願ひします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 農業の、15ページのほうですが、あといっちょもうちょっとわかりやすい言葉で、私が農業をしていればですね。私も野菜なりつくつとるならば、今の説明がわかると思いますけれども、今の説明でも何か外枠だけの説明で、例えば、イノシシは入ってこんごとしとると、その柵の話のごたる感じのするですよ。それで、中に何をつくっているのか。そのところが今わかっておれば教えてください。わからんならば、もう具体的にはわからんということでもかまわんと思います。

それから、教育課長の説明の中で、年数を経ているから、例えば12年ですか、17年ですか、だから通常管理が必要になってくると思うですよ。それで、メーカーもちょいちょい来られて、管理の点検もされるわけでしょう。であればですね、その管理の点検に来らしたときに、悪いところは抜き出しておいてくださいと。教えてくださいと。そうせんと、補正では、今度はたまたま皆さんオーケーオーケーと出されますけれども、1万円、2万円ぐらいの補正ならば比較的通りやすいと思いますが、昨日ちょっと触れましたけれども、今後高齢者が増えていくと、非常に財源を探すことにも今後は非常に厳しいものがあるかと思うわけですよ。年間通したやっぱり、複数年通した収支を、職員みんなが考えとかんと、いきなりでは難しいものがあります。だからといって、やめるわけにはいかんわけでしょう。子どもさんたちの食事を供給する部門ですから。そういうことでお願ひしたいと思います。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今回の攻めの園芸の事業につきましては、苓北町農協園芸部レタス部が補助金を申請する。そして、町に受け入れるというものでございます。この事業の主な目的は、レタスの出荷調整、あるいはラップ包装に労力が大変かかるということで、そのための省力化を一番の目的に、今回レタス包装機を4台導入するものでございます。

この省力化により、大きな目的になるものは、面積拡大を目指していただくということで、今回の導入を決定した次第でございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ほかにないようです。質疑なしと認めます。

討論を行いますか、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第41号 平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第13、議案第41号、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第41号、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）。

平成30年度苓北町の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。第1条、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,169万6,000円とする。

2、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補

正」による。

平成30年6月7日提出。荅北町（長）、田嶋章二でございます。

議案第41号、平成30年度荅北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）をご説明いたします。3ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正ですが、富岡浄化センター更新工事から、富岡浄化センター更新事業への事項の変更でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項2下水道事業費、目1下水道事業費、節15工事請負費から節13委託料への組み替えとなります。更新事業の内容から委託料へ変更いたしました。

以上で、平成30年度荅北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 今回、工事費から委託料に全面的に変更されるわけですが、事業そのものを、従来のように下水道事業団に委託するということになるかと思えます。それでいいんですかね。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 高戸議員のおっしゃるとおり、下水道事業団になると思われます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○3番（高戸幸雄君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

倉田君。

○5番（倉田 明君） ご案内のとおりですね、債務負担行為が平成31年度から32年度まで2億1,200万円ほど組んであります。事業が富岡浄化センターの更新事業ということでありますが、これは施設の長寿命化に向けたところのあれということで、理解していいんですかね。もしよければ、わかる範囲で、もっと具体的な主なポイントを説明いただければと思っています。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 富岡浄化センターの更新工事ですが、現施設が平成11年度より稼働しております。一応機械設備、電気設備の更新が国で定めておりますところの15年をもう超過して、本年度から19年目を迎えております。その関係で浄化センター内の主に機器の更新でございます。電気・計装設備、泡を防止する装

置、拡販する装置等の改修工事でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○5番（倉田 明君） はい、終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） この工事請負費から委託料に変更する場合ですね、工事請負そのもの、あるいは委託そのものの法的な制約はございませんか。ある程度の額の高いやつとか、あるいは器具・部品については、請け負いがいいだろうと、委託そのものになったらどうかということであろうと思いますけれども、その法的な根拠があれば、これでいいわけですが。

○議長（山本政人君） 法的な根拠はありますか。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 一応、松本議員ご指摘のとおり、地方財務実務提要という指針がございまして、そちらと照らし合わせて変えるようにいたしました。

以上でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 3ページの債務負担行為補正の2億1,200万円と、5ページで、今度請負費から委託料に変えたことは、関連しているのかということ。

それから、なぜ、今ちょっと、内部の機械のという話がちょろっと出ましたけれども。機械の修繕は工事ではなくて事業という、そういうとらえ方でいいのか。それとも、もうちょっとほかに大きな理由、要するに工事請負費から委託料に持っていった大きな理由を教えてください。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） まず変更でございますが、更新工事が、当初予算の計上の際の誤りでございまして、富岡浄化センター更新事業ということで、本当は計上するべきでした。これは申し訳ございませんでした。

ということで、予算のほうも組み替えさせていただいたということになります。一応、工事費から委託料ということですが、この工事の更新事業の性質上、富岡浄化センターという著しく高度で専門的な施設でございますので、一般の業者の方がなかなかそれに対応できないということでございましたので、今までどおり、築造当時から携わられていただいた日本下水道事業団のほうにお願いしたいかと思っております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、まだ事業団という名前を出していいのかわかりませんが、事業団がするから事業にしたわけですか。一般競争入札じゃなくて、随意契約とか何とかで、これまでも事業団とされてきていると思いますけれども、事業団が、当初は一般競争入札にするつもりだったので、工事請負費で組んで、よく考えたらやっぱり事業団だと。だから委託料に変更したということになるのか。そこら辺の経過を教えてください。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 本当は当初からご説明いたしましたとおり、委託料のほうで出すべきものを、こちらの勘違いによりまして、工事費として出させていただいたということです。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは確かに間違いを素直にですね、間違いであるということは、今の新聞なんかを見ればあり得ない正しいことで、感心しておりますが、これは金額が2億1,000万円ですよ。やっぱり金額の大小で認められるんだとか何とか、そういうことではありませんけれども、やはりもう少し慎重に、ただ工事請負費が委託料に変わっただけなんだという、金額も何も変わったらんとだということではなくて、やはり一つ一つを大事にしてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 浜口議員ご指摘のとおり、これからは十分気をつけて予算の執行に当たらせていただきたいと思います。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）

については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 諮問第1号 苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本政人君） 次に、日程第14、諮問第1号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本諮問について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 諮問第1号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましての説明をいたします。

このことにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記、齋藤高子氏、記、丸井律子氏の2名でございます。

なお、齋藤高子氏、丸井律子氏の経歴につきましては、次ページ以降に掲載してございますので、ご参考の上、ご意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明がありました。

本件について、質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、人権擁護委員の職務・内容はこういったものがあるのでしょうか。例えば相続関係のこじれとかですね、結婚問題とか、そういう部分もあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 只今のご質問にお答えします。

人権擁護委員の活動としましては、人権相談、それと子どもの人権教室の取り組みや男女共同参画事業への取り組み等、それと自由人権思想に関する啓発や宣伝等、民間における人権擁護運動の充実に努めるということが主なもので、活動としましては、人権相談所並びに天草市地区で人権擁護委員協議会というのが組織されておりますので、こちらにおいて、専門部会の委員となって、各活動に取り組んでいただいております。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 概念としてはそういうことなのでしょうけども、もう少し具体的に例を出しましたような形でですね、教えていただければというふうに思います。質問は3回に決まっておりますのでですね。先程質問したのは人権擁護委員の職務・内容

について教えてください。

それから次に、例えば相続問題のこじれとか、あるいは結婚・離婚、そういう問題なども出てくるんですかとお尋ねしたので、そのことについてお答えが欲しいと思います。何か、抽象的な話では、私のお尋ねしようという回答にはなっていないというふうに思います。

それから、このことについて、ご本人の意思ですね。まあやる気といいますかね、そういう体調の問題とかいろいろあろうかと思えます。そういう中で、例えば途中で体調を崩されて事故が起こったとか何とか、そこら辺のお尋ねも、もうちょっと具体的な業務内容を教えていただかんとよくわかりにくい部分がありますので、今度加えて、先程の職務の内容、それと、それに加えて、ご本人の意思について、教えてください。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 職務の内容といたしましては、先程申し上げましたけれども、相談業務が一番最初にありまして、それと併せて専門委員会での子どもを対象とした人権擁護の啓発活動、人権教室とか、あとSOSミニレター等あります。それと、寸劇等も行って、高齢者大学とかに出向いて、人権の擁護啓発等に努められております。

そして、もう1つは、候補の方の体調等でございますけれども、一応活動について書類を出していただきまして、それと実際にお会いしまして、お話をして、まず無報酬であるということ、それもボランティアで活動をしていただくということをお伝えします。それと、先程体調等もお話がありましたけれども、意欲についても、ご相談をして、そういうことで役に立つことであれば、積極的に取り組んでいきたいということで、お話をいただきましたので、そういうことで、候補者として推薦を提案するところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 最後になりましたけれども、どうも、私がお尋ねした部分の回答が出てきませんが、例えばですね、もっと具体的に、人権人権ということではなくて、それは当然なんでしょうけれども、もうちょっと深く入って、先程ちょっと具体的過ぎたかどうかわかりませんが、相続問題のこじれ、素直にいった場合は問題ないと思いますが、相続問題のこじれの相談とかですね、あるいは離婚をすとか離婚をしないとか、そういう部分の相談にのるとかということです。

まあ、その相談の内容によっては、具体的な部分が知りたかったのは、委員になられて、例えば離婚とか相続とかが具体的な話で来られて、それにかかわるような経験を持つ委員さんがおられた場合には、過去の事案を当人の事案を掘り起こしてしまうという部分にもなってきたかという気はするんですよ。そういう、まさに子どもさんの人

権だけなんですということになってくれば話は別ですが、そういう大人の成人の離婚の問題とか何とか、そういうこじれてきた場合の相談にもものらなければならないということになってくれば、当然そういう部分がなってくると。そういう部分も引き合いになってこようかというふうに思うわけですね。そこら辺が、ちょっと私がもうちょっと具体的になかなか率直に言えない部分もありますので、わかりにくいかというふうに思いますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

最後ですので言いますが、良い行いはなかなか大きくなりません。しかし、悪いといえますか、あんまりそうでない事案については、背びれ、尾びれがいっぱい付いて、小さなことでも、過去の話の大きな形で広がっていく可能性を秘めていると思うととです。そこら辺は当人もそういうことを十分理解しておられるのかどうかですね。このAさん、Bさんどちらかということ、どっちということではありませんけれども、当然子どもさんもおられる、お孫さんもおられるということになってくればですね、そういう話が子どもさんの耳にも知らなかった部分が入っていく可能性もあるわけですよ。だから、そこら辺まで十分自覚しておられるのかどうか、ということです。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 先程も申し上げましたけれども、本当に、ボランティアで頑張ってください職種であります。その委員さんたちが100パーセント相談とか、いろいろあったことを全部解決をしてもらおうということで設けられているものではありません。ですから、今までの委員さんでも、できない部分等につきましては、上部団体、法務局等につなぎとして連絡、報告をするようになっていきます。ですから、そういうことで、100パーセント全部を解決していただくようにということではお願いもしておりませんので。

ですから、こちらとしましてもできる範囲で頑張ってくださいという。それと相談業務も経験がえられる、会社でもえられる、両名ともそういう経歴をお持ちですので、そういうことでこちらのほうとしては推薦をするようにしたところでございます。

○議長（山本政人君） はい、わかりました。

ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） この方々の推薦を決定をなされた経緯、経過を、例えば区長会にお諮りしたとか、あるいは民生委員さんたちに相談をなされたとか、あるいは今回は、多分地区にお一人ずつとか何か決めてあるわけじゃないかなと思いますけれども、そこら辺、どういったかたちで決定をなされたかなという、その経緯ですね。

この仕事というのは、これは地域の中でですね、人権が侵害されんように配慮して、人権保護を目的とした活動をなさらにやいかんのじゃないかなと思うとですね。そこら辺やはり区長さんとか民生委員さんたちもいろいろな形でやっておられるので、一緒に

なってやっつかんばんならんことあると思ひますが、そこら辺の経過を教へていただきたいと思ひます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） まず、人権擁護委員さんの任期が今度来るといふことで、次の候補者を選定するわけですけど、基本的には現在の委員の方で、年齢要件等を満たすことであれば、また続けてお願いをするといふことでお願いをしております。

そこで、当人が、もう都合によつてどうしてもできないといふことであれば、次の方をといふことになってくるのです。そういうときに、一応その現職の委員さんにもご相談をしまして、どういふ方がおられるか、それと町のほうでもどういふ方がおられるかといふのを検討いたしまして、今回の候補者の方をお願いしたところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 地域の方にはあんまり打たせてないと。町のほうと今まで現任者の委員の方とお話をして決定したといふことでしょうかね。

○議長（山本政人君） どうですか、その点は。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） ほかに、意見を聞いたりしたところはありませんけれども、主にはそういうところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今後の問題ですけれども、この人権擁護委員さんは確かにボランティアですよ。そして、法務大臣が委嘱をすることになっていると思つてですね。そしてその委嘱の段階でも、やはり、町が法務局に推薦をした後、弁護士会とか、あるいは人権保護委員会の何か協会があるといふことでございましたけれども、そこら辺に打たせて、そこでオーケーをといふことであれば、大臣名で委嘱がなされるといふことで、大事なことです。そういったことでございますので、ぜひ今後は、今後まだいろいろ更新される方がおいでと思ひますので、ぜひ区長会とか、民生委員協議会あたりとお話をされると、やっぱりそういった手立てをしてやっつていただきたいと思ひます。今回はしよんなかけんですね。今後のお願いでございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい。質疑なしと認めます。

ここで、この件を、従来までは、平成17年の第20回定例会から簡略化と申しますか、そういうことで異議がない場合は「異議なし」といふようなことで認めてきたわけでありまして。しかし、今回は、一議員さんから投票によつて決定をしてほしいといふ要望がなされました。その要望書を議長も重要だといふふうに判断をいたしました。

したがって、会議規則第82条の規定によって、無記名で投票をするということに決定をいたします。

それでは、ここで、議場の出入口をまず閉めていただけますか。

[議場閉鎖]

○議長（山本政人君） それでは、只今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、6番、石田みどり君、7番、野崎幸洋君、8番、浜口雅英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙のそれぞれの枠の中に、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

2人いらっしゃいますので、まず、齋藤高子さんについて、投票をいただきます。

[投票用紙配付]

○議長（山本政人君） 投票箱の確認をいたします。

[投票箱確認]

○議長（山本政人君） 投票用紙の配付漏れはございませんね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい。

それでは、只今から投票を行います。事務局長が氏名と番号を読み上げますので、順次投票を願います。

[投票]

○議会事務局長（龍岡 学君） 1番、松本良人議員。2番、廣田幸英議員。3番、高戸幸雄議員。4番、松野重幸議員。5番、倉田明議員。6番、石田みどり議員。7番、野崎幸洋議員。8番、浜口雅英議員。9番、田嶋豊昭議員。10番、山下時義議員。11番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ありませんね。

これから、開票を行います。

立会人、6番、石田さん、7番、野崎さん、8番、浜口さん、開票を願います。

[開票]

○議長（山本政人君） 投票の結果について報告いたします。

齋藤高子さんですね。投票総数11票、有効投票11票、無効はありません。

有効投票のうち、賛成が11票、以上であります。

それでは、次に、丸井律子さんについて投票をいただきます。

投票用紙を配ります。

さっきと同じように、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記入ください。

[投票用紙配付]

○議長（山本政人君） 投票の立会人について、お願いをいたします。

9番、田嶋君、10番、山下君、11番、錦戸君、よろしくお願ひいたします。

投票箱の点検をいたします。

[投票箱確認]

○議長（山本政人君） 異常ありませんね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） それでは、事務局長が番号とお名前を読みますので、順次投票をしてください。

[投票]

○議会事務局長（龍岡 学君） 1番、松本良人議員。2番、廣田幸英議員。3番、高戸幸雄議員。4番、松野重幸議員。5番、倉田明議員。6番、石田みどり議員。7番、野崎幸洋議員。8番、浜口雅英議員。9番、田嶋豊昭議員。10番、山下時義議員。11番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ありませんね。

これから、開票を行います。立会人に、9番、田嶋君、10番、山下君、11番、錦戸君、前のほうにお願いいたします。

[開票]

○議長（山本政人君） 諮問第1号の投票の結果について報告をいたします。

2人目の丸井律子さんについての投票結果です。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません。

有効投票のうち、賛成が7票、反対が4票です。

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、諮問第1号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、齋藤高子さん、丸井律子さんとともに適任とする答申をすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第15 閉会中の継続審査調査の件

○議長（山本政人君） 次に、日程第15、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会活性化等検討特別委員長及び広報委員会から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第19回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

閉会 午後0時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員